

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年7月28日

案件名	第2次相模原市地球温暖化対策計画の改定について					
所管	環境経済	局 区	部	ゼロカーボン推進課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	地球温暖化に関する本市や国内外の動向などを踏まえ、脱炭素社会の実現と気候変動適応の推進を図るため、第2次相模原市地球温暖化対策計画を改定するもの。				
	効果測定指標	市域の温室効果ガス排出量			施策番号	33
		R5	R6	R7	R9	
	事業効果 年度目標	357.4万t			331.6万t	

審議事項	第2次相模原市地球温暖化対策計画の改定について ・計画の位置付け ・2050年の目指すイメージ ・新たな削減目標の設定 ・再生可能エネルギー目標の設定 ・施策体系の見直し ・計画改定に向けたスケジュールについて
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

**事案概要**

地球温暖化は地球規模の問題であるが、本市においても、令和元年東日本台風により甚大な被害が生じるなど喫緊の課題となっており、令和2年9月に「さがみはら気候非常事態宣言」を行い、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととし、令和3年8月にはその道筋を示すものとして「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定した。また、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を更に加速化させるため、市、事業者、市民等あらゆる行動主体が相互に連携及び協力をし、一丸となって地球温暖化対策を推進するため、令和5年4月に「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」を施行した。

こうした地球温暖化に関する動向などを踏まえ、脱炭素社会の実現と気候変動適応の推進に向け、令和2年3月に策定した第2次相模原市地球温暖化対策計画を改定するもの。

### 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

#### ○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	庁内調整 庁議 部会 パブコメ 策定						

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(費)									
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		0	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 <sup>2</sup>									
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
						○			
									
		○		○					

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	あり	時期	令和5年9月～令和5年10月	議会への情報提供	部会 令和5年9月

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
地球温暖化対策推進会議(審議会)	令和4年6月諮問(計画の策定について)、令和5年5月答申(全7回審議)
関係課長打合せ会議( )	地球温暖化対策計画の改定について
地域経済政策課	事案及び庁議について
政策課	庁議・意思決定手法について
アセットマネジメント推進課、公共建築課、清掃施設課、学校施設課	公共施設のZEB化について

備考	出席課:政策課、みんなのSDGs推進課、経営監理課、総務法制課、財政課、アセットマネジメント推進課、管財課、公共建築課、危機管理課、区政推進課、健康福祉総務室長、健康増進課、こども・若者政策課、地域経済政策課、産業支援課、農政課、森林政策課、環境保全課、水みどり環境課、公園課、津久井地域環境課、廃棄物政策課、資源循環推進課、清掃施設課、都市建設総務室、都市計画課、交通政策課、住宅課、都市整備課、麻溝台・新磯野地区整備事務所、リニア駅周辺まちづくり課、相模原駅周辺まちづくり課、道路計画課、路政課、河川課、下水道経営課、緑区役所区政策課、中央区役所区政策課、南区役所区政策課、教育総務室、学校施設課、消防総務課
----	--



## 第2次相模原市地球温暖化対策計画の改定について



未来へSwitch!  
ゼロカーボン  
さがみはら



令和5年7月28日 決定会議  
ゼロカーボン推進課

## **第2次相模原市地球温暖化対策計画**（令和2年3月） 計画期間：令和2年度から令和12年度

令和2年3月に温室効果ガスの排出削減を図る「緩和策」と、気候変動の影響の回避・軽減等を図る「適応策」を地球温暖化対策の両輪として、総合的かつ計画的に推進するため、第2次相模原市地球温暖化対策計画を策定。

## **第3次相模原市地球温暖化対策計画（事務事業編）**（令和2年3月） 計画期間：令和2年度から令和12年度

令和2年3月に本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けて更に取組を推進することを目的に第3次相模原市地球温暖化対策計画（事務事業編）を策定。

## **さがみはら気候非常事態宣言**（令和2年9月）

令和元年東日本台風による甚大な被害等、気候変動の影響による災害の発生を受けて、さがみはら気候非常事態宣言により、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明

## **さがみはら脱炭素ロードマップ**（令和3年8月）

地域資源を活用した再生エネルギーの導入促進等による、2050年脱炭素社会の実現に向け具体的な道筋を示す「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定。

## **さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例（脱炭素社会づくり条例）**（令和5年4月）

脱炭素社会の実現に向け、市、事業者、市民等あらゆる行動の主体が相互に連携及び協力をし、一丸となって地球温暖化対策を推進するため、相模原市地球温暖化対策推進条例を改正



## **第2次相模原市地球温暖化対策計画の改定（令和5年11月予定）**

- 「第2次相模原市地球温暖化対策計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画。
- **本市のこれまでの動向や国内外の動向等を踏まえ、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するため改定。**

## 計画の目次項目と記載内容（案）

<b>第2次相模原市地球温暖化対策計画（改定）</b>	
<b>第1章 計画策定の背景等</b> ・ 計画策定の背景、国内外の動向、市の現況	更新
<b>第2章 これまでの取組状況と課題</b> ・ 市域の温室効果ガスの状況 ・ これまでの主な取組状況と課題	更新
<b>第3章 計画の基本的事項</b> ・ 計画改定の趣旨、位置づけ ・ 計画期間（基準年2013年・目標年2030年）・対象ガス種	
<b>第4章 中長期的に目指す姿</b> ・ 2050年の姿／2030年の将来像（本計画が目指す姿）	
<b>第5章 温室効果ガス排出量の現況等</b> ・ 現況推計（新手法） ・ 将来推計（2030年BAU） ・ 温室効果ガスの排出特性と課題	更新
<b>第6章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組</b> ・ 温室効果ガスの削減目標（2030年）、長期目標水準 ・ <u>再生可能エネルギー導入目標（2030年）</u> ・ <u>具体的な取組、施策（市民・事業者編）</u>	更新
<b>第7章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組（市役所編）</b> ・ 温室効果ガスの削減目標（2030年）、長期目標水準 ・ <u>具体的な取組、施策（市役所編）</u>	追加
<b>第8章 気候変動の影響への適応に向けた取組</b> ・ 気候変動影響の将来予測と影響 ・ 取組の方向性 ・ 分野別の影響と対策（分野／影響評価／対策）	
<b>第9章 緩和策・適応策の推進に向けた横断的取組</b> ・ 緩和策・適応策の推進に向けた横断的取組	更新
<b>第10章 推進体制及び進行管理</b> ・ 推進体制、各主体の役割 ・ 進行管理	

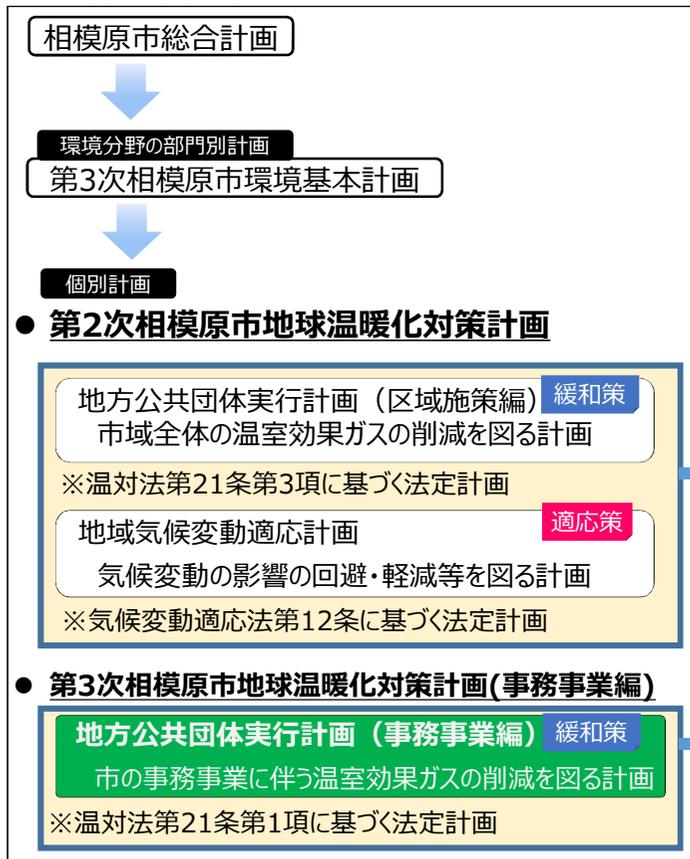
## 主な計画改定のポイント

- **計画の位置付け**  
さがみはら脱炭素ロードマップの統合  
事務事業編（第3次相模原市地球温暖化対策計画）を統合
- **2050年の目指す姿のイメージ**  
低炭素から脱炭素への転換
- **新たな削減目標の設定**  
2050年を見据え、市域の二酸化炭素排出量について2030年度目標を新たに設定
- **再生可能エネルギー目標の設定**  
2030年度再エネ導入目標を設定
- **施策体系の見直し**  
脱炭素ロードマップに基づく、施策の強化、市の率先行動の追加、KPI指標の設定

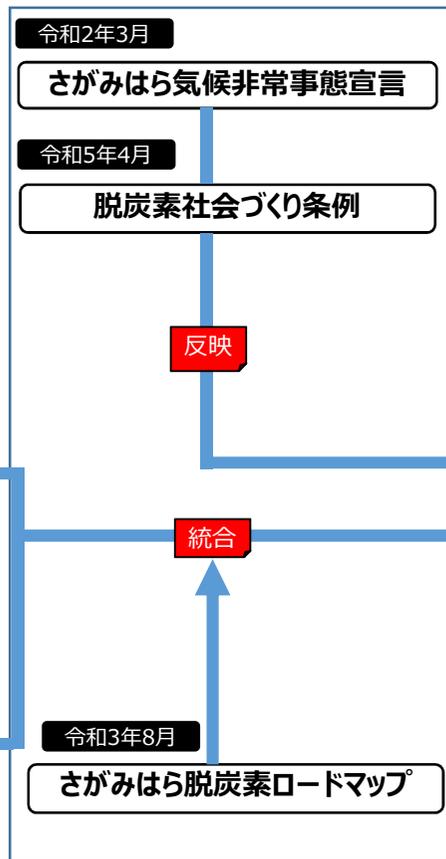
## 計画の位置付けの整理

- 今回の改定において、「さがみはら気候非常事態宣言」、「脱炭素社会づくり条例」を計画に反映するとともに、「さがみはら脱炭素ロードマップ」及び市の事務事業に伴う温室効果ガスの削減を図る計画「事務事業編」を統合し、一つの計画として、一体となり推進。

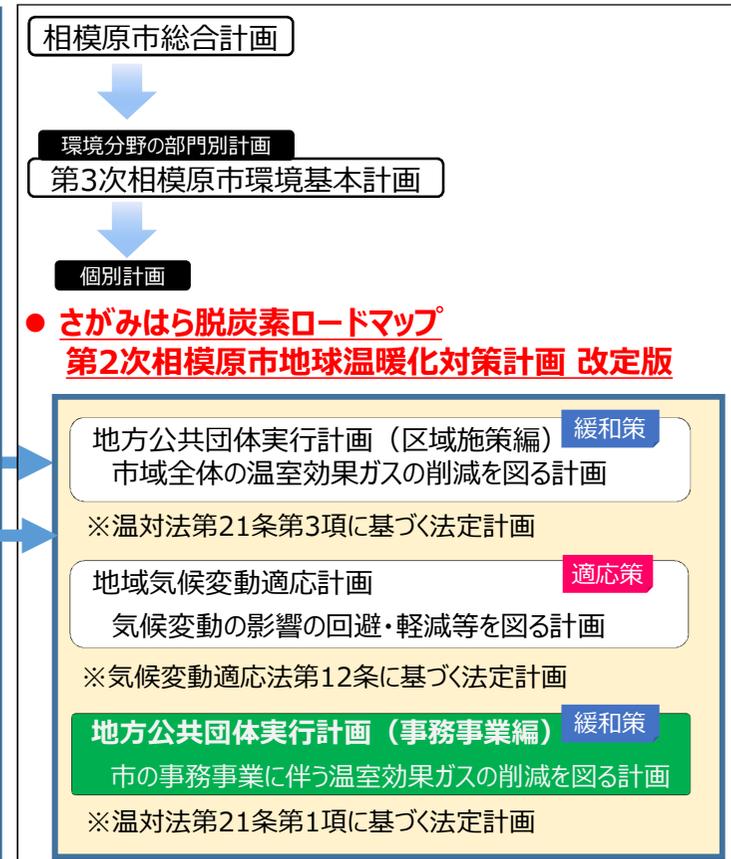
### <現行計画の位置付け>



### <改定までの本市の動向>



### <改定後の計画の位置付け>



※地球温暖化対策に関する法律(温対法)では、温室効果ガス排出量削減のための計画について、市の事務事業編に関することとして、**地方公共団体実行計画(事務事業編)**、市域に関することとして**地方公共団体実行計画(区域施策編)**を定めることとする。

「地域循環共生都市さがみはら」の実現

- 2050年脱炭素社会の実現に向けては、市域内で、“都市部”と“中山間地域”というエリアの特徴を持つ本市において、各々のエリアで特性を活かした脱炭素の取組（ローカルカーボンニュートラル）を進めつつ、エリア間で、双方のポテンシャルを活かしてエネルギー・交通・環境教育・ワーケーション等の多様な連携を創出し、日本の縮図として、他地域にも波及性・先導性の高い「地域循環共生都市さがみはら」を目指す。



## 新たな2030年度目標

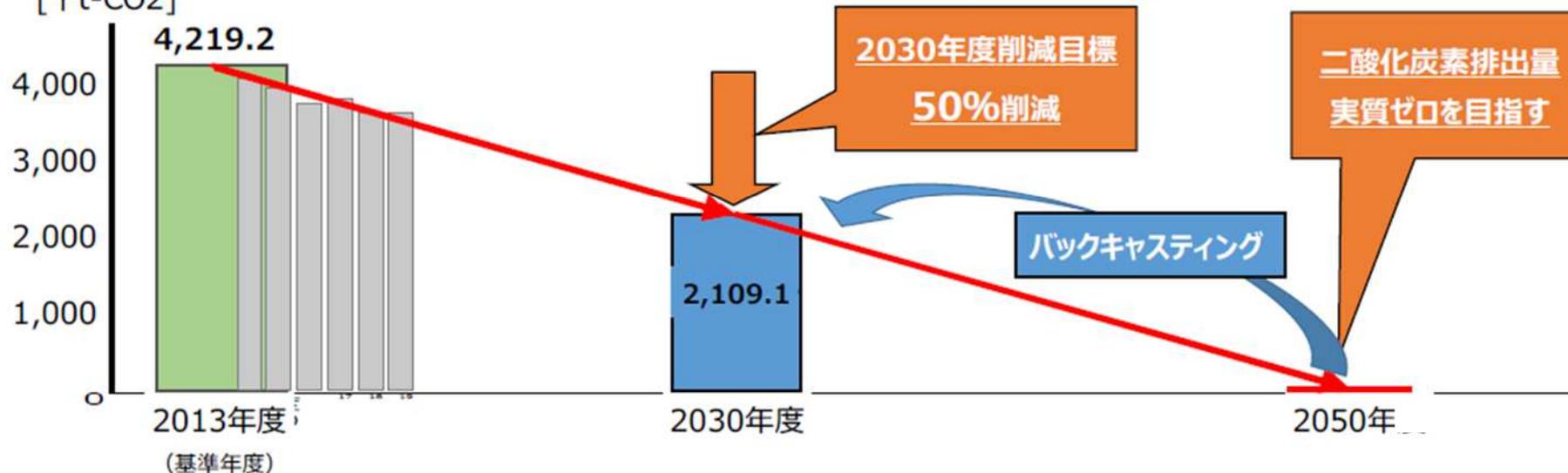
- 本計画では、2050年の「二酸化炭素排出量実質ゼロ」を見据え、市域の二酸化炭素排出量について2030年度において、**2013年度比50%削減**を目標とする。

	改定前
2030年度	2013年度比 26%削減
2050年	2013年度比 80%削減

	改定後
2030年度	2013年度比 <b>50%削減</b>
2050年	<b>実質ゼロ</b>

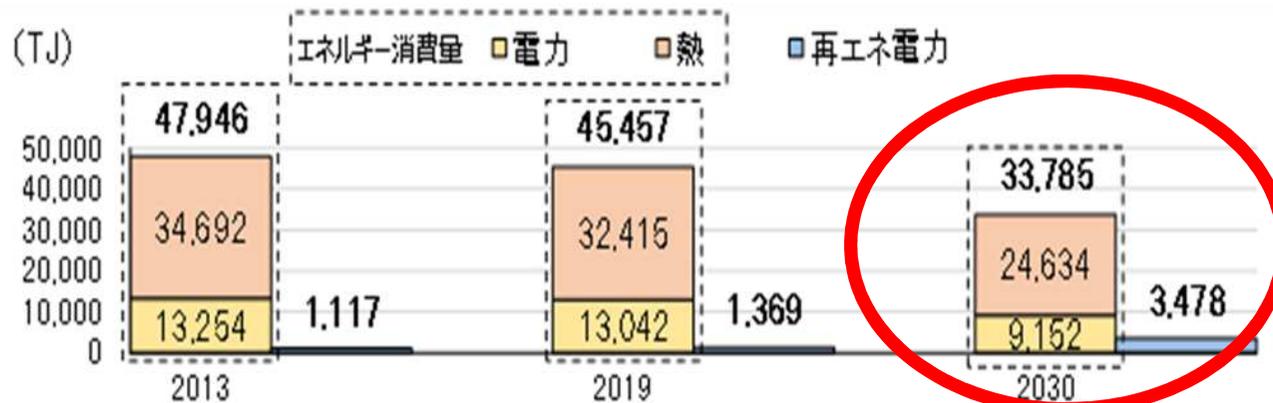
	脱炭素ロードマップ <sup>o</sup>
2030年度	2013年度比 46%削減
2050年	<b>実質ゼロ</b>

二酸化炭素排出量  
[千t-CO<sub>2</sub>]



## 再エネ導入目標

- 2030年度の再エネ導入量について、リードタイムの短い太陽光発電の導入加速を図るものとし、2030年度の電力消費量推計値（9,152TJ）の38%に相当する再エネ導入目標を下記のとおり設定。



[単位：TJ]

エネルギー種	ポテンシャル	2019年度	2030年度
<b>再エネ電力</b>	<b>9,773</b>	<b>1,318</b>	<b>3,478</b>
太陽光発電	9,031	287	2,445
風力発電	71	--	--
中小水力発電	363	2	2
水力発電	--	898	900
バイオマス発電	308	131	131
<b>再エネ熱※</b>	<b>19,369</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
太陽熱利用	1,700	--	--
地中熱利用	17,669	--	--

※参考

	2040年度	2050年度
<b>再エネ電力</b>	<b>6,249</b>	<b>8,938</b>
太陽光発電	4,969	7,378
風力発電	--	60
中小水力発電	180	300
水力発電	900	900
バイオマス発電	200	300
<b>再エネ熱</b>	<b>11,000</b>	<b>17,600</b>
太陽熱利用	1,000	1,600
地中熱利用	10,000	16,000

※再エネの熱利用については、現状で導入実績が公的な統計として把握できていないこと、導入コストが高いこと、国が再エネ熱利用に関する具体的な目標値を提示されていないことなどの課題を踏まえ、2030年度までの間の具体的な導入目標は定めていない。

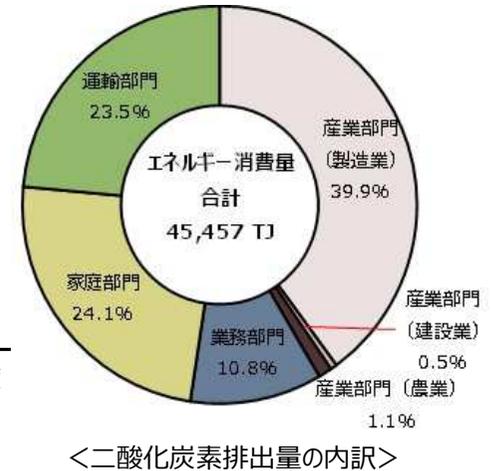
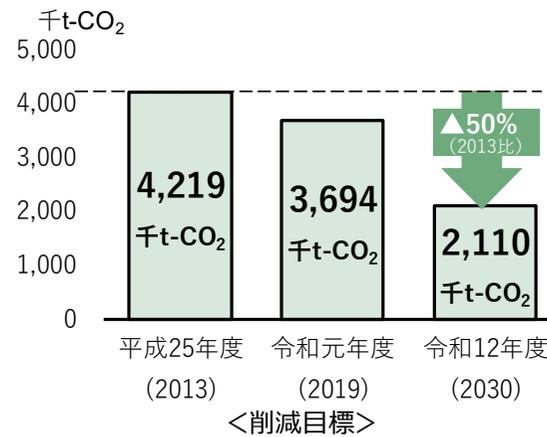
## 施策体系の考え方

- 本計画では「緩和策」と「適応策」に対応する基本理念と取組の柱を設定。
- 改定前の計画では、温対法に基づく4分野に対応する4つの柱に加え、本市の自然的条件を踏まえた「いきいきとした森林の再生」、気候変動適応法に基づく「気候変動適応策」、各施策に共通する「分野横断的な施策の推進」をそれぞれの柱とする7つの取組の柱を設定。
- 今回の見直しでは、上記7つの取組の柱に市の率先行動（事務事業編）を追加し、8つの取組の柱とするとともに、さがみはら脱炭素ロードマップに示した取組内容を統合。
- 2030年度までに推進・促進すべきローカルカーボンニュートラルに向けた取組として、最大限の省エネ化や電化の推進、環境負荷の低い燃料への転換、電力・熱の再エネ転換の実現などに取り組む。

2030年の将来像（目指す姿）	取組の柱	設定の考え方	記載場所
炭素半減社会が実現しているまち	①再生可能エネルギーの利用促進	緩和策（温対法第21条第1号～第4号に定められる4事項）	第6章
	②省エネルギー活動の促進		
	③脱炭素型まちづくりの推進		
	④循環型社会の形成		
気候変動に適応しているまち	⑤いきいきとした森林の再生	緩和策（森林吸収源対策）	第7章
	⑥市の率先行動 <span style="background-color: #f08080; padding: 2px;">追加</span>	事務事業編（現行計画を改定し統合）	
(共通)	⑦気候変動適応策の推進	適応策（前計画を改定）	第8章
	⑧環境意識の向上 <small>ポストコロナ時代に合わせた脱炭素型ライフスタイルへの移行</small>	上記の取組の柱を支える横断的取組	第9章

## 削減目標及び二酸化炭素排出量の内訳

- 令和12(2030)年度の市域における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を平成25(2013)年度比で50%削減します。
- 本市の二酸化炭素排出量の内訳は、産業部門の排出量が最も多く、次いで家庭部門、運輸部門、業務部門の順となっている。



## 緩和策における2030年度目標

基本理念	取組の柱	指標	現状年度 R1(2019)	目標年度 R12(2030)
炭素半減社会の実現【緩和策】	①再生可能エネルギーの利用促進	市域における再エネ発電電力量	380 GWh (1,369 TJ)	966 GWh (3,478 TJ)
	②省エネルギー活動の促進	製造品出荷額あたりの温室効果ガス排出量原単位	1.09 t-CO <sub>2</sub> /百万円	0.80 t-CO <sub>2</sub> /百万円
		延べ床面積あたりの温室効果ガス排出量原単位	115 千t-CO <sub>2</sub> /km <sup>2</sup>	105 千t-CO <sub>2</sub> /km <sup>2</sup>
		世帯数あたりの温室効果ガス排出量原単位	2,768 kg-CO <sub>2</sub> /世帯	1,452 kg-CO <sub>2</sub> /世帯
	③脱炭素型まちづくりの推進	市内の次世代自動車の導入台数	38,978台 (17%)	99,391台 (43%)
分野横断的な施策の推進【緩和策】	④循環型社会の形成	ごみ総排出量	226,976 t/年	216,000 t (R9)/年
	⑤いきいきとした森林の再生	管理された森林の面積	6,849 ha	7,062 ha
⑧環境意識の向上	市における環境イベントの開催回数と環境学習の参加者数	8回/年 416人/年	9回/年以上 500人/年	

## 主な取組

### ①再生可能エネルギーの利用促進

- ➡ 住宅等への太陽光発電設備の導入促進
- ➡ 豊かな森林資源(木質バイオマス)や水資源(小水力)を活用した自然エネルギーの地産地消を推進
- ➡ 広域連携による再エネ利活用・地域新電力の検討

### ②省エネルギー活動の促進

- ➡ 新築住宅・建築物のZEH・ZEBの促進
- ➡ 「見える化」による省エネルギー活動の促進
- ➡ 計画書制度・エコアクション21を活用した中小規模事業者の省エネ設備・機器導入促進

### ③脱炭素型まちづくりの推進

- ➡ 次世代自動車の普及拡大、EV充電器等のインフラ整備促進
- ➡ 大規模開発における脱炭素型まちづくりの推進

### ④循環型社会の形成

- ➡ プラスチック類等ごみを削減する行動変容の促進

### ⑤いきいきとした森林の再生

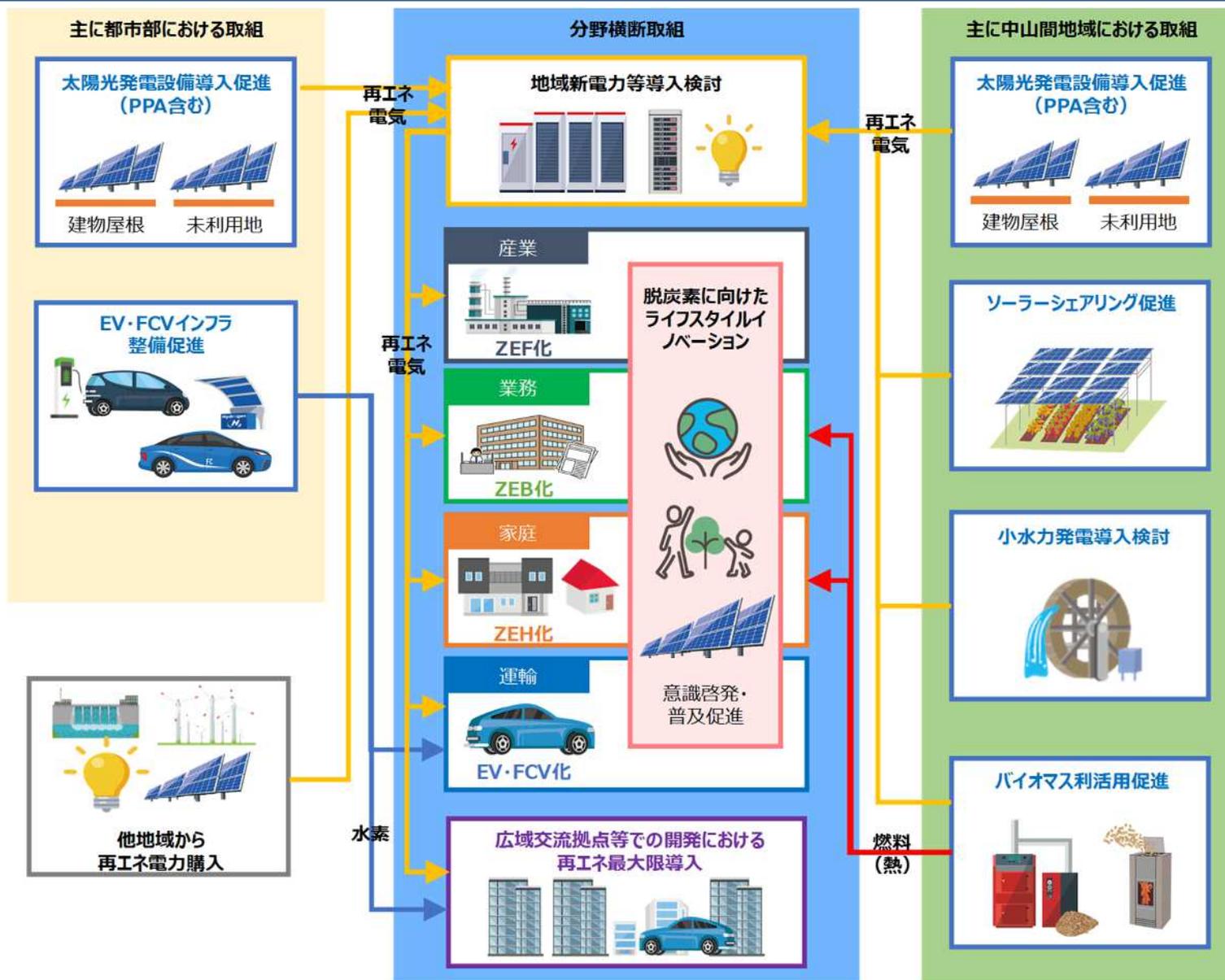
- ➡ 多様な主体との連携による災害に強い森林整備の促進
- ➡ 木材の利用拡大

### ⑧環境意識の向上

- ➡ 脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの意識改革と行動変容の促進

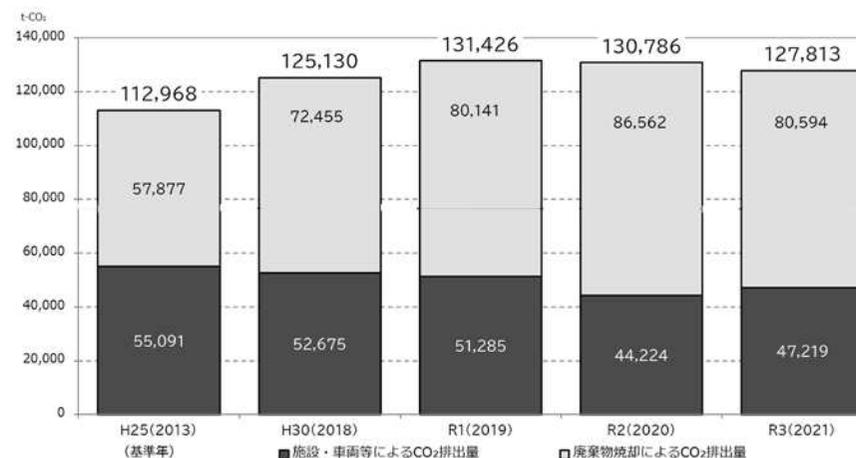
脱炭素に向けた取組

➤ 解決すべき地域課題や都市部・中山間地域の特性を考慮した再エネ等の最大限の導入と、部門横断的な施策を実施。



## 市の事務事業における削減目標

- 2050年を見据え、本市の事務事業に伴う、2030年度二酸化炭素排出量について、2013年度比で50%削減を目標として掲げる。
- 市内の大規模な排出事業者として、国の「政府実行計画」に準じた本市の率先行動として、2030年度までに次の項目に取組、市域における削減目標の達成に貢献。



＜市の事務事業に伴う温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の推移＞

## 2030年度目標

項目	目標
公共施設のゼロカーボン化	2013年度比で50%削減
太陽光発電設備の導入	2030年度までに設置可能な公共施設の約50%に導入。
新築建築物のZEB化	2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当を目指す。
LED照明の導入	LED照明の導入割合を2030年度までに100%にする。
公共における次世代自動車の導入	代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新時に電動車を導入し、2030年度までに全て電動車とする。

## 主な取組

### ①再生可能エネルギーの導入

- ➔ PPAなどによる公共施設等への太陽光発電設備の更なる導入
- ➔ 地域特性を生かした再エネ設備の導入（木質バイオマス熱等）
- ➔ 公共施設の調達電力の再生可能エネルギーへの切替

### ②市施設のZEB化、省エネルギー設備・機器等の導入

- ➔ 公共施設の新築・改修の際のZEB化
- ➔ 公共施設のLEDなど高効率照明の導入（脱炭素事業債やリース活用）

### ③公用車の電動化

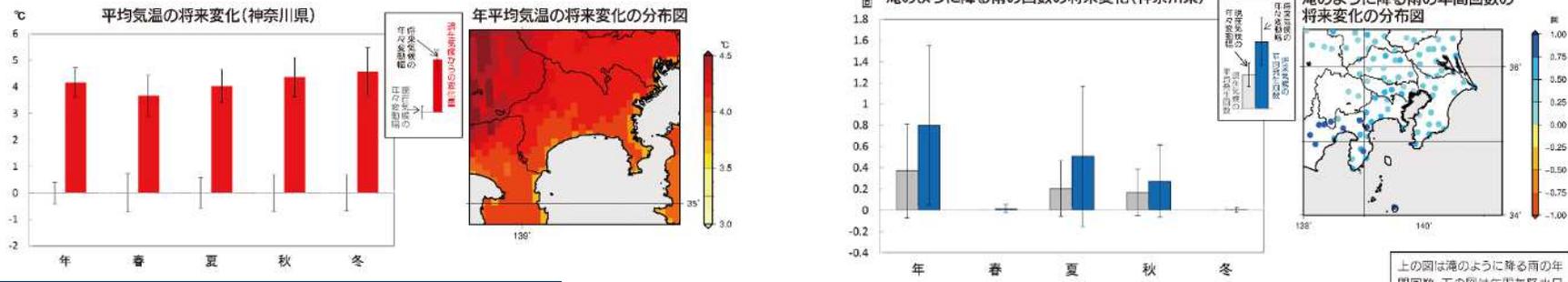
- ➔ 更新や新規導入における一般公用車における次世代自動車などの原則導入

### ④職員の脱炭素型スタイルへの意識改革と行動変容

- ➔ 事務効率化だけでなく、CO<sub>2</sub>の削減にもつながる働き方改革や行政DXの一層の推進
- ➔ 環境配慮製品の購入、環境配慮研修の拡充など、職員一人ひとりの更なる意識改革

## 気候変動の影響

- 神奈川県における年平均気温は、現在気候に対して21世紀末では**約4℃上昇**と予測
- 神奈川県における滝のように降る雨の発生は、現在気候に対して21世紀末では約2倍になると予測



## 適応策における2030年度目標

基本理念	取組の柱	取組の方向性	目標指標	現状年(2019)	目標年(2030)
気候変動への適応	⑦気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気候変動に強いまちづくり</li> <li>● 適応策の推進に必要な基盤的対策</li> </ul>	気候変動の影響に備えている市民の割合(市民アンケート)	<b>83.1%</b>	<b>95%</b>
			真夏日1日あたりの熱中症による救急搬送者数	<b>6.5人/日(H25)</b>	<b>3.0人/日</b>

## 主な取組

### ①気候変動に強いまちづくり(農業分野)

- ➡ 農業への影響等の情報収集・共有

### ②気候変動に強いまちづくり(自然災害分野)

- ➡ 浸水(内水)、洪水、土砂災害ハザードマップの公表
- ➡ 防災に関する理解の促進
- ➡ 雨水排水施設の整備や河川改修を推進
- ➡ 間伐、枝打ち等の適切な森林管理の支援等

### ③気候変動に強いまちづくり(水資源分野)

- ➡ こまめな節水など、節水に関する普及啓発

### ④気候変動に強いまちづくり(健康分野)

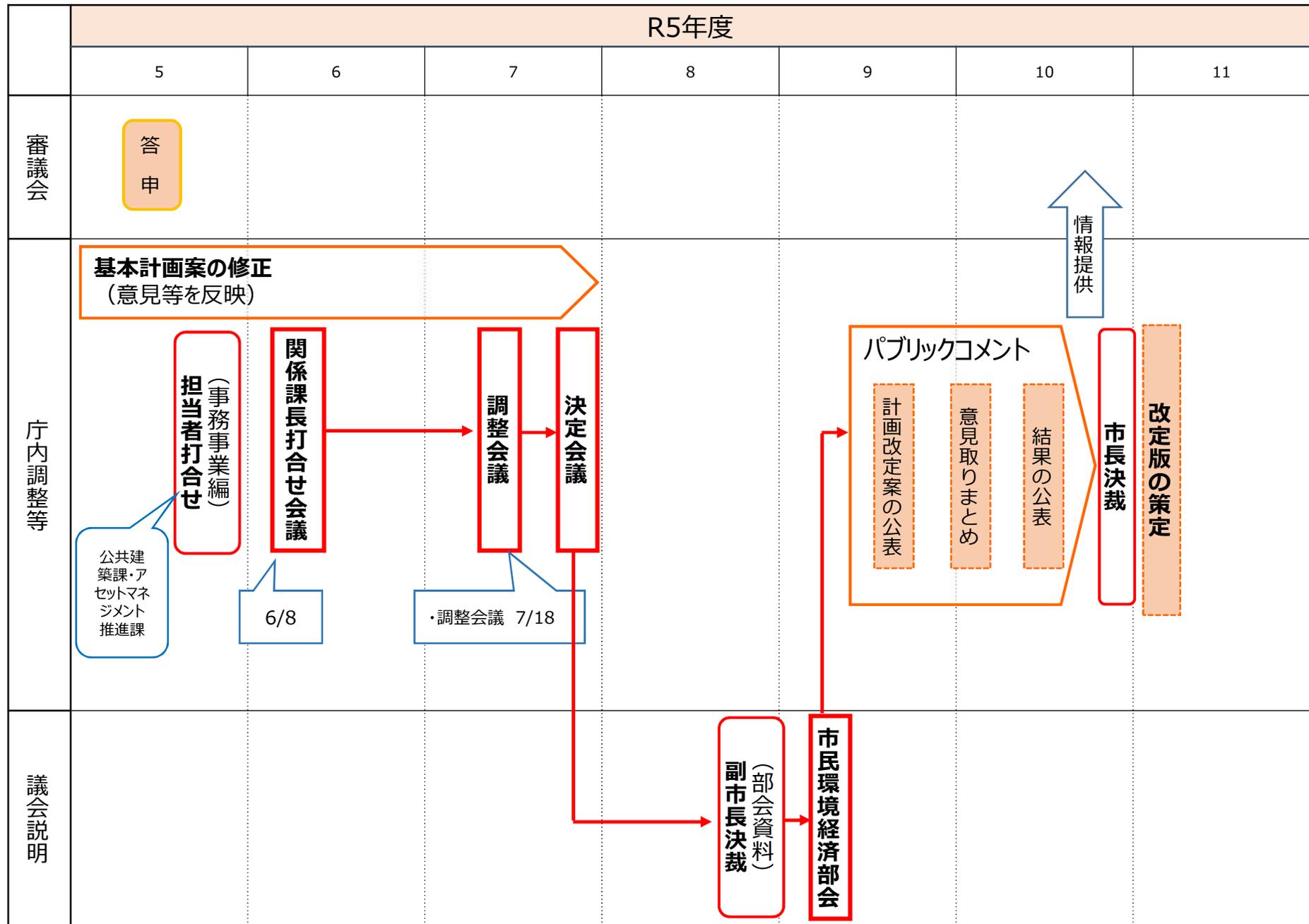
- ➡ 熱中症に関する市民への注意喚起及び予防・対処法の普及啓発

### ⑤気候変動に強いまちづくり(まちづくり分野)

- ➡ 都市緑化の推進

### ⑥適応策の推進に必要な基盤的対策

- ➡ イベント等を通して、普及啓発や情報発信



# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年7月28日

案件名	(仮称)新斎場整備について						
所管	市民	市区	部	区政推進	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	最終候補地「青山」に(仮称)新斎場を整備することで、超高齢化の進行に伴う火葬需要の増加への対応が可能となる。					
	効果測定指標	-			施策番号	16	
		R5	R6	R7			
	事業効果 年度目標	/					

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終候補地「青山」における土砂災害対策をはじめとする「検討・調査」の結果の妥当性について</li> <li>行財政構造改革プランの見直しへのエントリーについて</li> </ul>
決定会議 審議結果 (政策課記入)	継続審議とする。

## 事案概要

行財政構造改革プランにおいて、(仮称)新斎場整備事業の計画期間中における取扱いは「検討・調査」とされていることから、最終候補地「青山」における土砂災害対策をはじめとする課題解決に向け、検討・調査を重ねてきた。令和4年度は「土砂災害対策等検討業務委託」を発注し、効果的な対策の提案を受けたことから、最終候補地「青山」における課題への対応について審議するもの。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施 内容	最終候補地「青山」における 実施の決定		土砂災害対策 予備設計				用地測量	
			進入路 予備設計				都市計画決定	用地取得
				基本計画			従来手法の場合 基本設計 (炉の選定)	実施設計
				大規模事業評価			民活導入の場合 アドバイザー 契約	
		R5に、最終候補地「青山」における実施が決定された場合のスケジュール						

○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(衛生費)		0	52,333	20,000				
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	52,333	20,000				
うち任意分								
捻出する財源 <sup>2</sup>								
一般財源拠出見込額		0	52,333	20,000				
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	R5に、最終候補地「青山」における実施が決定された場合の事業経費・財源							

基本計画策定業務で  
事業手法を決定し、  
事業費を算出

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	0	1	1	2	2	2
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	0	1	1	2	2	2

局内で捻出する人工概要 R5に、最終候補地「青山」における実施が決定された場合の必要人工

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
	○								

日程等 調整事項	条例等の調整	議会提案時期	報道への情報提供
	パブリックコメント	なし	時期

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、生活衛生課、都市建設総務室、都市計画課、開発調整課、道路計画課、緑区役所区政策課、津久井土木事務所、津久井まちづくりセンター	令和5年7月10日 関係課長打合せ会議 新斎場の進入路について、新道路整備計画の優先整備箇所に位置づけられていないことから、建設に係る予算の確保及び地域への説明等は事業課(斎場準備室)が担当する。

備考

## 庁議におけるこれまでの議論

### 調整会議の 主な議論 (7/19)

#### 【審議事項について】

(総務法制課長) 今回の審議事項の一つとして、行財政構造改革プランの見直しへのエントリーについてとあるが、今後の流れとしてはどうなるのか。

(財政課長) 庁議で承認となれば行財政構造改革本部において、行財政構造改革プラン上でどのような文言・表現にするのかという議論になる。

(政策課長) 庁議では事業の方向性について議論し、行財政構造改革本部では長期財政収支との兼ね合いなど別の視点で審議することになる。

(財政課長) 今後の庁議の審議次第ではあるが、検討・調査の結果により、今回災害対策等について別の方法が示されたということで、行財政構造改革プラン上も見直しに向けて検討すべきだと考える。

#### 【市外火葬場利用について】

(総務法制課長) 市民の市外火葬場利用については、どのような状況となっているか。

(区政推進課斎場準備室長) 市民の市外火葬場利用については年々増加している一方、近隣自治体においても火葬需要が増えている状況であることから、今後の市民の市外火葬場利用については厳しくなる見通しである。

(総務法制課長) 近隣自治体の火葬場利用についての検討状況等について、資料上に加えた方がよいのではないか。

(区政推進課斎場準備室長) 承知した。

#### 【災害対策について】

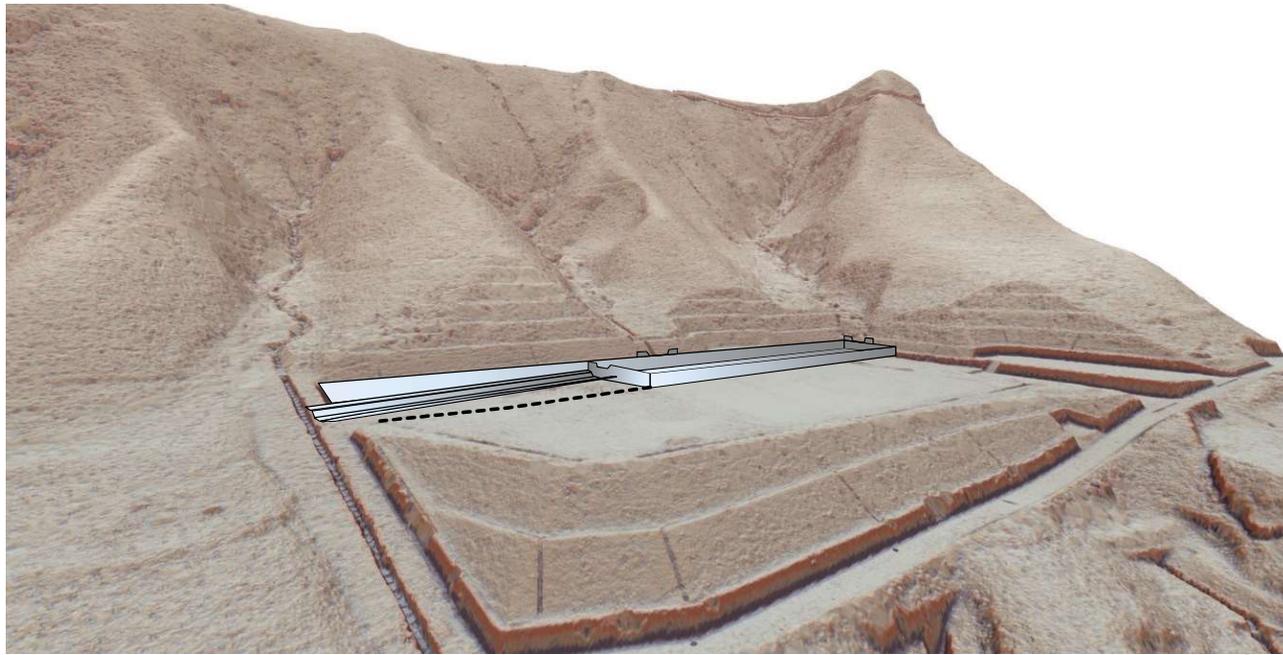
○(観光・シティプロモーション課) 今回は専門家の意見も踏まえて安全性に問題がないよう検討されていると思うが、事業区域にレッドゾーンが一部含まれることについては、問題ないのか。

(区政推進課斎場準備室長) 事業区域にレッドゾーンが含まれることについて、法律等ルール上の問題はない。県にもその旨を確認済み。災害対策の安全性については、今後より詳細な検討を予定しており、市民の皆様へは引き続き丁寧に説明していく。

原案を一部修正し、上部会議に付議する

R5.7.28  
決定会議資料

# (仮称)新斎場整備について



市民局 区政推進課 斎場準備室

## 0. 序章

### 審議事項

- 最終候補地「青山」における土砂災害対策をはじめとする「検討・調査」の結果の妥当性について
- 「行財政構造改革プラン」の見直しへのエントリーについて

### 資料の構成

#### 1. これまでの経緯

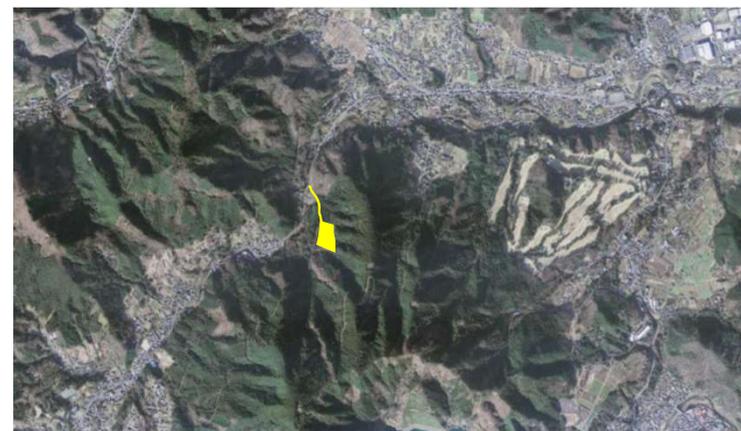
- (1) 主な経過
- (2) 最終候補地「青山」
- (3) 令和元年東日本台風上陸時の状況
- (4) 土砂災害対策の検討
- (5) 「行財政構造改革プラン」における事業の位置付け

#### 2. 検討・調査の内容と結果

- (1) 予約枠増設の検討 及び  
市内火葬需要に係る将来推計調査
- (2) 周辺火葬場利用の実態調査 及び 市外火葬への助成制度の検討
- (3) 土砂災害対策の再検討

#### 3. 地域要望への対応状況

#### 4. 想定スケジュール



最終候補地「青山」周辺の航空写真

# 1. これまでの経緯

## (1) 主な経過

平成26年 5月	<b>「相模原市新たな火葬場整備基本構想」の策定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● <u>将来にわたった安定的な火葬業務提供のためには、新たな火葬場整備に取り組む必要あり</u></li><li>● <u>他市の例でも10年を超える事業期間のため、早期に取組みを始める必要あり</u></li><li>● <u>新たな火葬場の整備位置については、</u> <u>市内に住んでいる方が、新たな火葬場もしくは市営斎場の</u> <u>どちらかに概ね1時間で行くことができる津久井地域での整備を</u> 検討することを基本とする</li></ul>
平成31年 2月	<b>庁議(政策会議)</b> ⇒ <b>最終候補地「青山」の決定</b>
令和元年 9月	<b>串川地域振興協議会「新斎場建設に関する要望書」</b> (26項目)
令和元年 10月	<b>令和元年東日本台風</b>
令和3年 4月	<b>行財政構造改革プラン</b> ⇒ <b>「計画期間中に最終候補地『青山』において、検討・調査は実施」</b>

# 1. これまでの経緯

## (2) 最終候補地「青山」

最終候補地「青山」の位置



# 1. これまでの経緯

## (2) 最終候補地「青山」

最終候補地「青山」の位置図



最終候補地「青山」の全景



**【所在地】**

緑区青山字熊ノ平2193番2 他

**【敷地の規模】**

約 4ヘクタール

**【土地所有者】**

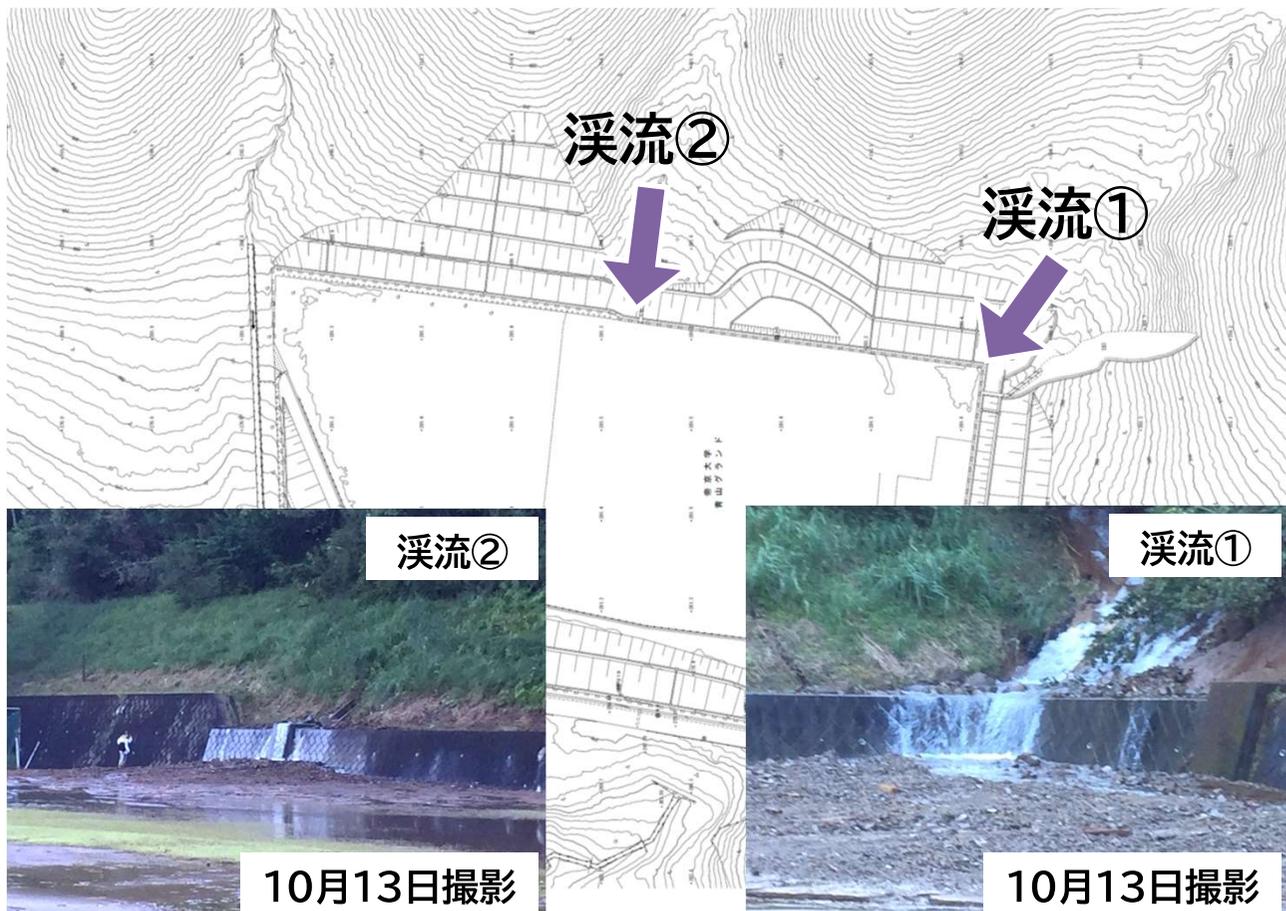
帝京大学 (帝京大学青山グラウンド)

**【近隣住民の状況】**

グラウンドの境界から概ね300m以内の人家 …18軒

# 1. これまでの経緯

## (3) 令和元年東日本台風上陸時の状況



### 令和元年東日本台風 (台風第19号)

【土砂災害警戒情報】 10/12 7:20発令  
【大雨特別警報(土砂災害)】 10/12 15:30発令

気象情報	鳥屋観測所
<b>1日</b> 最高雨量 (10月12日)	713mm / 日
<b>1時間</b> 最高雨量 (10月12日20時)	87.5mm / 時

#### グラウンドの状況

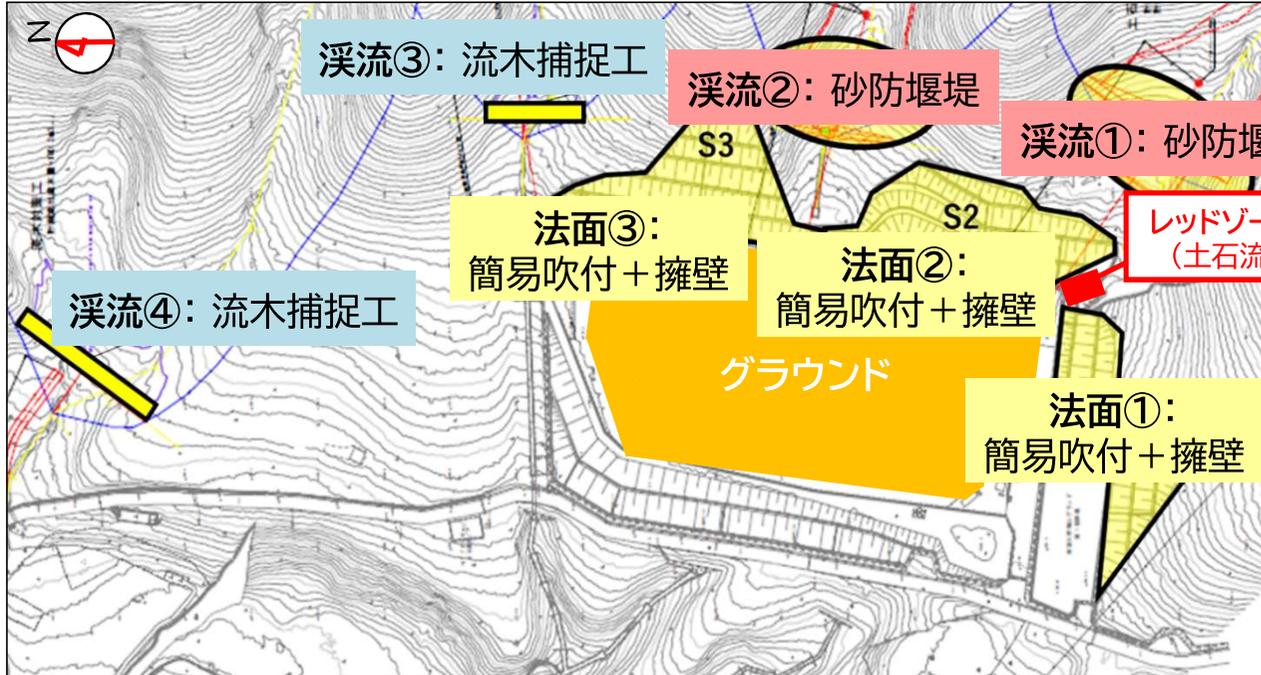
溪流①・②から 600m<sup>3</sup> 程度の土砂が流出した

⇒土砂災害対策の必要性と対策工の検討

# 1. これまでの経緯

## (4) 土砂災害対策の検討

### ● (参考) R2年度基本計画検討業務委託の中で示された一例



#### 【土砂災害対策(グラウンド) 概算工事費】

- ・ 砂防堰堤 (2基) 5.1億円
- ・ 流木捕捉工 (2基) 1.9億円
- ・ 法面对策 (S1~S3) 5.4億円

合計 約12億円

※ 参考：進入路概算工事費(土砂災害対策含む) 約8億円

- 帝京大学所有地(グラウンドの外)の端に土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が一部含まれることを考慮し、県の指定解除の基準に合わせた対策を検討
- 斎場の施設規模については、当時の市営斎場の火葬予約枠数及び火葬需要推計、地域の意見等を加味し、火葬炉の8基設置等を基本要件とした

### 課題

- 増加する火葬需要に対応するための持続可能な手法を多角的に検討
  - 「事業を推進する」と位置付けるためには、土砂災害対策について引き続き検討が必要
- ⇒行革プラン「検討・調査」に位置付け

## 1. これまでの経緯

### (5) 「行財政構造改革プラン」における事業の位置付け

相模原市行財政構造改革プラン 【第1期】令和3年度から令和5年度末まで

(1) 新たなまちづくり事業の選択と集中

ア (仮称)新斎場整備事業

(ア) 計画期間中に、最終候補地「青山」において、検討・調査は実施します。

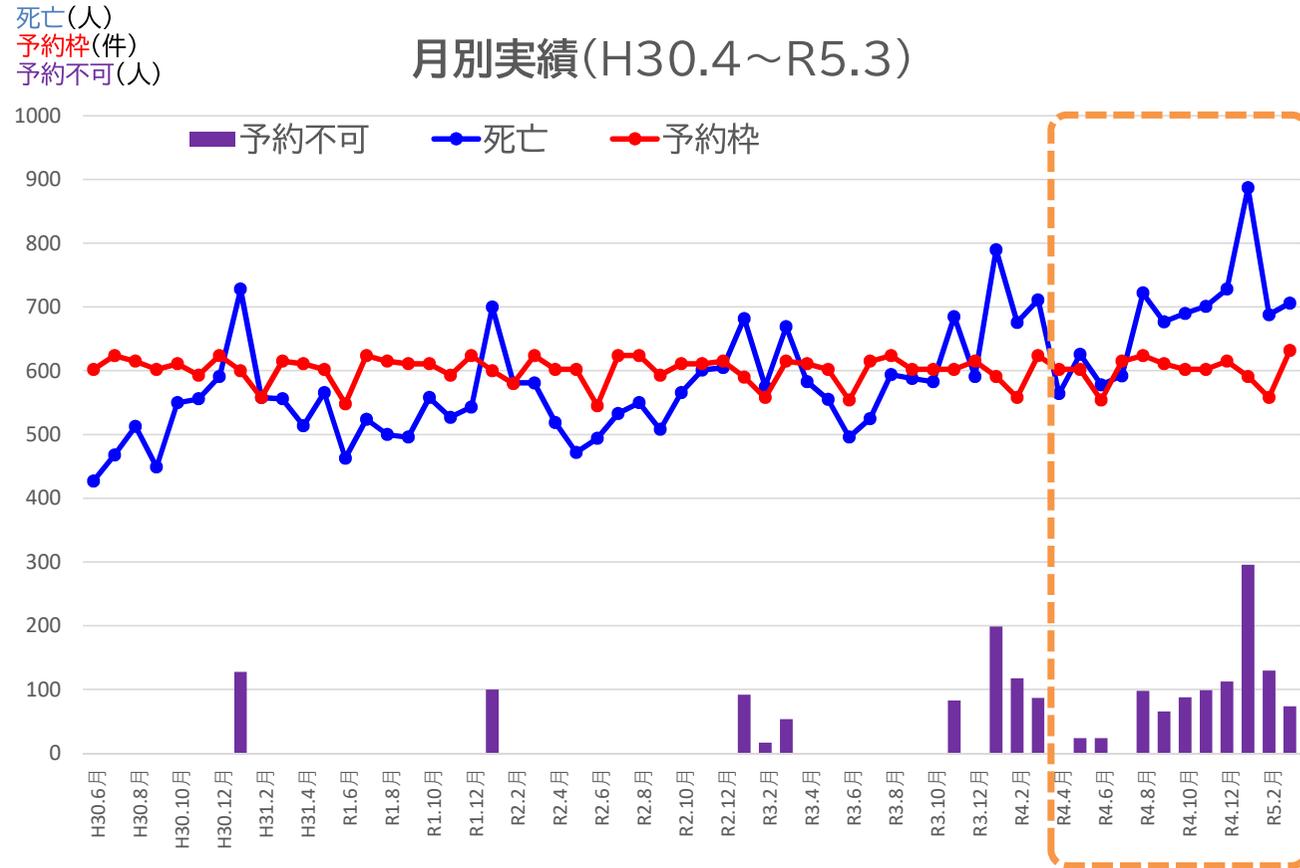
(イ) 市営斎場の機能拡充等を図り、増加する火葬需要への対応について検討します。



検討・調査の内容	結果
(1) 市営斎場の予約枠増設の検討 及び 市内火葬需要に係る将来推計調査	⇒ <u>市営斎場の長寿命化改修に合わせた機能拡充を予定</u> (※ 令和5年6月 決定会議で承認) ⇒ ただし、 <u>市営斎場の火葬能力を最大限拡充したとしても</u> <u>ひっ迫状況は解消されない</u>
(2) 周辺火葬場利用の実態調査 及び 市外火葬への助成制度の検討	⇒ 近隣自治体においても火葬需要の高まりが顕著 ⇒ <u>助成制度について、「全方位型」と「協定型」に大別して検討を行ったが、</u> <u>市民の火葬需要に安定的・持続的に応えるためには新斎場の整備が必須</u>
(3) 最終候補地「青山」における 土砂災害対策の検討	⇒ <u>安全性を担保し、維持管理性及び経済性において優れた</u> <u>土砂災害対策の提案</u>
(4) 工事の実施主体に係る検討	⇒ <u>令和5年度 県の予算・制度に関する要望</u> (※ 書面回答) 「 <u>公共施設の候補地については、(中略) 建築する行為者(市)自ら</u> <u>土砂災害を防止するための対策工事等が必要</u> 」

## 2. 検討・調査の内容と結果

### (1) 予約枠増設の検討 及び 市内火葬需要に係る将来推計調査



実績値を月毎で見た場合、

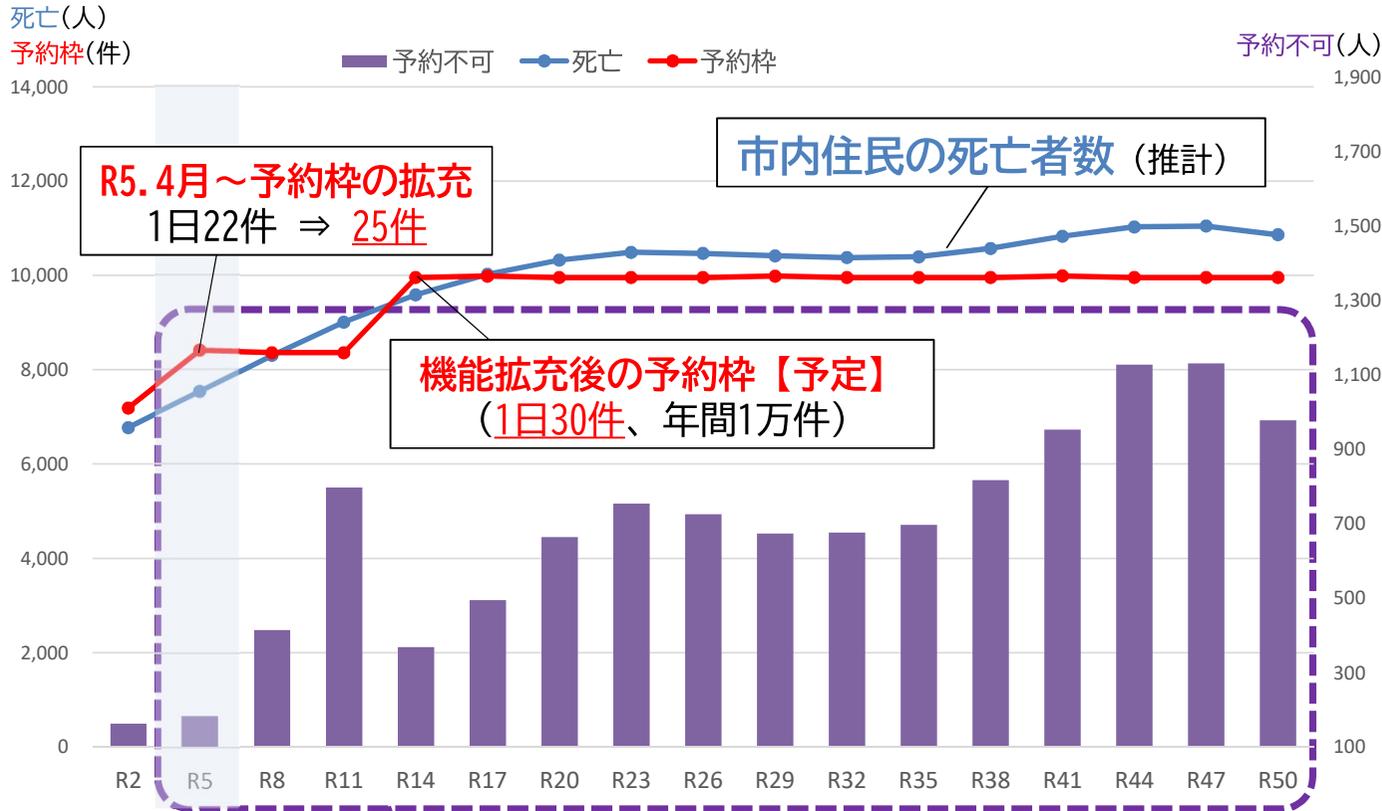
- 冬季のひっ迫状況が顕著  
R4年度1月 火葬待ち日数：平均10日
- 冬季以外も、市営斎場の予約枠を死亡者数が超える状況が続いている

参考：R4年度予約不可：1,012件  
(左記点線内)

⇒ひっ迫度合いは既に危機的状況

## 2. 検討・調査の内容と結果

### (1) 予約枠増設の検討 及び 市内火葬需要に係る将来推計調査



将来、火葬予約不可になることが見込まれる市民の数 (推計)

将来推計を年毎で見た場合、

- 市内住民の死亡者数は、令和40年代にピークを迎える
- 市営斎場（古淵）について、長寿命化改修に合わせて機能拡充を行い、予約枠を1日30件（年間1万件）にすることとしているが、最大限機能拡充しても増加する火葬需要に対応することは不可能

⇒新斎場の整備は必須であり  
かつ喫緊の課題

## 2. 検討・調査の内容と結果

### (2) 周辺火葬場利用の実態調査 及び 市外火葬への助成制度の検討

- 本市市民の市外火葬件数は年々増加（参考：R2年度 634件 ⇒ R4年度 1,333件）
- 近隣自治体においても火葬需要の高まりが顕著
- ⇒ 本市市民が利用可能な周辺火葬場は今後更に限られる

#### ●市外火葬への助成制度の検討

##### 全方位型

- 他自治体の火葬場を利用した本市市民に対し 市内使用料との差額を直接助成
- 市外全ての火葬場が対象
- 運営自治体等の合意不要（本市の判断のみで実施）



- 本市では、予約枠の8割以上の市民優先枠を設定しているにもかかわらず、結果として、本市市民の市外火葬を奨励
- ⇒ 周辺自治体が対応策（優先枠の設定・強化、使用料改訂）を講じる可能性大
- ⇒ 本市市民の火葬が現状以上にひっ迫する懸念

##### 協定型

- 周辺自治体と相互利用の協定等を締結
- 本来の使用料との差額を自治体間で精算



- 本市のひっ迫状況から、周辺自治体にとって相互利用のメリットがない
- 周辺自治体へ打診しているが、現段階で前向きな回答が得られていない
- ⇒ 無期限・無制限な協定締結は不可能

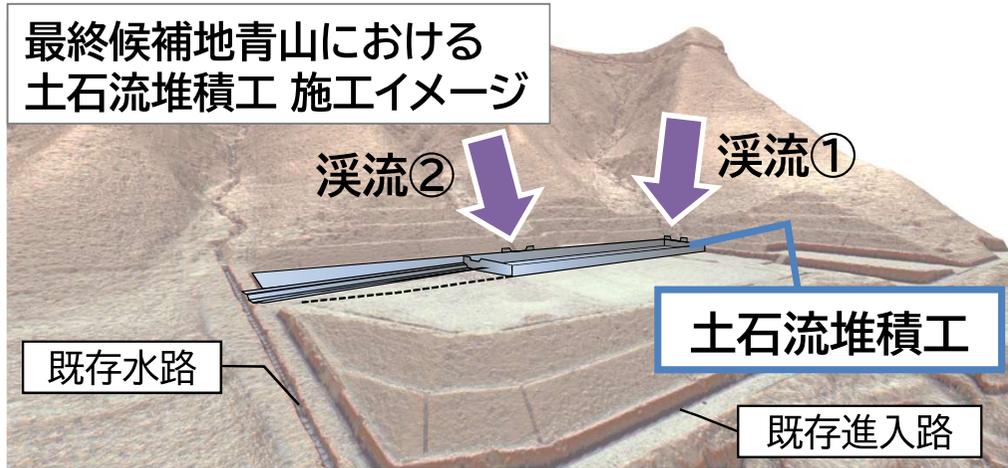
⇒ 他自治体に依存した助成制度では、市民の火葬需要に安定的・持続的に応えることは不可能  
⇒ 新斎場の整備は必須

## 2. 検討・調査の内容と結果

### (3) 土砂災害対策の再検討

#### ● 土石流堆積工の提案 (R4年度委託成果)

最終候補地青山における  
土石流堆積工 施工イメージ



#### 課題解決案

##### ● 溪流①・②： 土石流堆積工を採用

- ・ 経済性と維持管理の点で砂防堰堤より優れている
- ・ 砂防堰堤と同等の計画土砂・流木捕捉量 (4,472m<sup>3</sup>)

##### ● 溪流③・④： ソフト対策等に対応

- ・ グラウンドへ流れる溪流ではない (斎場施設に係るものではない) ため対策工不要と判断 (進入路検討時に伐木等に対応検討)

##### ● 法面对策： 法面から離して建設予定

- ・ 排水施設が整備された維持管理斜面であり、現地調査の結果でも表層崩壊等も見られないため、対策工不要と判断

	R4委託成果	(参考)R2委託成果
溪流①・②	土石流堆積工 計画土砂・流木捕捉量：同水準 (4,472m <sup>3</sup> )	砂防堰堤
溪流③・④	ソフト対策等に対応	流木捕捉工
法面对策	法面から離して建設予定	簡易吹付+擁壁 ※ 法面の際まで使用検討
施工性	◎ グラウンド面での施工	△ グラウンド面から 約70m上流での施工
維持管理 (浚渫等)	◎ 容易	△ 困難
経済性 (概算施工費)	◎ 約1.2億~2億円	△ 約12億円
レッドゾーンの 取扱い	指定解除はされない	指定解除の可能性あり
【参考】 火葬炉の設置数	4基~6基	8基 12

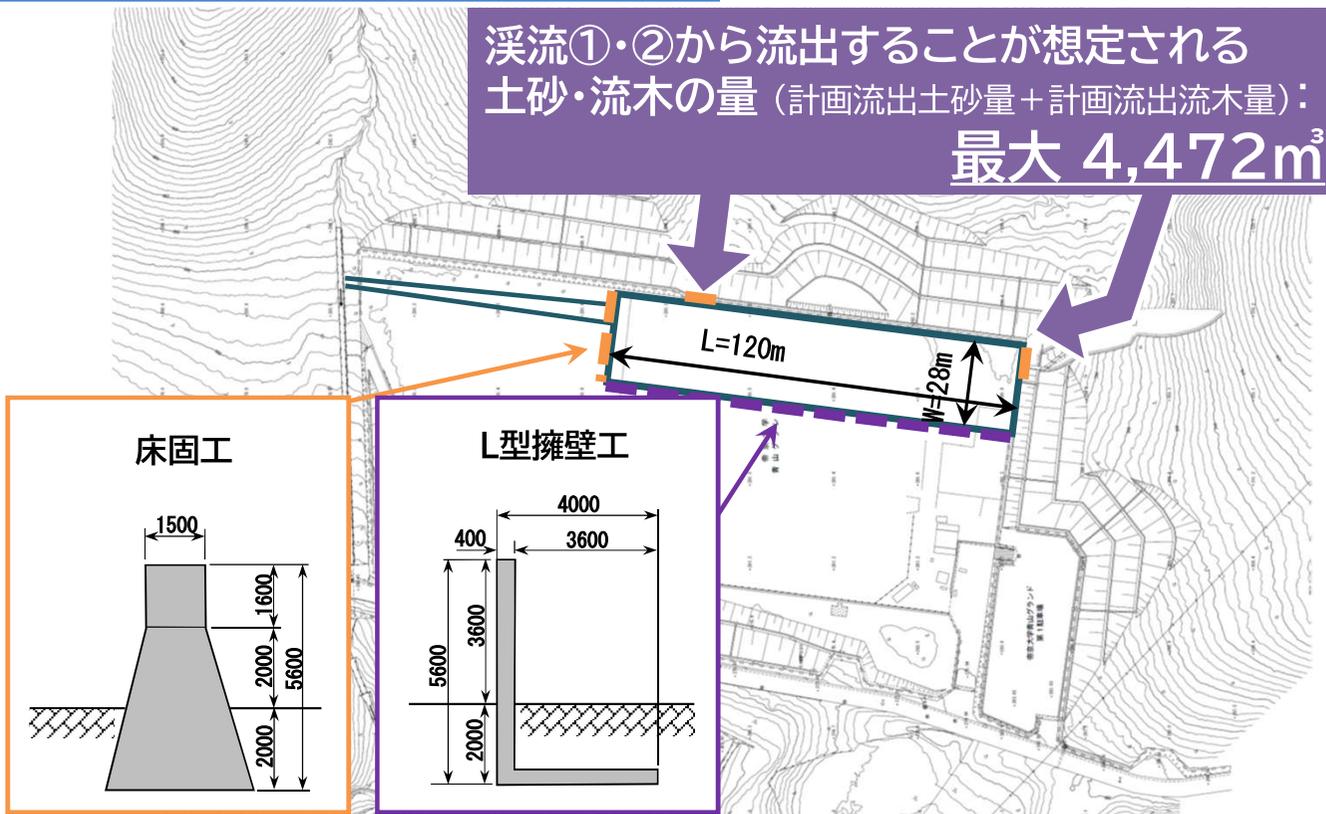
## 2. 検討・調査の内容と結果

### (3) 土砂災害対策の再検討

#### ● 安全性について

#### ハード対策（土石流堆積工）

溪流①・②から流出することが想定される  
土砂・流木の量（計画流出土砂量+計画流出流木量）：  
**最大 4,472m<sup>3</sup>**



※ 参考：R1東日本台風時に溪流①・②から流出した土砂の量 **600m<sup>3</sup>程度**

#### ソフト対策

- 溪流（土石流）の監視  
⇒ 土石流警報システムの導入  
(センサーにより土石流の発生を検知し警報を発するシステム)
- 気象データの監視  
⇒ 利用者の緊急的な避難の判断や土石流の発生可能性把握に活用
- 警戒体制の整備  
⇒ 土砂災害警戒情報を基本とした避難判断基準策定
- 施設閉鎖・進入路通行禁止等の判断基準策定
- 避難計画の策定 など

### 3. 地域要望への対応状況

- **串川地域振興協議会からの要望書**（令和元年9月24日 提出）  
計26項目の要望が提出された（要望内容は下記の7種類に分類されている）  
（※ 令和5年7月現在、要望への回答は実施していない）

1 道路等の整備について	(8項目)	2 河川等の整備について	(2項目)
3 新斎場の安全対策について	(2項目)	4 環境への配慮について	(4項目)
5 新斎場の機能について	(3項目)	6 地域振興について	(3項目)
7 その他	(4項目)		

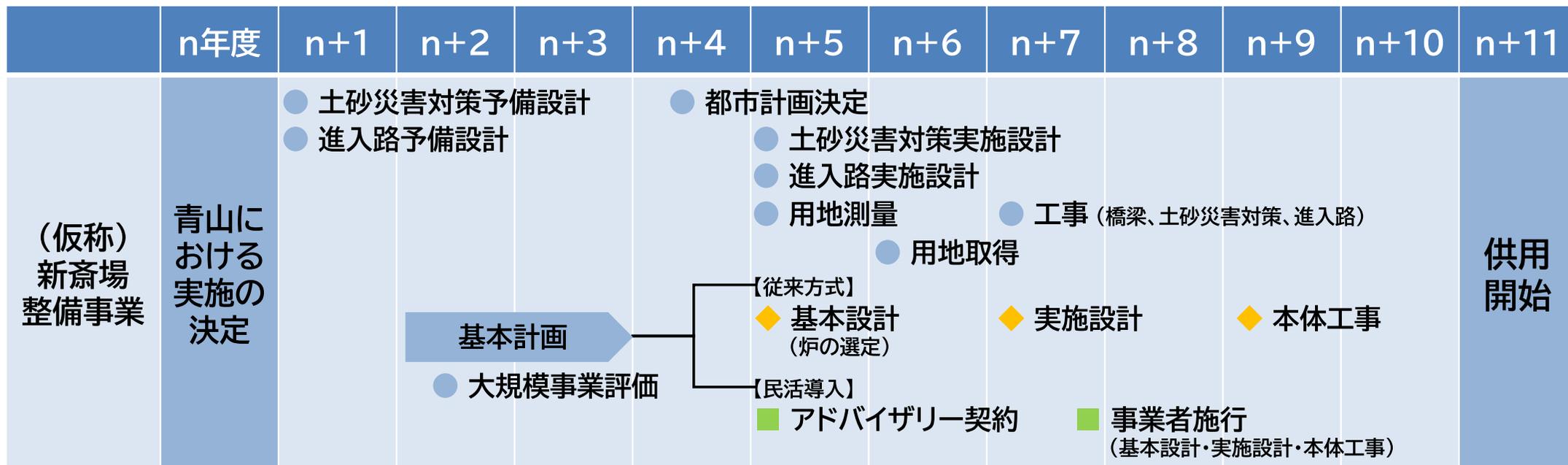
- **要望への対応状況**

「(仮称)新斎場整備検討会議」等の庁内協議体において、要望対応について検討・協議や情報共有を実施（～令和3年2月）

⇒ 事業推進に係る方向性が決定するまで、協議等は見送っている

時 期	対 応 内 容
令和元年 9月24日	串川地域振興協議会が市へ要望書提出
令和元年 12月13日	★串川地域振興協議会との協議（市の関係各課出席） 要望内容について、市の対応の考え方を説明（※回答ではない）
令和2年 7月15日	★串川地域振興協議会へ庁内の検討状況を説明
(令和3年 4月)	(行財政構造改革プランの策定)

## 4. 想定スケジュール



**意思決定から供用開始までに10年程度の期間を要することから、  
第2期(令和6年度)以降における事業実施への移行が必要**

### 事業取扱い見直し後に取組む事項

- 進入路予備設計 (橋梁予備設計含む)
- 土砂災害対策予備設計: 安全性の詳細な検証 (模型実験や3Dモデルによるシミュレーション実施も含め検討)
- 斎場施設規模の再検討: 既設斎場の将来の火葬能力、火葬需要推計、地域住民の意見等を踏まえて再検討

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年7月28日

案件名	麻溝台・新磯野地区整備推進事業の後続地区における具体的な取組について							
所管	都市建設	局区	まちづくり推進	部	麻溝台・新磯野地区整備事務所	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	<p>新たな拠点の整備により、魅力ある市街地が形成され、雇用の創出、税収増加など大きな事業効果があり、都市力や財政基盤の強化が期待できる。</p> <p>・税収 26.4億円/年(工業系市街地:61.81ha、0.427億円/ha)</p>						
	効果測定指標	後続地区における計画的な市街地整備				施策番号	24	
		R5	R6	R7	R8~			
	事業効果年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業検討パートナーの選定</li> <li>市街化編入に向けた賛同調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の作成</li> <li>まちづくり基本調査等の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8回線引き見直し告示(特定保留区域設定)</li> <li>事業計画の作成</li> <li>区画整理事業調査等の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の作成</li> <li>事業化(組合設立認可)に向けた調整</li> </ul>			
審議事項 (庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論)	<p>事業化に向けた具体的な取組 財政負担 推進体制の強化 環境アセスメント調査の取扱い</p>							
決定会議 審議結果 (政策課記入)	<p>原案のとおり上部会議に付議する。</p>							

## 事案概要

本事業は、令和3年10月の戦略会議において、総合計画及び都市計画マスタープランにおける位置づけを継続することが確認されており、後続地区の市街化編入に向けては、令和7年に予定されている第8回線引き見直しにおいても特定保留区域としての都市計画の位置づけを継続する必要がある。このため、特定保留区域の再設定に必要となる「事業手法」、「事業主体」の決定及び「地権者合意」に向けた取組みを進めるにあたり、民間活力による土地区画整理事業の実施に伴う「財政負担」、「推進体制の強化」が必要になること及び「環境アセスメント調査の取扱い」について確認するもの。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業検討パートナー選定</li> <li>賛同調査</li> <li>まちづくり基本調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の作成</li> <li>組合設立準備</li> <li>区画整理事業調査</li> <li>環境アセスメント調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8回線引き見直し告示</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業化に向けた調整</li> <li>合意形成</li> <li>組合設立認可</li> <li>事業実施</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新磯野磯部出口西地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合意形成</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業認可・都市計画決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施</li> </ul>	

○事業経費・財源		(千円)				
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9～
事業費(土木費)			117,696	317,582	234,778	9,408,800
うち任意分						
特財						
国、県支出金						3,300,000
地方債						
その他						
一般財源		0	117,696	317,582	234,778	6,108,800
うち任意分						
捻出する財源 2						
一般財源拠出見込額		0	117,696	317,582	234,778	6,108,800
元利償還金(交付税措置分を除く)						

捻出する財源概要

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A		6					
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	6					

事業主体等との役割分担により、業務量の増加に伴う人員の増員などの検討が必要

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困をなくそう	2 健全なエネルギー	3 健康と長寿を促す	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 働きがい、経済成長、雇用	9 産業とインフラの高度化、持続可能な消費
									○
	10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 つながり、持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正	17 持続可能なパートナーシップ	
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整	議会提案時期	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし	時期	議会への情報提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議 (政策課、経営監理課、総務法制課、人事・給与課、財政課、創業支援・企業誘致課、ゼロカーボン推進課、都市建設総務室、都市計画課、都市整備課、学務課)	令和5年7月4日 麻溝台・新磯野地区整備推進事業の後続地区における具体的な取組の促進について、民間活力による土地区画整理事業の実施に伴う財政負担、推進体制の強化が必要となること及び環境アセスメント調査の取扱いについて、調整会議へ付議することを確認した。

備考

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の  主な議論  (7/18)</p>	<p>【環境アセスメント調査について】                  (総務法制課長)環境アセスメント調査について、都市建設局としては、どのような見解か。                  (都市建設総務室長)条例及び法に当てはまるかどうかというところを確認し、該当となる場合に行う。                  (総務法制課長)北部・南部地区の業務代行者が1事業者になることはあまり現実的ではないのか。                  (麻溝台・新磯野地区整備事務所長)絶対ありえないという事ではない。北部地区と南部地区は別々に事業検討パートナーを選考しようとしているところであるが、同一業者が選ばれた際、1つの組合になる可能性もある。組合の施行地区面積が40ヘクタールを超えれば環境アセスメント調査の対象となるが、満たない場合は行わない。</p> <p>【推進体制の強化について】                  (人事・給与課長)推進体制を強化し、専管組織など人を増やすという話には当然なるかと思う。しかし、基本的に組織を作るのは、ある程度事業の熟度が見えてきた段階である。例えば、地権者の賛同が得られない中では組織を作ることはできない。組織定数を要求いただき、その上で、事業の進捗を見ながらなるかと思う。一方で、これだけの地権者がいるものを進めていくとなると、訪問面談等の調整が出てくるだろう。組合施行であることから、極力職員ではなく、組合で対応することを考えていただきたい。                  (麻溝台・新磯野地区整備事務所長)組合が設立されることから職員は引けると思うが、設立までは、かなり市の職員が出るようになって考えている。                  (人事・給与課長)組合施行だから地権者が頑張れと言うつもりはなく、今年度選ばれるその民間の事業検討パートナーに動いていただけないか。要するに、職員を多く張りつけることができない可能性があることから、極力民間主体の体制をまず考えていただきたい。これだけの規模であり、人工が必要というのは理解できるが、業務代行でやるのであれば、民間業者の方にできるだけ入っていただくというやり方もあるのではないか。                  (都市建設総務室長)事業検討パートナーを入れたり、業務代行者にやってもらうという事で、なるべく職員の体制を減らすという考え方で事業を進めているが、やはりどうしても職員は必要であり、来年度の要求はさせていただく。事業の熟度を踏まえながら調整させていただきたい。</p> <p>【財政負担について】                  (財政課長)市として税源涵養の施策ということで、これから推進していく必要性についてはよく理解できる上、進めていくべきだと思う。しかし、当然財源については、やはり平準化をしていかないと実際のところ厳しい。令和9年度以降の事業費の平準化については、どのように考えているのか。                  (麻溝台・新磯野地区整備事務所長)組合の規模によって施行期間は変わる。地権者の少ない組合が多数設立されれば、短期間に集中すると思うが、1つの事業区域が大きくなると、事業期間は当然延びる。そうすると市の財政負担は、平準化できる。                  (財政課長)事業計画の中で、平準化は多少できるのか。                  (麻溝台・新磯野地区整備事務所長)可能である。例えば、この地区に対する市の投資は、10億円と決めたら、その10億円の中で配分することは可能である。最大割合でもらいたいければ、施行期間を長期で設定するという話になる。                  (財政課長)補助金の割合については、本来市が決めることであり、最低額と最高額の金額の幅をしっかりと見せていただく必要がある。また、民間でやっていただくに当たって、その事業費がもし重なるのであれば、圧縮できるような手法について、実際にその事業者が決める段階とか、決まった後、段階は問わないが、何かしらその平準化できるような仕組みを作らないと、市として承認が難しい。庁議で承認し、いざ蓋を開けてみると、全て同時進行で事業費が一時期に集中した際に、それは市では耐えられないから、少し待っていただくことが可能であれば構わないが、それができないということであれば、ここで手法や財政面も含めて考え方を整理する必要がある。何らかの案はないのか。                  (麻溝台・新磯野地区整備事務所長)基本的に国庫補助が入っているのは、都市計画道路などの都市計画施設に対してであり、基本的には完成してから支払うものである。また、一般財源に記載した金額は、相模原市の助成規則に基づく補助金の最大の割合分を積算している。助成規則は、例えば道路とか下水も含めてであるが、施設整備費の40%以内となっており、極端な話0%というの、助成規則上は可能である。しかし、これまで市内で行われた組合施行の土地区画整理事業に対しては、最大の割合で補助してきた経緯がある。                  市として、財政的に苦しいから出せませんというのは、理由として難しいのではないかと。それであれば、極端な話として、助成規則を廃止することを検討すべきである。相模原市独自の制度は廃止し、地権者、民間が自力でできなければ、もう土地区画整理事業はできませんという方向性を決めてしまう。他の政令市では、そういう方向に行っているところはある。                  同時期に全部の組合が立ち上がると、市では対応できないということであれば、例えば北部地区か南部地区のいずれかを先送りにするという判断を政策的にしなければ、都市計画の位置付けをベースに進めることとなる。                  (財政課長)税収の見込みの26億円の算定の根拠を伺いたい。                  (麻溝台・新磯野地区整備事務所長)具体的に誘致される企業や業種がわからないということから、テクノパイル田名工業団地がヘクタール当たりどのぐらい税収効果があったかということで、シミュレーションしている。</p> <p>原案を一部修正し、上部会議に付議する</p>
--	---

# 麻溝台・新磯野地区整備推進事業の後続地区 における具体的な取組について

---

令和5年7月28日（金） **決定会議**

都市建設局 まちづくり推進部 麻溝台・新磯野地区整備事務所

## ◆事業概要

地域特性を生かした産業・みどり・文化・生活などが融合した「**新たな都市づくりの拠点**」や、市内外の産業需要を支える「**新たな産業創出の拠点**」の形成を目指し、土地区画整理事業等による都市基盤整備を図る。



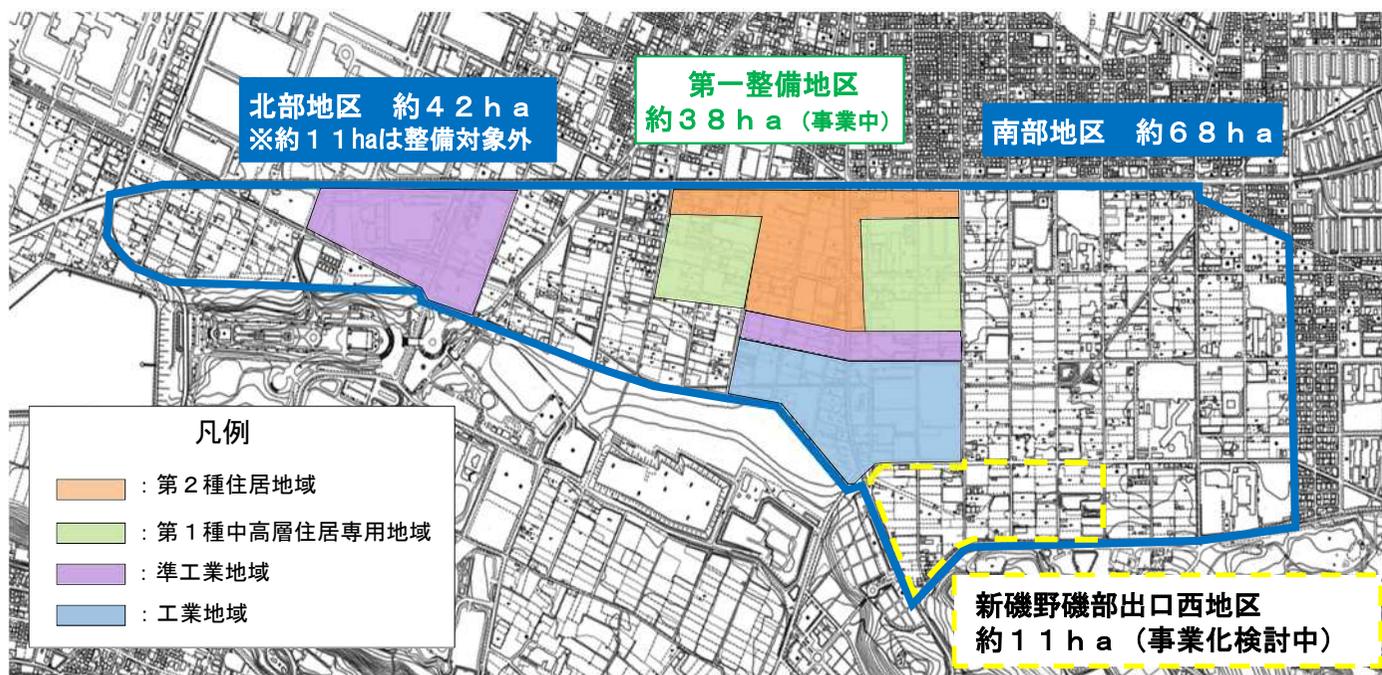
### ○後続地区（産業系土地利用）

面積：約110ha、地権者数：約850人

<北部地区> 面積：約42ha（市街化調整区域 約31ha）、地権者数：約300人

<南部地区> 面積：約68ha（市街化調整区域）、地権者数：約550人

※うち約11ha（地権者数：約130人）については第8回線引き見直し時の市街化区域編入として、土地区画整理（個人施行）の事業化を検討中



- 相模原愛川インターチェンジから約3km、小田急線の小田急相模原駅や相武台前駅から約2km

- 住宅地、工業団地、みどり豊かな公園等に囲まれた約148ヘクタール

年 月	経 過
平成9年3月	<第4回線引き見直し（市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針）> 特定保留区域に設定 ※以後、第7回線引き見直しまで <b>特定保留区域の設定</b> を継続
平成11年3月	<相模原市21世紀総合計画（新世紀さがみはらプラン）> リーディングプロジェクトとして位置付け <都市計画マスタープラン> 新たな拠点づくりに麻溝台・新磯野地区を位置づけ
平成17年3月	麻溝台・新磯野タウン計画を策定
平成22年3月	<新相模原総合計画> 施策40「新たな都市づくりの拠点の形成」 <都市計画マスタープラン> 産業を中心とした新たな都市づくりの拠点
平成23年8月	<b>【政策会議】</b> 事業化する区域を38haとする 事業区域を変更することに伴う環境アセスメントの廃止手続きを進める
平成25年1月	<b>【政策会議】</b> 第一整備地区（約38ha）の先行事業化方策 <b>後続地区について民間活力を導入したまちづくりを促進する</b>
平成26年5月 9月	第一整備地区を市街化区域へ編入 相模原都市計画事業 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の事業計画を決定
平成29年3月	<第7回線引き見直し（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）> 特定保留区域に再設定
令和2年3月	<相模原市総合計画> 施策24「産業を中心とした新たな拠点の形成」 <都市計画マスタープラン> 産業・みどり・文化・生活などが融合した新たな都市づくりを進める拠点として 市街地整備を進める。
令和3年10月	<b>【戦略会議】 本事業の位置づけ等の確認</b> ・総合計画及び都市計画における麻溝台・新磯野地区整備推進事業の位置付けの継続 ・都市計画（土地利用方針を含む）の見直しに向けた取組を進める。
令和4年12月	<b>【調整会議】 後続地区の事業化に向けた取組について</b> 特定保留区域の再設定に要する事業手法、事業主体の明確化及び地権者合意の取得等、後続地区の事業化に向けた取組を進める

## ◇ 麻溝台・新磯野地区整備推進事業を進めるには・・・

絶対条件：新市街地を前提とした事業のため、都市計画の線引き見直しにおいて、市街地（市街化区域）の拡大が必要とする方針が必要

## ◇ 具現化するには・・・

第8回線引き見直しにおいて、**特定保留区域の再設定が必要**

※特定保留区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、市街化区域編入候補地（市街化適地）であるという位置づけ

条件：民間事業者の参入及び市街地開発事業に対する地権者合意が必要

課題：①特定保留区域設定基準の柔軟な運用

②産業フレームによる市街化区域編入における既存住宅の取扱い及び許容される建物用途・規模



## ◇ 令和4年12月 調整会議

想定される費用負担を踏まえた上で、特定保留区域の再設定に要する事業手法、事業主体の明確化及び地権者合意の取得等、後続地区の事業化に向けた取組みを進めることについて了承

- ①特定保留区域の再設定（第8回線引き見直し）
- ②財政負担
- ③推進体制の強化

# 3. 事業化に向けた取組（サウンディング型市場調査の実施）

令和5年2月22日	説明会（兼）現地見学会の開催【参加：21団体】
令和5年3月20日 ～30日	対話の実施【参加：11団体】

## サウンディング型市場調査の主な対話結果まとめ

### 土地利用計画



#### 調査内容

- 麻溝台・新磯野地区の市街地開発事業等に参画するに当たり、事業手法・事業主体・事業区域（実現可能な区域）等の計画概要について
- 土地区画整理事業を想定した場合の想定減歩率について

- **事業手法**：土地区画整理事業 提案数：7
- **事業主体**：組合施行（業務代行方式）※1～8組合 提案数：7
- **事業区域**：全域（工区分け、2分割、3分割、8分割）、南部の一部、40ha以下（未定） 提案数：7
- **想定減歩率**：40弱～50%程度 提案数：5
- **土地利用**：物流施設、データセンター、半導体工場、生産・製造業、研究施設、ロボット特区、廃棄物処理施設など

後続地区について提案のあった7団体すべてが**業務代行方式**の**土地区画整理組合**による**土地区画整理事業**の提案であった。

### 資金計画



#### 調査内容

- 土地利用計画を踏まえた想定する資金計画（概算案）について
- 土地区画整理事業を想定した場合、公共施設管理者負担金及び土地区画整理事業助成規則に基づく補助金の活用の有無について
- 土地区画整理事業の場合は公共施設管理者負担金と補助金の活用希望多数

### 地中障害物



#### 調査内容

- 本地区特有の課題である地中障害物の取扱いについて
- 掘り起さない、地中レーダーで確認、企業ニーズに併せて検討
- 処理に係る費用は地権者負担や土地評価へ反映 など

### 地域貢献



#### 調査内容

- 雇用の創出や地域コミュニティとの連携など、周辺地域に向けた地域貢献に関する取組について
- 第一整備地区土地区画整理事業地内の生活支援系ゾーンにおいて、周辺地域のにぎわい等地域貢献への高い効果が生じる業種や企業について
- ゼロカーボン設備の設置、福利厚生施設・共有スペースの開放、近隣商業業者と連携したイベントの実施、地域との防災協定の締結
- 雇用の創出は500人（スーパーなど）、2,000～4,000人（物流施設）、5,000～1万人（データセンター・研究施設など※第一整備地区生活支援系ゾーンを含む）
- 第一整備地区の生活支援系ゾーンにおいて地域貢献への高い効果が生じる業種はスーパー、ホームセンター、テナント、ドラッグストア、カフェ、レストラン、生活関連サービス、コミュニティエリア、託児所、温浴施設 など

### 事業期間



#### 調査内容

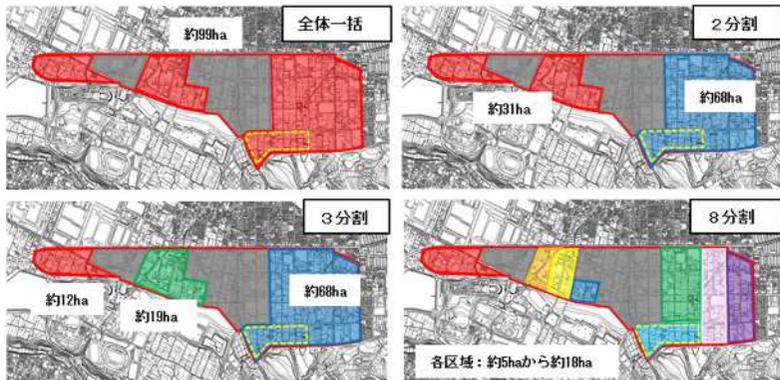
- 第8回線引きを見据えた事業スケジュールについて
- 地権者との合意形成に向けた調整について
- 環境アセスメント調査や地権者との合意形成を含む事業スケジュールは3～13年以上（組合設立数や区域面積による、R9～11年に事業認可取得見込み）
- 地権者との調整は組合などを通して小まめに接触を図る など

### 参画条件



#### 調査内容

- 市街地開発事業等へ参画するために必要な条件や留意事項について
- 市から期待する支援について
- 地権者の合意形成の担保や組合の理事長候補がいること
- 組合設立前の財政的支援、環境アセスの実施、都市計画道路の整備、高さや日陰の制限緩和などの市からの支援を期待 など



事業区域のイメージ

## 4. 事業化に向けた方向性

### ◆事業化に向けた北部地区及び南部地区まちづくり研究会役員会の方向性

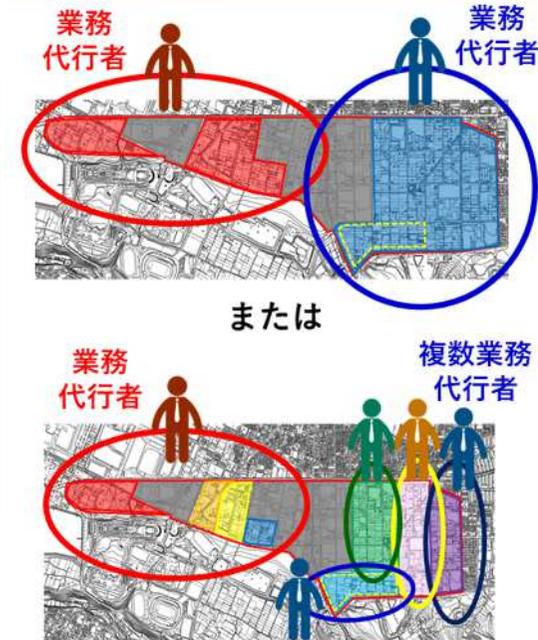
【事業手法】 土地区画整理事業

【事業主体】 土地区画整理組合（業務代行方式）

【事業区域】 分割（複数の土地区画整理組合を設置）

※北部地区・・・1業務代行者による事業化を検討

南部地区・・・1業務代行者若しくは複数業務代行者による事業化を検討



### 事業化に向けた支援（財政的支援・推進体制の強化）の実施

#### 土地区画整理法 第75条（技術的援助の請求）

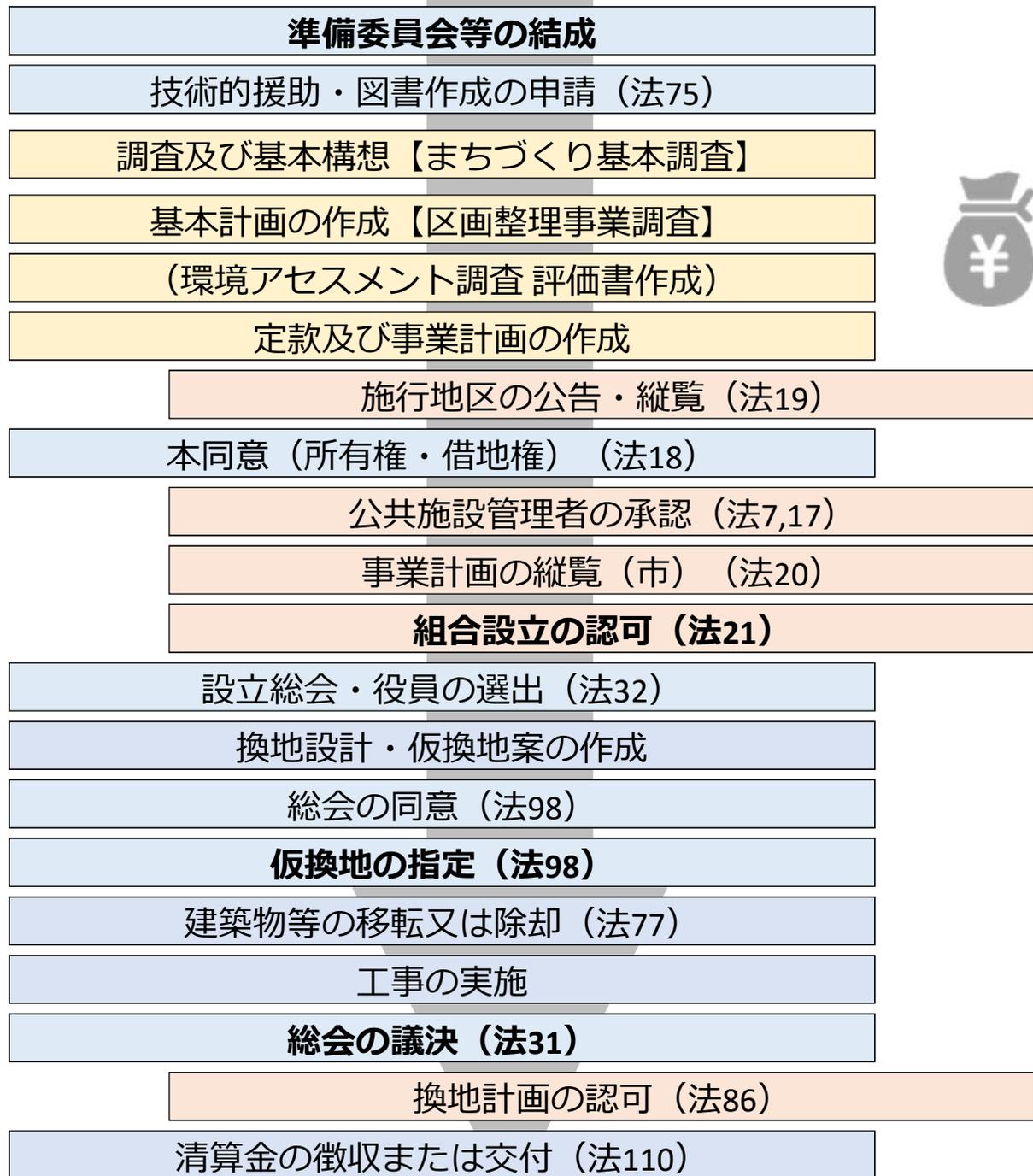
<要旨> 土地区画整理事業を施行しようとする者、組合を設立しようとする者は市長に対し、土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

#### 相模原市土地区画整理事業助成規則 第3条（助成の方法）

<要旨> 事業の施行又は組合の設立の認可に要する図書の作成に係る測量、調査及び設計に要する費用は、市長が負担する。 ※補助率については別途規定あり

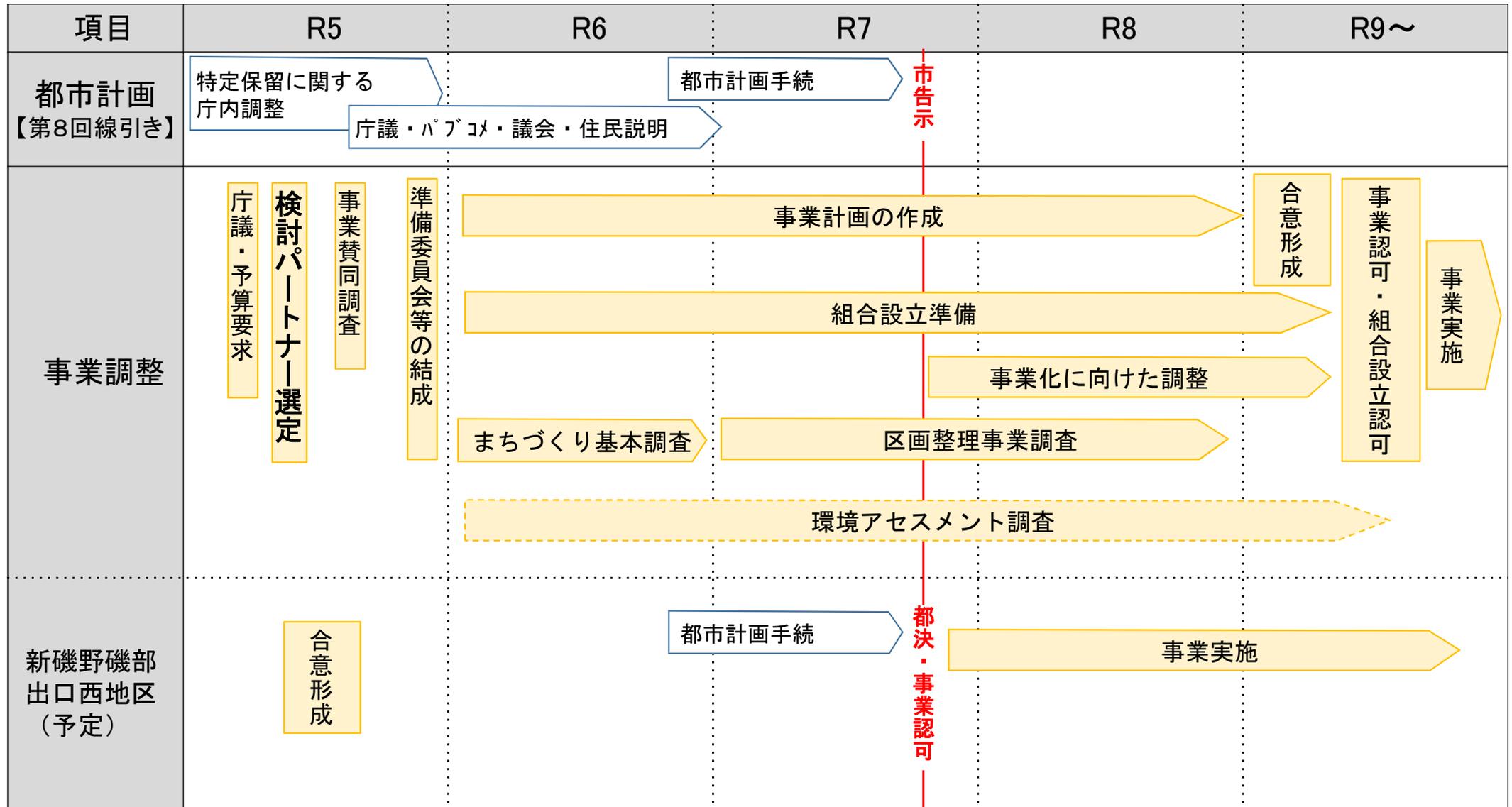
事業主体等が決定した後、業務量の増加に伴う専管組織の設置の検討が必要

（参考）H22年度 当麻地区拠点整備事務所 8名



- 地権者等が実施
- 市が実施
- 地権者等の実施を市が支援

# 6. 事業化に向けたスケジュール



※スケジュールは現時点での計画であり  
変更となる可能性があります

# 7. 事業経費・財源（概算）

※一般財源については国庫補助の満額対象となることを前提とした現時点における上限想定での概算値  
(千円)

項目		R6	R7	R8	R9～	合計
事業費		117,696	317,582	234,778	9,408,800	10,078,856
内訳	北部地区				4,404,900	
	南部地区				5,003,900	
	(うち新磯野磯部 出口西地区)				(800,600)	
国庫補助					3,300,000	3,300,000
一般財源		117,696	317,582	234,778	6,108,800	6,778,856
主な内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり基本調査</li> <li>・準備委員会等 運営支援</li> <li>・環境アセスメント (配慮書及び方法書 作成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画整理事業調査</li> <li>・準備委員会等 運営支援</li> <li>・環境アセスメント (現況調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画整理事業調査</li> <li>・準備委員会等運営支援</li> <li>・環境アセスメント (予測・評価及び 準備書作成)</li> </ul> ※下水道整備費として 50,000千円が別途必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設管理者 負担金</li> <li>・助成規則に基づく 補助金</li> <li>・環境アセスメント (評価書作成)</li> </ul>	

※国庫補助は都市計画道路の整備費に対し交付見込み

※事業費の財源については、国庫補助金のほか市債の活用についても検討することとし、R9以降の事業費の支出時期については可能な限り平準化に努める

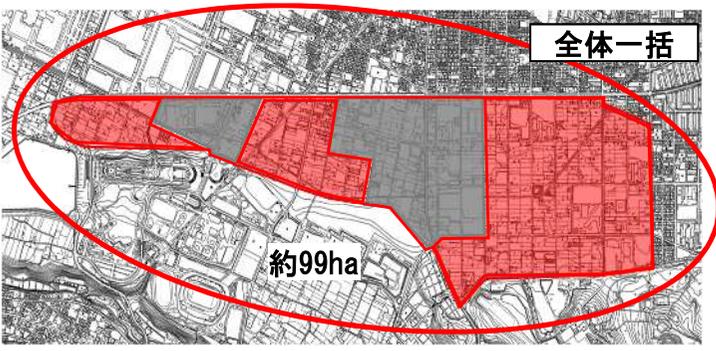
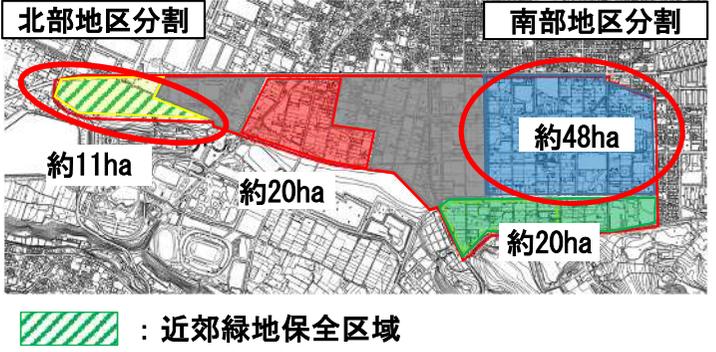
※区域全体で8組合を立ち上げ事業化する想定

※後続地区全域が市条例の環境アセスメントの対象となることを前提として、事業認可までの支援を行う想定

※後続地区の事業化実現にあたり新たな組織編成(10人想定)を要するため、6人工を要求

税収見込み： 26億円/年(工業系市街地：61.81ha、0.427億円/ha)

**環境アセスメント（環境影響評価）制度**とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが**環境にどのような影響を及ぼすか**について、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度

	環境影響評価法（法アセス）	相模原市環境影響評価条例（市条例アセス）
<p>土地区画整理事業におけるアセス対象の事業規模</p>	<p>○ <b>第1種事業</b> （必ず環境アセスメントを行う事業） <b>面積：100ha以上</b></p> <p>○ <b>第2種事業</b> （環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業） <b>面積：75ha～100ha</b></p>	<p>○ <b>A地域</b> <b>面積：1ha以上</b> （近郊緑地保全区域等） ○ <b>B地域</b> <b>面積：30ha以上</b> （都市計画区域外等） ○ <b>C地域</b> <b>面積：40ha以上</b> （A・B地域以外） ※複数の造成事業等で個々には対象事業の規模要件に満たないが、隣接した区画で、<b>5年以内に同一事業者により実施され、環境影響が総体として著しいものとなるおそれがある場合には、対象事業となる。</b>（複合事業の要件：規則第4条）</p>
<p>アセスにおける「事業」の捉え方（アセス該非の判断基準）</p>	<p>実施する「事業」の一連性については、事業の目的が同一であり、かつ、構想及び決定の時期が同一か否か等により総合的に判断されるものであるため、客観的な一つの捉え方として、「<b>事業認可等の単位</b>」という考え方はあるものの、アセス手続きを行う事業単位が事業の許認可等を受ける事業単位とは異なることもあり得る。また、アセスの実施主体は事業者側にあることから、どの範囲を一つの「事業」と捉えるかは一義的には事業者側の判断となり、その判断に至った根拠については、（アセスを行うにせよ、行わないにせよ）合理的な説明が必要となる。</p>	
<p>本事業での「事業」の捉え方</p>	<p>○ <b>1つの「事業」を土地区画整理法上の事業単位（事業認可単位）で捉える。</b> 本市の事業として「麻溝台・新磯野地区整備推進事業」を位置づけているものの、後続地区においては民間活力を主体とした事業手法により市街地整備を図ることとしており、それぞれの土地区画整理組合が事業者となるため、「<b>事業＝事業認可単位</b>」として、事業区域面積が対象事業規模に該当しない場合はアセスメント調査を実施しないこととする。</p>	
<p>後続地区におけるアセス対象イメージ（「事業」を事業認可単位でみた場合）</p>	<p>・ 99ha全体を1つの事業認可単位とする場合、法の第2種事業に該当</p> 	<p>・ 北部地区にA地域（1ha以上）を含むためアセス該当 ・ その他の区域は、40ha以上の事業区域がアセス該当</p> 

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年7月28日

案件名	児童養護施設の新設及び既存児童養護施設の小規模化等について						
所管	こども・若者未来	局区	部	こども家庭 児童相談所	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	社会的養護を必要とする児童に対応する施設養育体制の強化及びきめ細やかなケア体制の整備					
	効果測定指標	小規模グループケアユニット数			施策番号	2	
		R5	R6	R7			
	事業効果 年度目標		+1	+6			

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	「児童養護施設」の新設及び「既存児童養護施設」の小規模化等について事業の了承を得るもの
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

## 事案概要

令和2年3月に策定した「社会的養育推進の基本的方向性」に基づき、社会的養護を必要とする児童のための施設養育体制の強化に向けて、具体的な取組の検討を進めるもの

- ・市外児童養護施設の本市利用定員が返還されることに伴う対応
- ・国の児童養護施設等における小規模グループケアの要件改正への対応
- ・措置児童等に対するより適切な支援環境の提供

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	児童養護施設の新設	庁議	公募	(法人)設計・整備・各種調整	開所			
			国庫申請等					
	既存児童養護施設の小規模化	庁議	(法人)設計・整備・各種調整					
			国庫申請等					
				措置費加算				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9
事業費(民生費)		111	415,392	29,522	83,978	83,978
うち任意分						
特財			276,928		36,304	36,304
国、県支出金			110,700		14,500	14,500
地方債						
その他						
一般財源		111	27,764	29,522	33,174	33,174
うち任意分						
捻出する財源 2						
一般財源拠出見込額		111	27,764	29,522	33,174	33,174
元利償還金(交付税措置分を除く)						
捻出する財源概要	・国への小規模グループケア加算の経過措置延長の要望 ・局内で捻出できる財源を検討中					

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	2	2	2	2	2	2	2
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	2	2	2	2	2	2	2

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
									
	○						○		

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント		なし	時期		議会への情報提供	部会 R5.9

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R5.02.01 調整会議	児童養護施設及び児童心理治療施設の新設及び既存児童養護施設の小規模化等の対応を図る方向で具体的な検討を進めることとした
R5.04.14 第3回関係課長打合せ会議	構成部署の追加(精神保健福祉課、青少年相談センター、陽光園)について承認を得るとともに、今後は必要な議題・検討内容に応じて必要と考える部署で会議を開催することとした
R5.05.12 第9回推進検討会議	今後は関係部署と個別調整を行いつつ、会議を開催し、具体的な支援内容に整理
R5.06.15 第10回推進検討会議	関係部署から受けた意見を反映させ、庁議へ向け資料を作成
R5.06.21 開発調整課	市街化調整区域での児童養護施設新設・小規模化に関する課題の情報共有
R5.07.07 第4回関係課長打合せ会議	審議事項がより伝わりやすいよう庁議に向け資料を修正
R5.07.19 調整会議	継続審議。既存児童養護施設の小規模化等に係る市単独加算の再度検討、検討経過のより具体的な説明。
R5.07.21 調整会議	資料を一部修正のうえ、上部会議に付議する

備考	(推進検討会議等 構成部署)
	政策課、経営監理課、総務法制課、人事・給与課、財政課、アセットマネジメント推進課、精神保健福祉課、青少年相談センター、こども・若者政策課、総務課、相談支援課、養護課、陽光園、こども家庭課

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の  
主な議論  
(7/19)

【児童養護施設の新設について】  
 ○(人事・給与課長)今回、児童養護施設を整備することで、不足しているとされる受け皿が充足するとの理解でよいか。  
 (こども家庭課長)今後予定している心理治療施設の整備が完了することで、体制が整うと考えている。  
 ○(財政課長)運営法人の決定はいつ頃を見込んでいるか。  
 (こども家庭課長)令和6年1月頃を見込んでいる。  
 (財政課長)令和6年度当初予算ということであれば、11月には決まっていないと、予算計上できないため、スケジュールを修正すること。  
 ○(政策課長)今年度の予算確保は、補正予算または予算流用のどちらで検討しているか。また、内容は審査会の委員謝礼ということによいか。  
 予算確保の方法は未定である。内容についてはお見込みのとおり。  
 (政策課長)補正予算で対応するのであれば、要求理由について整理しておくこと。

【施設の小規模化について】  
 ○(人事・給与課長)施設の小規模化にかかる市単独加算については、グループホームの整備が完了して小規模化が完了するまでの間、法人の運営を補助することで、受け皿の安定的な確保を目的としているとの認識でよいか。  
 (こども家庭課長)ご認識のとおり。  
 (財政課長)小規模化に伴う市単独加算の件について、小規模化の方針は令和元年度に決まった話であるが、なぜ今になって対応することになったか。  
 (こども家庭課長)既存施設については、小規模化の方針が決まった令和元年度の時点ではまだ開設から約5年と築年数が浅く、建て替えについての検討を進めることが困難であったため。  
 (財政課長)現行のスケジュールは各法人との調整内容を踏まえたものか。  
 (こども家庭課長)正式にはではないが、ある程度意見交換をした結果を踏まえてのものである。  
 (財政課長)南児童ホームに対する市単独加算は令和11年度まで継続するとのスケジュールになっているが、小規模化の施設整備が完了する令和9年度をもって、不要となるのではないのか。  
 (こども家庭課長)ハードの整備が完了しても、職員の確保がすぐにはできないため、補助金交付期間は余裕をもったスケジュールとしている。

○今年度予算の確保に関する検討及びスケジュールの見直し等が必要のため、継続審議とする。

調整会議の  
主な議論  
(7/21)

【児童養護施設の新設について】  
 ○(財政課長)補正理由について、改めて確認したい。  
 (こども若者政策課)既存施設の運営法人と小規模化の調整が進み、初めて児童養護施設の定員規模を決めることができたためである。  
 ○(政策課長)今年度の当初予算に計上できなかった理由とは別に、令和6年度当初予算では間に合わない理由が必要である。  
 (総務法制課長)令和7年度中には県施設における本市の定員がなくなってしまうので、今年度中に着手しなければならない点が重要なのではないか。  
 ○(財政課長)予算の確保については、補正予算とする考え方も一つであるが、9月補正にはスケジュール的に厳しいという点と、内容も施設整備にかかる準備経費のみなので、流用がよいと思われる。  
 ○(総務法制課長)9月8日に部会への説明を予定している。資料のスケジュール欄にも追記するとともに、事案調書にも追記してほしい。

【施設の小規模化について】  
 ○(総務法制課長)現在、5ユニット分の加算を受けているが、グループホームが整備されると4ユニット分の加算を受けられるのであれば、もう1ユニットぶんを市単独加算で交付すればよいのではないか。  
 (こども家庭課)現行のユニットの体制を継続してもらうため、既存ユニットに対する補助が必要であると考えている。  
 ○(財政課長)事案調書裏面、「財源の捻出」についてが空欄になっている。施設の新設としては推進プログラム経費に該当するが、小規模化に伴う市単独加算については、推進プログラムになじまないため、必要経費を局で捻出してほしい。決定会議の時に、財源の捻出案を説明してほしい。

【人工要求について】  
 ○(人事・給与課長)事案調書における人工要求について、今年の途中から2名必要との記載があるが、これと併せて心理治療施設においても人工要求があったと思うが、全部で何人必要になるか。  
 (こども家庭課)心理治療施設の件も合わせて2人要求したい。  
 (人事・給与課長)庁議の結果をもって、人工を付けるという決定ではないので、そこは別途査定を行う旨を承知してほしい。

○原案のとおり上部会議に付議する。  
 ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

# 児童養護施設の新設及び 既存児童養護施設の小規模化等について

令和5年7月28日

こども・若者未来局 こども家庭課

# 児童の一時保護及び入所措置の状況

一時保護所での保護児童数(延べ)  
 H26 145人                      R4 235人

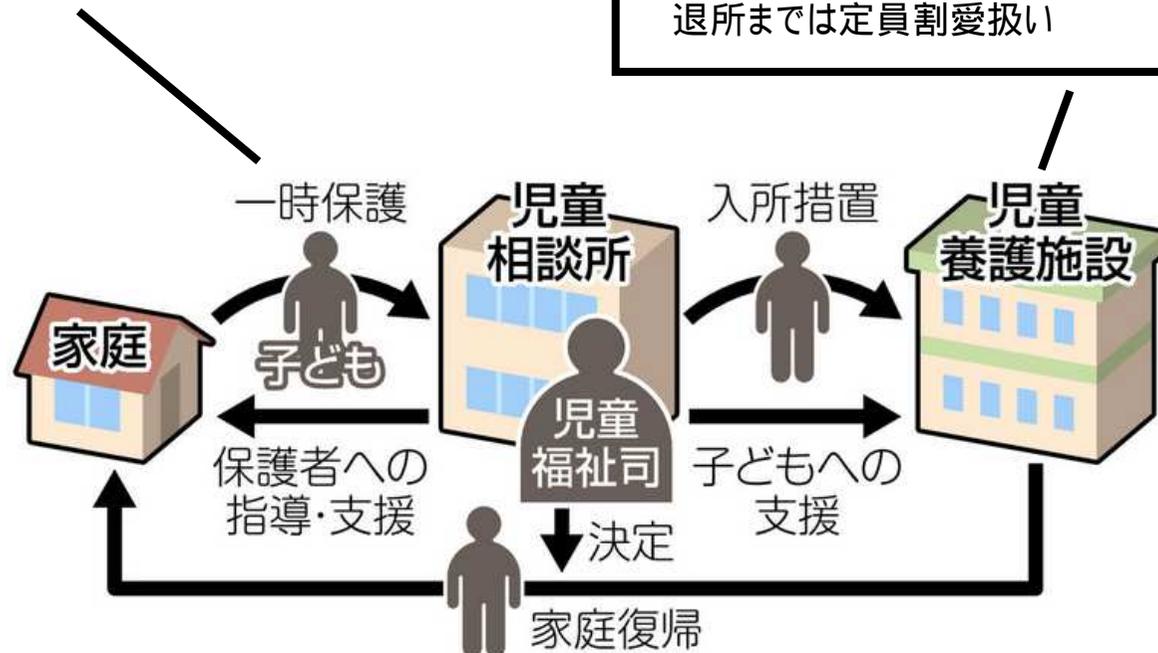
**虐待**等による一時保護児童数の増加  
 保護者に監護させることが適当でない  
 手厚い支援が必要な児童の増加

**児童養護施設の本市定員**

R4 143人(市内84人 市外59人)  
 R5 132人(市内84人 市外48人)

R4より市外施設への新規措置の停止  
 (児童養護施設の市外施設における  
 本市定員の減少)

**R7から市外施設定員0人**  
 R3年度末時点で既に入所している児童については、  
 退所までは定員割愛扱い



出典：「子育て世代がつながる東京すくすく 東京新聞TOKYO Web」

# 施設養育体制の課題と解決の方策

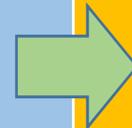
## 課題

## 方策

### ○市外児童養護施設への新規措置停止の対応

本市利用定員59人分の措置先の確保  
(令和3年に県から通知)

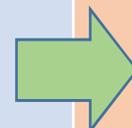
措置入所先選択肢の大幅な減少への対応



児童養護施設の新設

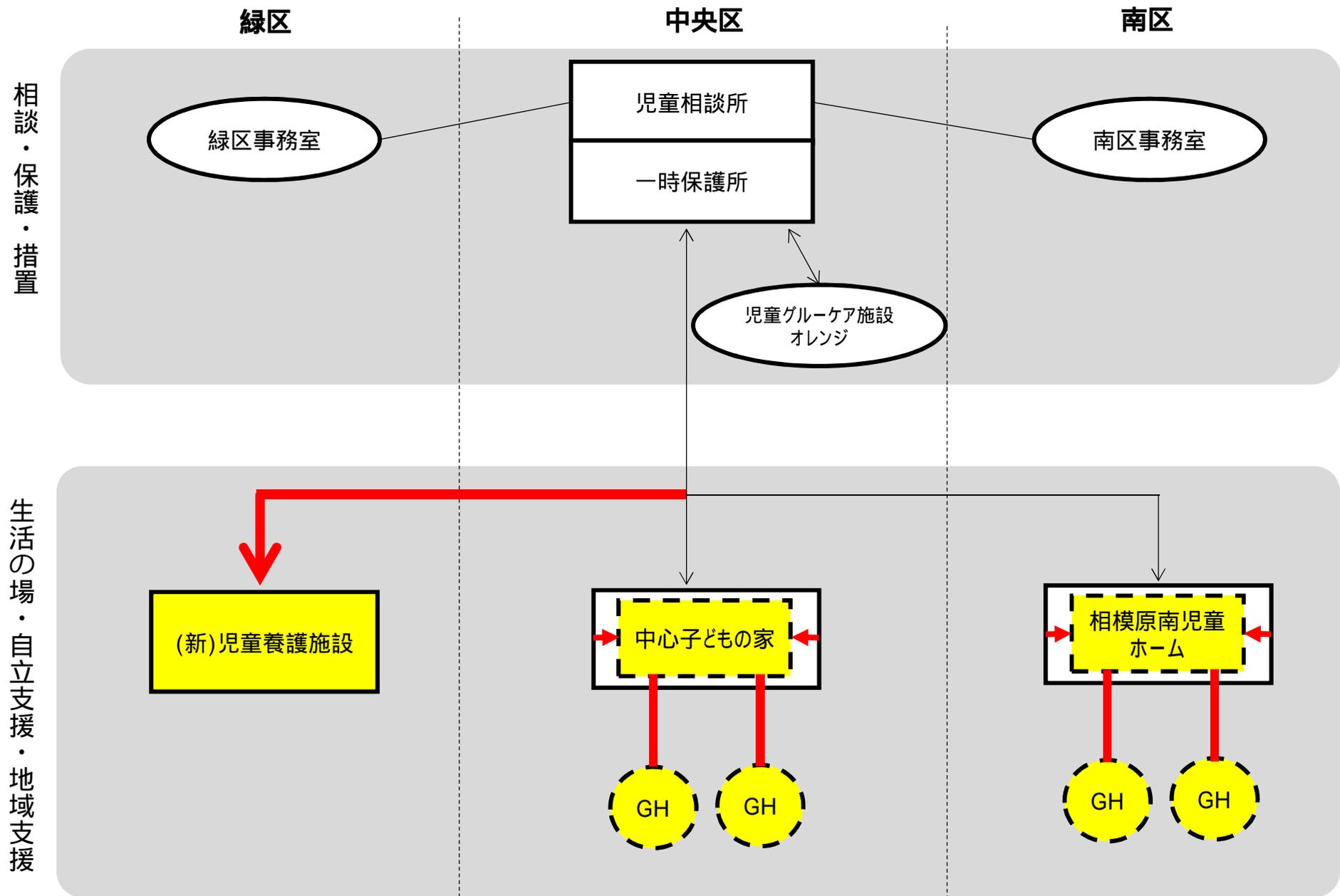
### ○社会的養護が必要な児童への適切な支援環境の提供

相模原南児童ホーム、中心子ども家の  
小規模化等に向けた課題整理



既存児童養護施設の本体施設の  
小規模化・グループホーム設置  
による地域分散化

# 今回の提案後の配置



# ■ 児童養護施設の新設

- 事業主体・選考方法・スケジュール
- 施設規模・付加する機能
- 市の支援内容(支援見込額)

# 事業主体・選考方法・スケジュール

## 事業主体

### 社会福祉法人

- ・民間活力の活用（市が建物、土地等財産を保有しない、早期対応が可能）  
未利用等の社会福祉施設や建築物による提案は、選考委員会での配点を加点

## 選考方法

### 選考委員会により、国庫協議を進める法人を決定

- ・委員には外部委員も含めた構成  
 (例)学識経験者、公認会計士、社会的養護経験者等

## スケジュール

### 令和7年開所

- ・令和7年度に市外施設の本市定員枠がなくなることから同年度開所が必要

令和5年						令和6年												令和7年											
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
庁議	事務調整	議会説明		公募	法人決定		法人調整			国庫エントリー		着工																	
	→					→					→															完成	開所		

## 施設規模・付加する機能

### 定員

**36人程度（6グループ × 6人（1グループ当たり））**

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)分を含む。

- ・市外児童養護施設の小規模化等に伴う本市利用定員59人分の減少への対応
- ・家庭的な環境に近く細やかなケアが可能な小規模グループケア(1グループ6人まで)の実施
- ・国規定により本体施設における小規模グループケアの指定は6グループまで

### 地域支援機能

- ・**子育て短期支援事業(ショートステイ事業)**
- ・**地域交流スペース**

- ・児童虐待予防・防止のための地域の子育て家庭等への支援の充実
- ・施設機能を地域のための支援へと拡大させ、施設の役割の発展

上記2項目については、国の補助要綱においても基準単価に加算となる項目

# 市の支援内容(支援見込額)

## 建設総事業費見込額

962,200千円

- ・単価は長寿命化計画用単価(公共建築課試算) 566千円/m<sup>2</sup>
- ・延床面積1,700m<sup>2</sup>を想定(敷地面積2,000m<sup>2</sup>) 他児童養護施設を参考

## 施設整備費補助金 (補助基準単価)

360,936千円

国庫(2/3)240,624千円 起債(80%)96,200千円 一財24,112千円

- ・次世代育成支援対策整備交付金を活用  
補助額のうち国庫は令和5年度時点の交付基礎額で算出

## 借入償還金補助金

総額210,456千円(年額10,522千円) 全額一財

- ・独立行政法人福祉医療機構及び神奈川県社会福祉協議会からの借り入れに対して借入金及び利息の3/4を補助。  
借入条件を20年償還、元金均等毎月償還、金利0.85%(R5.7.3改定版)として算出

建設総事業費見込額(962,200千円) + 利子分(22,640千円)

国庫(整備費) 240,624千円	市(整備費) 120,312千円	法人623,904千円(残601,264千円+利子分22,640千円)	
		市(借入償還金) 210,456千円	法人 413,448千円

利子は独立行政法人福祉医療機構及び神奈川県社会福祉協議会からの貸付分

# ■ 既存児童養護施設の小規模化等

- 小規模化等の概要
- 本市児童養護施設の現状及び課題
- 小規模化等の実施内容
- 市の支援内容(支援見込額)
- 措置費 市単独加算による支援

## — 小規模化等の概要

### 小規模化等とは

- ・本体施設の定員を小さくする（1施設に6グループ）
- ・本体施設の養育単位を小規模グループケア(1グループ6人以下)とする
- ・地域のグループホーム(分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設)を増やす

経営の縮小ではなく、機能を地域分散化し、地域支援へ拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくもの

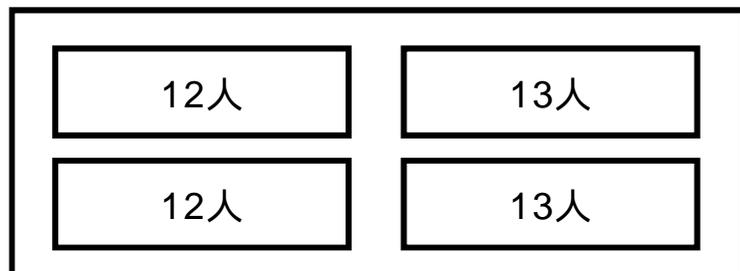
### なぜ小規模化等が必要なのか

- ・保護者がいない児童の生活の場から**被虐待児童の生活の場へと状況が変化**
- ・虐待等の影響による手厚い支援が必要な児童の増加に伴う**職員負担の増加**
- ・大規模な集団によるケアから小規模で家庭的な環境でのケアへの転換が求められており、**一人ひとりの児童の権利を守ることへの取組強化**が必要
- ・R6年度末までは「小規模グループケア」として、1グループ8人まで認められていたが、R7年度以降、1グループ6人以下にする必要があり、**措置費等の国の制度改正への対応**が必要 など

既存の児童養護施設の小規模化等を行うことによる  
「児童一人ひとりへのより適切な支援環境の提供」及び「施設職員の負担の軽減」等

# 本市児童養護施設の現状及び課題

## 中心子どもの家



### 【現状】

- ・定員50人(12人×2グループ、13人×2グループ)
- ・H10開所
- ・現行では小規模化されていない

### 【課題】

- ・1グループ当たりの児童数が多いため職員への負担が大きい  
必要なケアが行き届きにくい
- ・築25年が経過し、施設修繕等の経費が大きくなっている

## 相模原南児童ホーム

現在5ユニットが小規模加算対象



SS：ショートステイ

### 【現状】

- ・定員45人(8人×3グループ、(7人+SS1人)×3グループ)
- ・H26開所
- ・現行で小規模化されている(措置費の小規模グループケア加算認定)

### 【課題】

- ・現状のままだとR7以降加算分年額約38,000千円が減額  
(国 19,000千円 市 19,000千円)  
1グループ当たりの小規模加算額7,600千円×5グループ)

## 両施設共通で小規模化等をするための施設職員の確保が課題

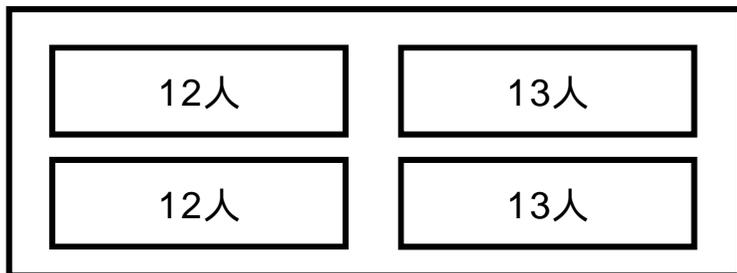
- ・定員を維持しながら小規模化等を実施するため、グループ数が増加し、施設職員の確保が必要
- ・職員の確保及び育成は、すぐには対応困難なことから一定の期間が必要  
グループホームでは家庭的養育というメリットがある一方、少人数での限られた空間のため支援者に高いスキルが必要

# 小規模化等の実施内容

- ・本体施設を1グループ6人以内となるよう小規模化
- ・本体施設定員減少分はグループホーム(分園型小規模グループケア等)を設置

## 中心子どもの家

定員50人(12人×2グループ、13人×グループ)



## 相模原南児童ホーム

定員45人(8人×3グループ、(7人+SS1人)×3グループ)



SS : ショートステイ



## 事業実施後

定員48人(6人×計8グループ)  
 グループホーム2施設(6人×2グループ)設置  
 本体施設を定員36人(6人×6グループ)に建替



定員45人(6人×5グループ、(5人+SS1人)×3グループ)  
 グループホーム2施設(6人×2グループ)設置  
 本体施設は改修等せず現施設のまま定員減して利用



## ■ 整備に対する支援内容(支援見込額)

### 施設整備費補助金

(補助基準単価)

#### グループホーム

54,456千円 × 4施設 = 217,824千円

うち国庫(2/3)36,304千円 起債(80%)14,500千円 一財3,652千円

#### 中心子どもの家本体施設建替

373,572千円

うち国庫(2/3)249,048千円 起債(80%)99,600千円 一財24,924千円

- ・次世代育成支援対策整備交付金を活用  
補助額のうち国庫は令和5年度時点の交付基礎額で算出
- ・施設建替時に仮設で建物を設置する必要がある場合には別途補助

### 借入償還金補助金

中心子どもの家 本体建替分

**総額210,456千円 (年額10,522千円) 全額一財**

- ・独立行政法人福祉医療機構及び神奈川県社会福祉協議会からの借り入れに対して 借入金及び利息の3/4を補助。  
借入条件を20年償還、元金均等毎月償還、金利0.85%(R5.7.3改定版)として算出

## 措置費 市単独加算による支援

### 市の検討経過

- ・令和元年10月 国の要綱改正により小規模グループケアの定員が8人から6人へ変更
- ・令和2年 3月 「社会的養育推進の基本的方向性」を策定
- ・令和3年度～ 政策課、財政課、アセットマネジメント推進課等で構成の担当者会議を設置し、具体的な取組の検討
- ・令和5年 2月 調整会議にて、児童養護施設の新設及び既存施設の小規模化等を行う方向性について承認
- ・令和5年度 本市単独でこども家庭庁へ小規模グループケア加算の経過措置の延長を要望  
令和元年以降に全国児童養護施設協議会、21大都市等からも国へ小規模グループケア加算の経過措置等について要望

### 市内児童養護施設の状況

#### 中心子どもの家

- ・虐待児童や困難ケースが年々増加しており、更に1ユニット当たりの人数が多いことで職員負担が増加
- ・欠員や離職率の高さが課題となっており、職員確保に苦慮
- ・現施設が市街化調整区域に立地していることによる各種制限

#### 相模原南児童ホーム

- ・平成26年度に開所時点では、国の推奨してきた1グループ8人という小規模なグループによる施設環境を整備
- ・国の要綱改正時点では、施設運営を開始して5年しか経っておらず、新たな施設整備は負担が大きく、年々増える措置児童への支援体制、児童・児童相談所等との関係性の構築、施設としての運営スキルなどを蓄積している段階

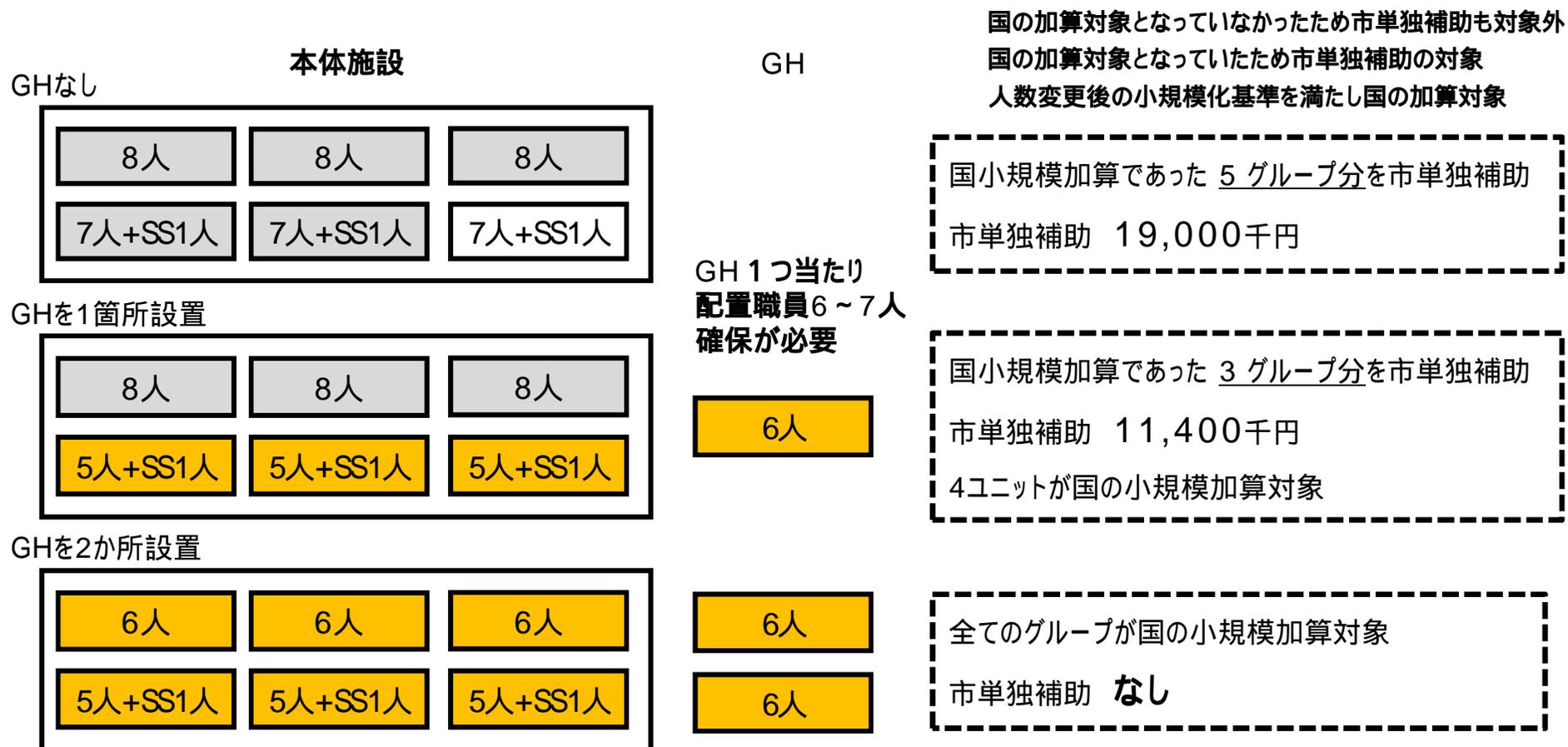
# 措置費 市単独加算による支援

見込額

R7以降で必要となる期間に加算（最長でR9まで）年額**最大19,000**千円程度

現行の加算認定のための手厚い職員配置をしており、運営経費の減額では施設運営が困難

法定どおりに施設定員が減となった場合、保護児童の措置先確保がさらに困難となり児童への負担増



# 各施設の整備スケジュール案

整備内容		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童養護施設の新設				整備						
既存児童養護施設の小規模化等	中心子どもの家 (福)中心会					GH 整備		GH 整備	本体建替 ・解体	
	相模原南児童 ホーム (福)中心会			GH 整備			GH 整備			
				R9を待たず早期に整備完了となるよう法人調整を実施				児童保護措置費(市単独加算) R9までで必要となるグループ分のみ		
児童養護施設 本市定員推計 (人)	総数	143	132 (-11)	120 (-12)	119 (-1)	119	119	119	119	117 (-2)
	市内	84	84	84	119 (+35)	119	119	119	119	117 (-2)
	市外	59	48 (-11)	36 (-12)	0 (-36)	0	0	0	0	0

市外施設の定員枠はなくなるが、現在入所している本市児童はそのまま入所を継続。割愛での入所扱い。  
児童養護施設の新設だけでなく、里親委託の推進等により市外施設の定員減を補う。

# 想定予算見積額

単位：千円

整備内容		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
児童養護 施設の新設	総額	111	360,936	10,522	10,522	10,522	10,522	10,522	10,522	
	特定財源	0	240,624	0	0	0	0	0	0	
	起債	0	96,200	0	0	0	0	0	0	
	一般財源	111	24,112	10,522	10,522	10,522	10,522	10,522	10,522	
	備考	審査会に係る 委員報酬等	施設整備費	借入償還金補助	借入償還金補助	借入償還金補助	借入償還金補助	借入償還金補助	借入償還金補助	
既存施設の 小規模化	総額	0	54,456	19,000	73,456	73,456	73,456	392,572	10,522	
	特定財源	0	36,304	0	36,304	36,304	36,304	249,048	0	
	起債	0	14,500	0	14,500	14,500	14,500	99,600	0	
	一般財源	0	3,652	0	3,652	3,652	3,652	43,924	10,522	
	備考		南児童ホーム GH整備	市単小規模加算	南児童ホーム GH整備	中心子どもの家 GH整備	中心子どもの家 GH整備	中心子どもの家 GH整備	中心子どもの家 本体施設建替え	借入償還金補助
	一般財源 (小規模加算)	0	0	11,400 (19,000)	11,400 (19,000)	11,400 (19,000)	0	0	0	
合計	総額	111	415,392	29,522	83,978	83,978	83,978	403,094	21,044	
	特定財源	0	276,928	0	36,304	36,304	36,304	249,048	0	
	起債	0	110,700	0	14,500	14,500	14,500	99,600	0	
	一般財源	111	27,764	29,522	33,174	33,174	33,174	54,446	21,044	

## ■ 参考資料

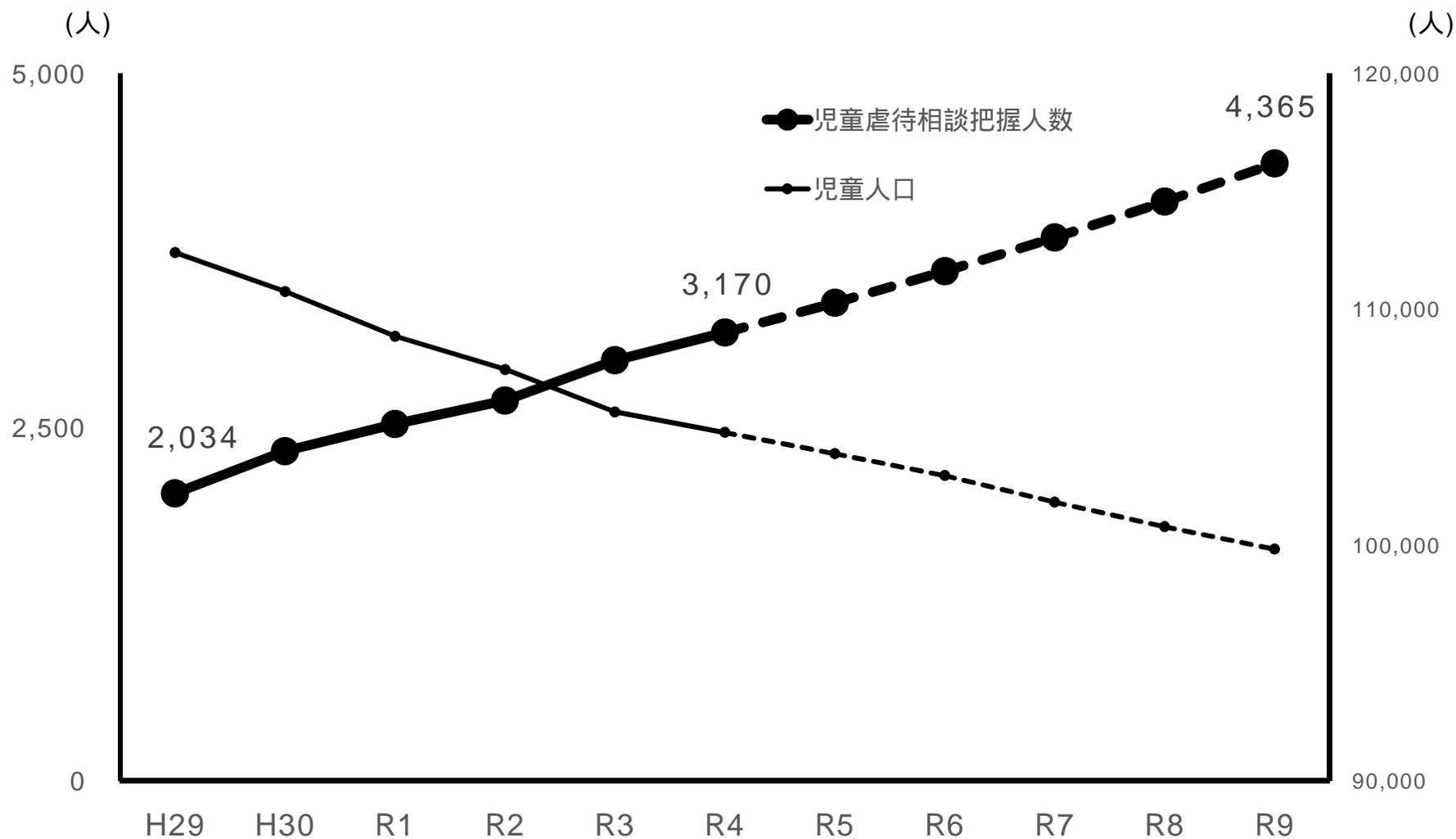
- 神奈川県・横浜市・川崎市の児童養護施設の設置状況等
- 児童虐待相談把握人数推計
- 一時保護所での保護児童数推計
- 児童養護施設への入所措置及び里親・ファミリーホームへの委託児童数実績
- 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)利用実績

# 神奈川県・横浜市・川崎市の児童養護施設の設置状況等

自治体名	施設数	施設定員数・ 定員協定数	運営法人数	小規模化 実施施設数	児童心理治療施設 施設数・定員数	近年の施設整備等支援策
相模原市	2施設	95人 132人	1法人	なし	なし	・児童指導員等補助者の雇用経費 に対する補助(国補助率1/2) R5～開始(R4.10庁議承認)
横浜市	11施設	506人 606人	9法人	3施設 5GH	1施設 入所56人 通所15人	・老朽化施設の建替兼定員増を伴う 小規模化整備補助(国補助率2/3) R4～6 各1施設整備予定  ・地域小規模児童養護施設の新設 に伴う改修等補助(国補助率1/2) 事業費 1施設当たり8,000千円
川崎市	4施設	194人 242人	3法人	4施設 7GH	1施設 入所40人 通所10人	・地域小規模児童養護施設の新設 に伴う改修等補助(国補助率1/2) 事業費 1施設当たり8,000千円 R2～3 各2施設開設  ・措置費等の市単独加算の充実(職 員配置基準上乘せ、宿舍借上等)
神奈川県	14施設	760人 564人	13法人	5施設 8GH	1施設 入所42人 通所 0人	

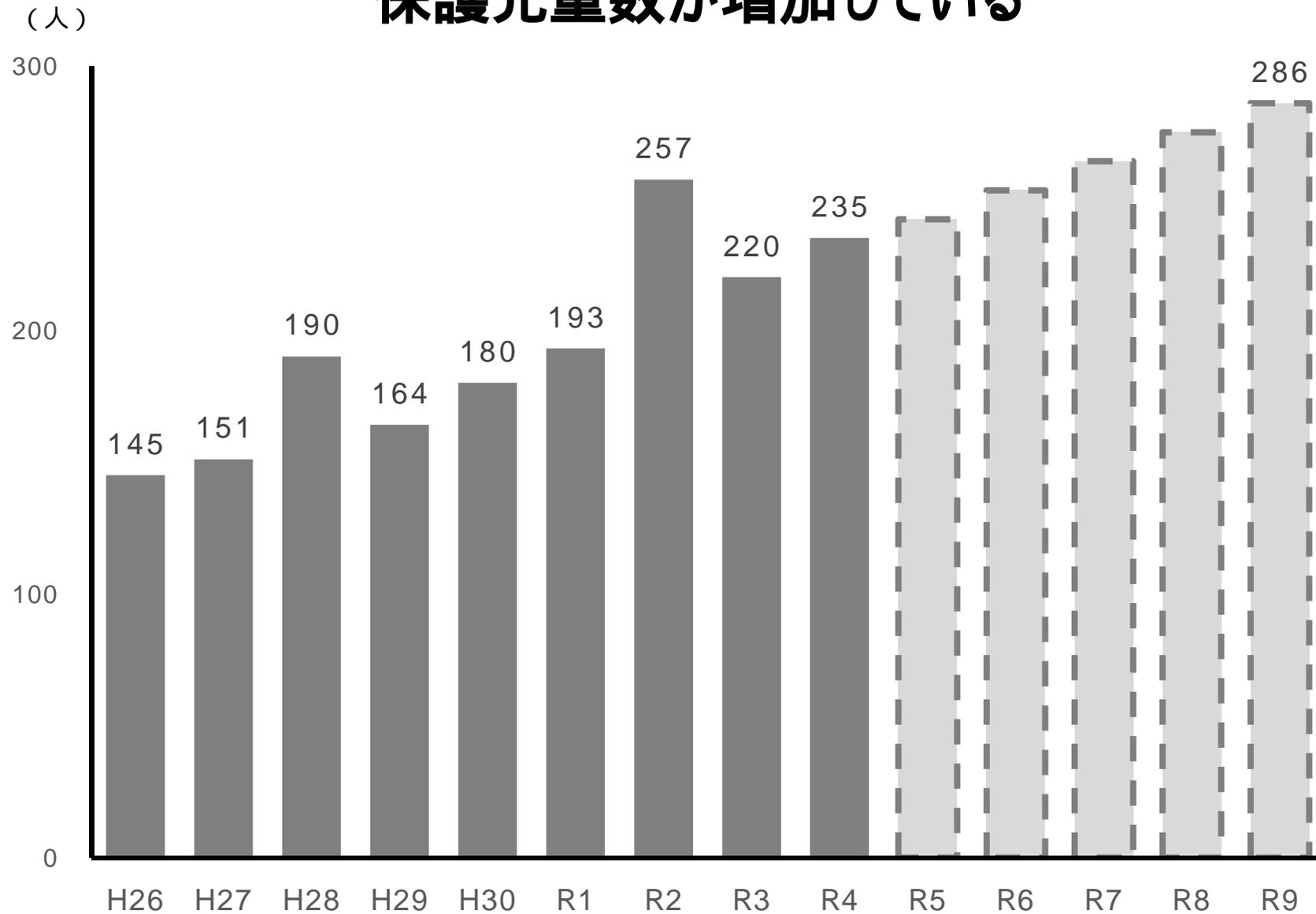
## ■ 児童虐待相談把握人数推計

児童人口は減少しているが、児童虐待相談把握人数は増加している



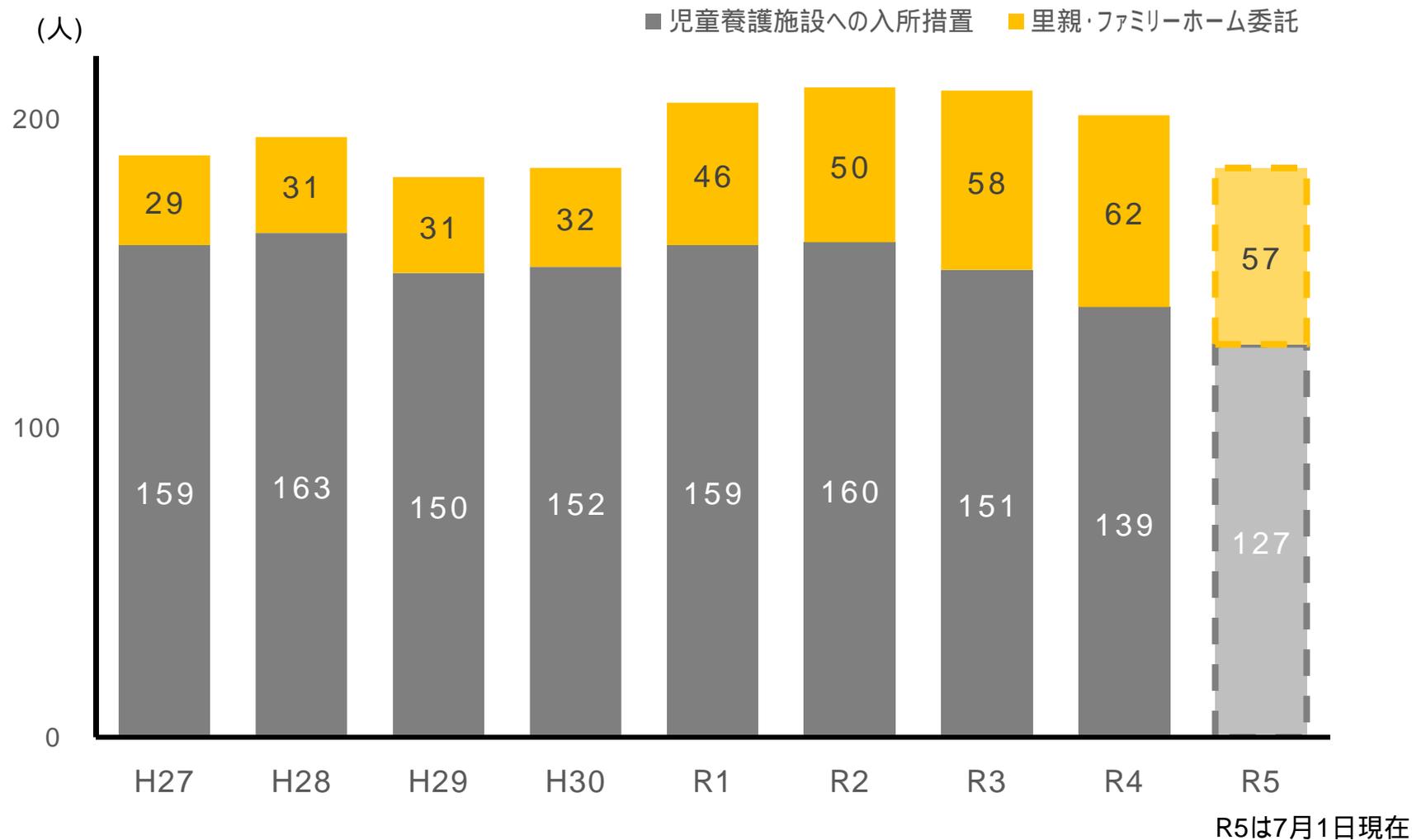
## ■ 一時保護所での保護児童数推計

保護児童数が増加している



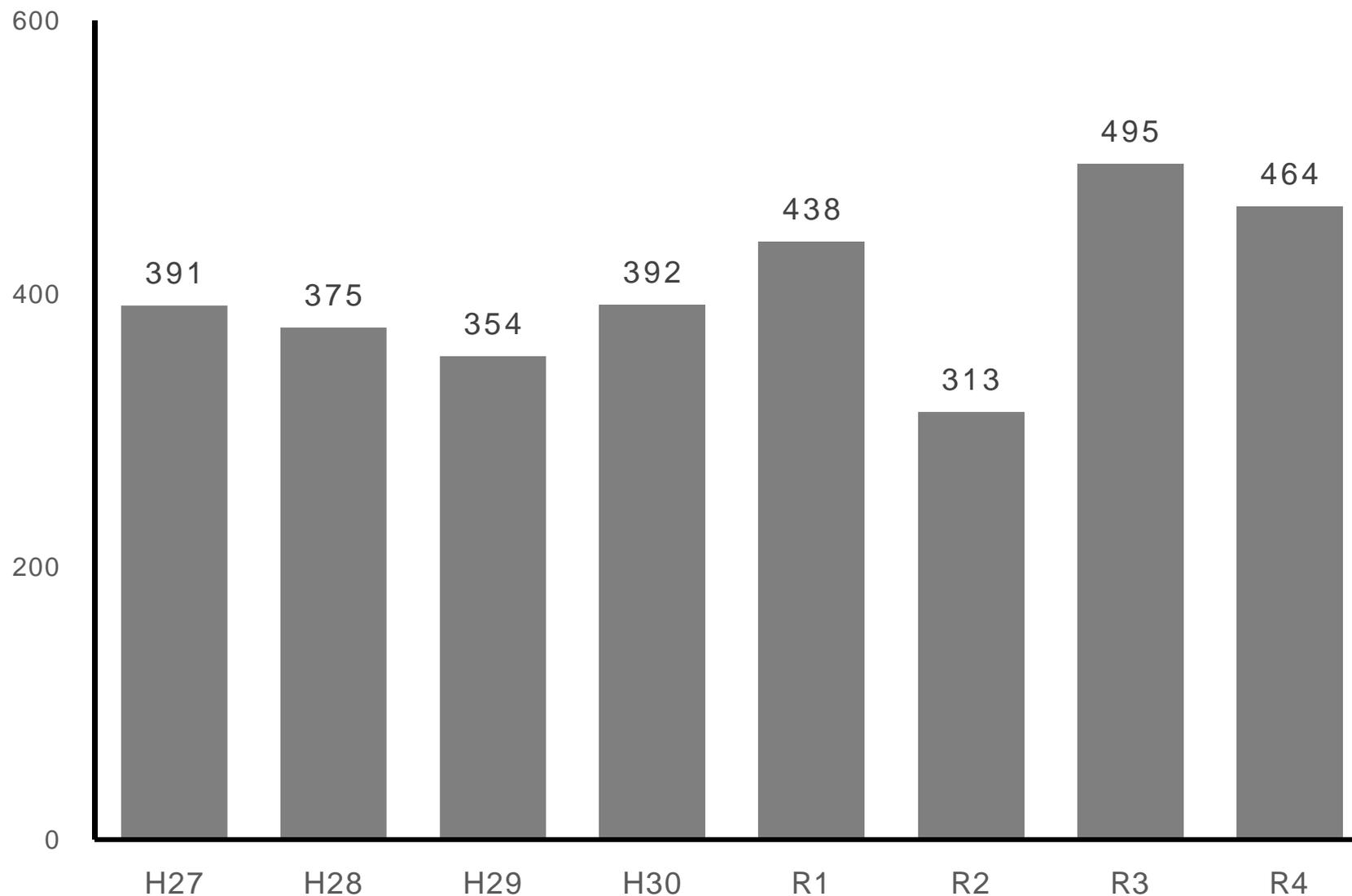
## ■ 児童養護施設への入所措置及び里親・ファミリーホームへの委託児童数実績

R4以降、市外施設への新規措置停止により、入所措置児童数が減少



## 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)利用実績

(日) 子育て家庭のショートステイへのニーズが増加傾向



# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年 8月 2日

案件名	今後の高齢者福祉施策について						
所管	健康福祉	局区	地域包括ケア推進	部	地域包括ケア推進 高齢・障害者支援課	課担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	介護予防・健康づくりの促進 認知症施策の充実による高齢者等を支える基盤の整備					
	効果測定指標	要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢 認知症サポーターの養成数			施策番号	8	
	事業効果 年度目標	R5	R6	R7	R8	R9	
		79.1歳 74,488人 総合計画成果指標				79.5歳 98,500人	

審議事項 ( <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b> )	効果的な介護予防の推進等を目的とする以下の事業の一体的な実施( ~ :拡充、 ~ :新規) 短期集中予防サービスの拡充 シニアサポート活動の拡充 介護予防促進モデル事業(高齢者補聴器購入費助成)の本実施 「チームオレンジ」の実施体制の整備 若年性認知症の相談窓口の設置 就労的活動支援コーディネーターの配置
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、承認する。 ・庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

## 事案概要

高齢者が生きがいを持って活躍できる場や、長く就労できる環境、健康づくりや介護予防の取組を推進するため、「元の生活に戻す(又は、可能な限り元の生活に近づく)」ことを目的とした事業を一体的に実施するほか、認知症とともに暮らせるまちづくりに向けて、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み・新たなサポート制度を構築するもの。

なお、これらの事業の実施に当たっては、地域支援事業交付金の市負担分(一般会計から介護保険事業特別会計へ繰出し)が新たに発生するが、本事業の実施に伴う将来的な介護給付費(市負担分)の抑制により、財政的效果はプラスとなるものである。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施 内容	□ 庁内調整 → 関係先等周知・調整	事業実施					
	□ 庁内調整 → 関係先等周知・調整	事業実施					
	□ 庁内調整 → 関係先等周知・調整	事業実施					
	16 □ 庁内調整 → 当事者・家族等意見聴取	事業実施					
	□ 庁内調整 → 関係機関調整・市民周知	事業実施					

○事業経費・財源(高齢者の増加による自然増分を除く)

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(介護特会)		57,644	189,321	189,377	189,433	189,489	189,545	189,601
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他		56,222	162,825	162,874	162,923	162,972	163,021	163,070
一般財源		1,422	26,496	26,503	26,510	26,517	26,524	26,531
うち任意分								
捻出する財源 2		0	14,652	25,642	32,968	36,631	36,631	36,631
一般財源拠出見込額		1,422	11,844	861	6,458	10,114	10,107	10,100
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	本事業の実施に伴う将来的な介護給付費(市負担分)の抑制							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			○						○
	○								

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供		資料提供	
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし		

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
地域包括ケア推進部内関係各課	介護予防・重度化防止ワーキング
政策課、財政課、人事給与課	2023/7/11 関係課長打ち合わせ会議開催 (事業内容、事業実施に伴う財政的効果等について説明)

備考	本事業に伴い、スクラップする(した)事業(金額は廃止前年度予算額)
	・高齢者筋力トレーニング事業(R6廃止 12,709千円)・地域版筋力トレーニング事業(R4廃止 1,837千円) ・口腔機能向上事業(R5廃止 1,903千円)・認知症講演会(R6廃止 96千円) ・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修(R6廃止 100千円)

## 庁議におけるこれまでの議論

【短期集中予防サービスについて】

(経営監理課長)地域包括支援センターの職員は多忙である、募集をかけても人が集まらないといった話も聞くが、短期集中予防サービス800人へのアセスメントは可能なのか。

(高齢者・障害者支援課長)振り分け先として短期集中予防のサービスが増えることにより、手順が変わるといった側面での負担はあるが、純粋に800人分の事務が増えるわけではないので、地域包括支援センターの理解を得ながら進めていきたい。

(人事・給与課長)短期集中予防サービスの拡充について、サービスを利用して初めて初めて財政効果が得られると思うが、毎年800人というのは現実的な数字なのか。

(高齢者・障害者支援課長)要支援者及び要介護認定の申請者が利用する生活支援サービスの対象者が約600人、要支援者ではないが体が弱ってきていることを理由に包括支援センターに相談いらっしゃる方が約200人、その他窓口等で困りごとの相談にいらっしゃる方が約200人と見込み、全体で約1000人のうち8割の方が短期集中予防サービスをまず利用していただくという想定である。

【シニアサポート活動について】

(総務法制課長)64歳未満の人には、いままでなぜ報奨金の支払いをしていなかったのか。

(高齢・障害者支援課長)令和2年度の国の要綱改定により対象となったところであり、ここで本市も対応するものである。

【介護予防促進事業について】

(総務法制課長)令和4年度予算と決算の差があるが、同額の予算をとるにあたり、要件を緩和する等の検討はしたのか。

(高齢者・障害者支援課長)令和4年度は、令和4年7月から令和5年3月までの実施であったため、3か月期間が短かったことや、令和4年度末の時点で手続き中のものが46件あったこと、周知啓発を進めていくことを念頭におおよそ同額の予算額とした。

また、助成額等については検討を行ったが、他市においても2万円程度の助成であること、今後高齢者が増加していく中で、事業費の増大などもあり、所得が少ない人に対する助成ということを踏まえ、現在の要件を継続することとした。また、財源は現在、保険者機能強化推進交付金で全て対応しているが、交付金がなくなっても本事業を継続する場合は、市費(一般財源)を見込む必要も視野に検討した結果である。

(観光シティプロモーション課長)補聴器の助成は1回限りか。

(高齢者・障害者支援課長)現在は1回である。ただし、障害分野では、壊れた場合の修理や、5年に1回の更新の助成があることから将来的に見直すこともあると考えている。

(観光シティプロモーション課長)補聴器以外に、例えば杖であれば、外出意欲の向上につながるものと考えているが、現状、助成は補聴器のみか。

(高齢者・障害者支援課長)補聴器のみである。

【就労的活動支援コーディネーターについて】

(総務法制課長)どこにどんな人を配置するのか。

(在宅医療・介護連携支援センター所長)特に資格要件はないが、地域の産業に精通しているものや、中間支援を行う団体等という条件を兼ねるものとして、市の就職支援センターと連携しながら対応していくことが望ましいと考えている。

(政策課)環境経済局と人員や場所の調整はついているのか。

(地域包括ケア推進課長)調整中である。

【効果について】

(財政課)短期集中予防サービスについての令和4年度の効果額について、資料に記載いただきたい。また、実際にどれほどの効果が出るか、効果検証を行い、思惑と違う場合には施策の転換等を検討していただきたい。

(高齢・障害者支援課長)承知した。

(政策課)財政的な効果だけでなく、市民に対して見込まれるメリットがあるのであれば、それも記載いただきたい。

原案を一部修正し、上部会議へ付議

調整会議の

主な議論

(7/18)

# 今後の高齢者福祉施策について

- 1 現状と高齢者福祉施策の重点的な取組
  - (1) 本市の現状と将来推計
  - (2) 高齢者福祉施策の重点的な取組
  
- 2 今後の介護予防の方向性と事業の見直し
  - ①短期集中予防サービスの拡充
  - ②シニアサポート活動の拡充
  - ③介護予防促進事業（高齢者補聴器購入費助成）の本実施
  
- 3 認知症施策等の充実
  - ④「チームオレンジ」の実施体制の整備
  - ⑤若年性認知症の相談窓口の設置
  
- 4 包括的支援体制の充実
  - ⑥就労的活動支援コーディネーターの配置
  
- 5 事業費
  - (1) 事業費について（市負担増額分）
  - (2) 介護予防の促進による財政効果

# 1 現状と高齢者福祉施策の重点的な取組

## (1) 本市の現状と将来推計

- 【人口】
- ・ 団塊の世代が、令和7年(2025年)に75歳以上になる
  - ・ 団塊の世代ジュニアが、令和22年(2040年)に65歳以上になる

○本市の総人口は、令和7年(2025年)をピークに減少

○65歳以上人口は、増加傾向で、特に75歳以上人口の増加が顕著

⇒支援が必要となりやすい75歳以上が増加する一方、支える生産年齢人口は減少

○高齢化率等について、地域差が大きいことにも留意

### 【要介護者数と介護給付費の見込み】

○要介護者数は、令和22年(2040年)には、**53,996人**【平成30年(2018年)の約**1.7倍**】

○介護給付費は、令和22年(2040年)には、**約816億円**【平成30年(2018年)の約**2倍**】

# 1 (2) 高齢者福祉施策の重点的な取組

## 1 「介護予防・健康づくりの取組」

～住み慣れた場所で、自分らしく生活を続けることができること（健康寿命の延伸）を目指す～

運動機能等のリスクがある方の割合が増加していることや、持続可能な社会保障制度とする必要があることから、健康づくり推進条例（令和5年4月施行）の下、効果的な介護予防の推進が必要。

○介護予防・健康づくりの促進

①短期集中予防サービスの拡充

②シニアサポート活動の拡充

③介護予防促進事業(高齢者補聴器購入費助成)の本実施

## 2 「高齢者を支える基盤の整備」

高齢者人口が増加し、要介護者も増加していくことから、引き続き基盤の整備が必要。また、医療・介護関係者の連携・協働のほか、認知症基本法の施行を見据え、認知症施策の更なる推進が必要。

○介護サービス事業所、人材の確保・育成・定着などに継続して取り組む

○認知症施策の充実

④「チームオレンジ」の実施体制の整備

⑤若年性認知症の相談窓口の設置

## 3 「包括的な支援体制の整備」

ひとり暮らし高齢者の増加や家族介護者への支援の必要性などにより、世代や属性に関わらず包括的に受け止め相談支援等を行う体制の構築が必要。

○包括的支援体制の整備を継続して取り組む。(令和4年度庁議)

現在実施している「相談支援」、「地域づくり」に加え、新たに「参加支援」としての取組が必要。

⑥就労的活動支援コーディネーターの配置

今回の提案

①

②

③

④

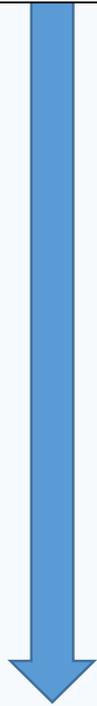
⑤

⑥

## 2 今後の介護予防の方向性と事業の見直し

<これまで>

要支援者等



【デイサービス・ヘルパーの利用】  
(掃除ができないなど)  
目の前の課題解決に焦点を当てたサービス (出来なくなったことを補うためにサービスを入れる)

<これから>

要支援者等



【地域リハビリ相談】  
生活がしづらくなった原因がなにか確認



【短期集中予防サービス】①  
本人の生活のしづらさの解消 (改善) に焦点を当てたサービス

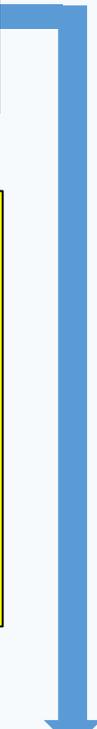
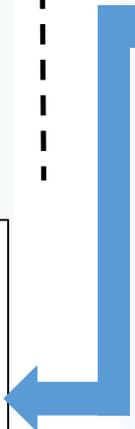
生活ができなくなった原因を解決 (改善) することが目的



シニアサポート活動 ②



一般介護予防事業  
(サロン、体操などの活動)  
セルフケア



## 2 今後の介護予防の方向性と事業の見直し

### 高齢者の機能レベルと介護予防の必要性

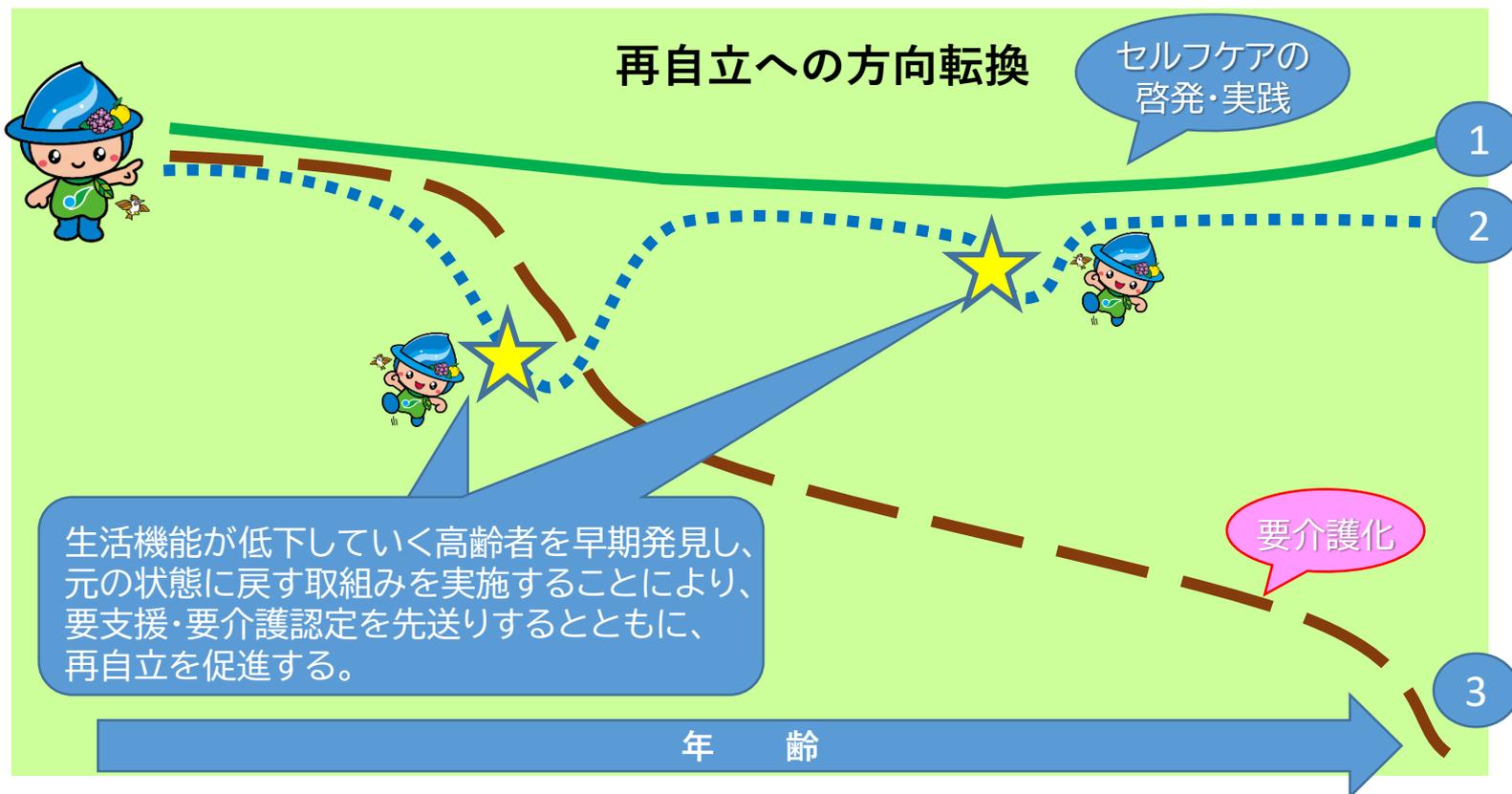
要支援・要介護認定を先送りできるような取組を推進。  
高齢者が生きがいを持って活躍できる場や、長く就労できる環境、健康づくりや介護予防の取組を推進する。

高齢者の  
機能レベル

自立

虚弱

要介護



## 2 ① 短期集中予防サービスの拡充

### (1) 事業の目的

疾病や老化により生活機能の低下した高齢者を3か月程度の短期集中予防サービスのプログラム実施により、「元の生活に戻す(又は、可能な限り元の生活に近づく)」ことを目的に実施

### (2) 現状と課題

- ・要支援相当の新規認定申請者について、できないことを補うためのサービス利用につないでいた。
- ・再自立やセルフケアを促すことで、元気な高齢者を増やすことが必要。
- ・短期集中予防サービスの令和4年度の効果は、実施した36人のうち、26人(約72%)が介護サービスの必要ない状態に改善。

### (3) 拡充の内容

新規認定者(要支援者等)の全員が、4つのプログラムにより、最初に短期集中予防サービスを利用できる体制を整備する。

#### ◇セルフマネジメントプログラム(面談)

面談によって、日々の取組を毎週振り返り、セルフマネジメントが身に付くよう行動変容を促す。

#### ◇運動・生活機能向上プログラム

自宅でできる運動方法の指導や、行いづらくなった買い物や掃除など生活動作の練習。

#### ◇口腔プログラム

歯科衛生士又は言語聴覚士によって、口腔機能や飲み込みを維持・改善するための支援。

#### ◇訪問プログラム

自宅での生活動作の練習や、地域の通いの場や趣味活動など社会参加するための支援。

### (4) 予算

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6(～8)年度
実施人数	モデル事業 6人	36人	200人	800人
総事業費 ※単位:千円	直営実施	2,813	39,400	141,012

## 2 ① 短期集中予防サービスの拡充

### 短期集中予防サービスの内容(流れ)

#### 地域リハビリ 相談

地域包括支援  
センター職員  
+  
リハビリテー  
ション専門職

<アセスメント>

- ✓生活機能の  
評価
- ✓適切な目標  
設定
- ✓本人への  
動機付け

#### 短期集中予防サービス

- 通所（週1回3か月（計12回））
- 訪問（最大3回）

◇セルフマネジメント  
プログラム（面談）  
@理学療法士or作業療法士

◇運動・生活機能向上  
プログラム  
@理学療法士or作業療法士

◇口腔プログラム  
@歯科衛生士or言語聴覚士

◇訪問プログラム  
@理学療法士or作業療法士

- ✓面談中心のサービスで意欲や自信を引き出す！
- ✓セルフマネジメント力向上を目指す！

住み慣れた地域で生きがいのある  
自分らしい生活



## 2 ② シニアサポート活動の拡充 (対象者とボランティア活動奨励金の拡充)

### (1) 事業の目的

要支援者等を対象に、住民団体やボランティア団体が行う通いの場(軽体操や茶話会等)や生活支援(ごみ出しや買い物等)を行うもの



<軽体操の様子>

### (2) 現状と課題

一定の条件のもと、活動に対し、市が補助金を交付

a.対象者が要支援者等から要介護認定に移行するとシニアサポート活動の継続利用に対する支援がない。

※令和4年度 利用者143人のうち年度内に利用終了となった方は19人

b.シニアサポート活動を行う65歳未満等のスタッフの方へ奨励金(1人に対する上限5千円)を交付する体制がない。

※令和4年度 シニアサポート活動スタッフ702人のうち65歳未満の方は72人

### (3) 拡充の内容

a.継続的にシニアサポート活動を利用している要支援相当から要介護認定となった方も補助金の対象とする。

b.団体へ交付する補助金にシニアサポート活動を行うスタッフへの奨励金を追加:全年齢のスタッフへの奨励金交付を可能とする。

(65歳以上を対象としたシニアサポート活動用介護支援ボランティア事業報償金は奨励金へ統合する)

→対象者の地域での生活継続を可能とするとともに、あらゆる世代の担い手の参加を促す体制を構築する。

※開始日:令和6年4月1日

### (4) 予算

	令和4年度予算	令和5年度予算	令和6年度予算
事業費	10,979千円	11,379千円	16,059千円

※令和6年度予算へ

a.対象者拡充分 630千円

b.奨励金分 2,600千円 計上

## 2 ③ 介護予防促進事業（高齢者補聴器購入費助成）の本実施

### (1) 事業の目的

聴力機能の低下によりコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の使用により社会参加の促進や閉じこもり防止など、介護予防を促進する

#### 【対象要件】

- ・ 介護予防事業等に参加
- ・ 在宅の65歳以上
- ・ 住民税非課税世帯
- ・ 身体障害者手帳の対象外
- ・ 医師の証明が得られる

### (2) 現状と課題

- ・ 令和4年7月からモデル（令和6年3月末まで）として事業開始
- ・ 介護予防事業等の参加やアンケートの回答を要件に2万円（上限）を助成
- ・ 事業費は、保険者機能強化推進交付金（事業費10/10）を活用
- ・ 令和5年3月末時点：申請件数137件（助成済み58件、却下33件、手続き中46件）
- ・ 介護予防促進としての効果検証を踏まえ、令和6年4月からの事業検討が必要

### (3) 事業の内容

#### <検証結果>

- ・ 「補聴器を使用することで生活状況や健康状況にも良い影響を及ぼす効果があり」  
→ アンケート結果……生活や健康状況について約3割が好転傾向（変化なし含めると8割が現状維持以上）  
→ 事業参加勧奨結果…約4割が介護予防事業等への参加又は予定（検討中含む）

#### <今後>

- ・ 令和6年4月から本実施（継続実施）
- ・ 聞こえの改善により、介護・認知症予防や健康づくり、社会参加につなげるための更なる普及啓発（自治会を通じたチラシ配布、高齢者向け事業での普及啓発）

アンケート結果(抜粋)

	どれくらい元気だったか	非同居の親族や友人とのつきあい	外出頻度	日常活動の頻度	社会活動の参加頻度	割合
好転傾向	14	11	13	18	14	… 約28%
変化なし	28	26	29	28	27	… 約56%
悪化傾向	7	13	7	4	9	… 約16%
合計	49	50	49	50	50	

事業費

	(千円)			
	令和4年度 予算	令和4年度 決算	令和5年度 予算	令和6年度 予算
事業費	7,228	1,512	6,865	6,700
(内訳)				
助成額	6,000	1,160	5,000	4,000
事業経費	1,228	352	1,865	2,700

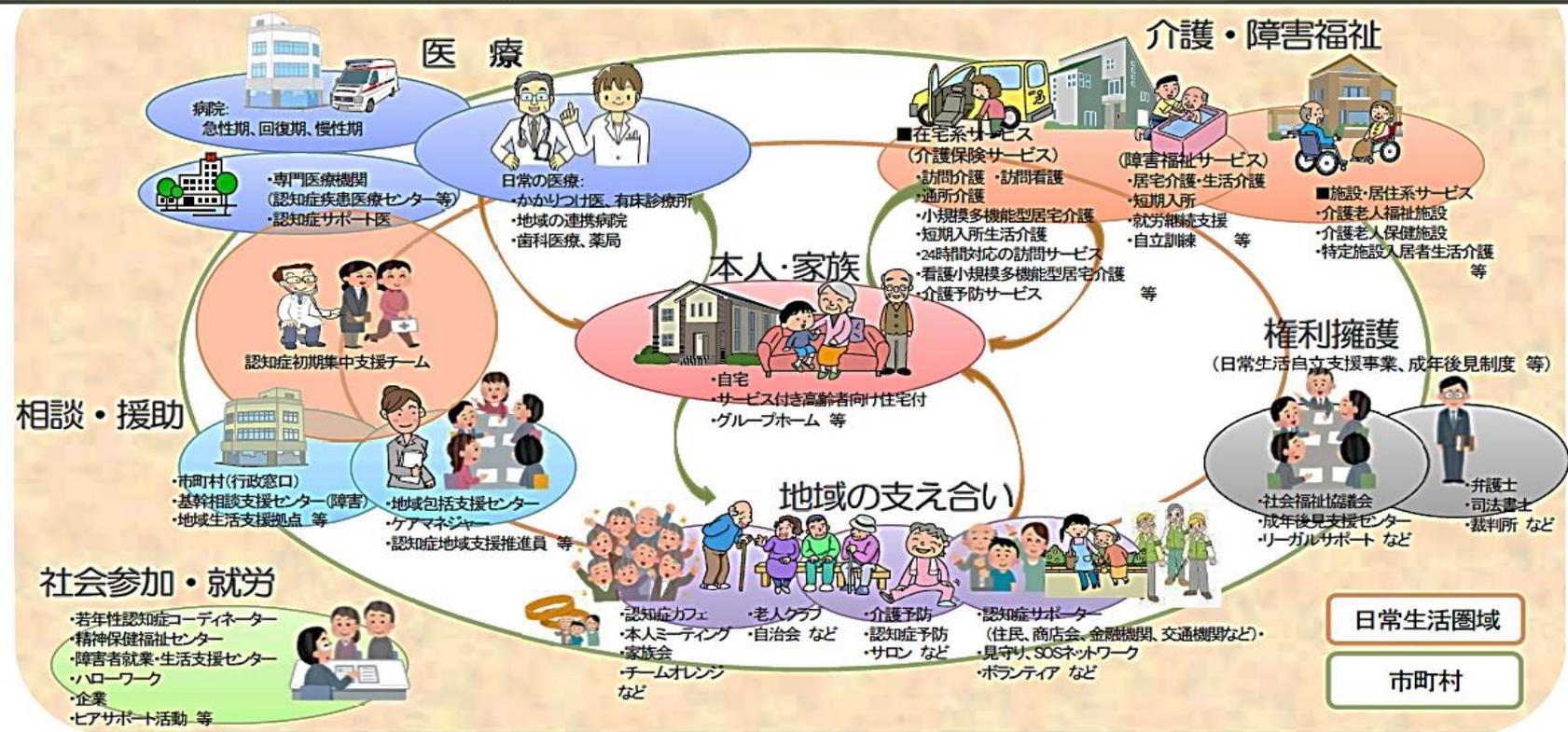
【令和6年度予算見込み】

- ・ 対象者は200名を予定
- ・ 事業経費は、難聴等の普及啓発関係の経費
- ・ 財源は、保険者機能強化推進交付金の活用を予定

# 3 認知症施策等の充実

## 認知症施策の推進について

- 高齢化の進展に伴い、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症の人は約700万人(65歳以上高齢者の約5人に1人)となる見込み。
- 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともにによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。
- 2025年に向け、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。



### 3 ④ 「チームオレンジ」の実施体制の整備



#### (1) 事業の目的

「ステップアップ講座」を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)を構築する。

また、企業・団体にも参加いただくことにより、認知症の人や家族、市民、企業、団体、医療・介護事業者、行政が協働しながら、新たなサポート制度を構築するとともに、包括的な支援体制と認知症とともに暮らせるまちづくりを推進する。

#### (2) 現状と課題

・神奈川県内では、33市町村のうち17市町村で「チームオレンジ」を整備。

・認知症サポーターの養成は進んでいるが、支援をつなぐ仕組みがないことから活動の場づくりや支援のマッチングなどが課題  
(養成者数57,769人(R5.3))

#### (3) 事業内容

	類 型	主 な 活 動 内 容
1	新たな活動拠点の整備 (空店舗・空き家活用) サポートセンター機能を兼ねる	認知症サポーター等の活動拠点であるとともに、認知症の人や家族がいつでも訪れたい居場所とするほか、認知症の人や家族の困りごと等のマッチングなど、「チームオレンジコーディネーター」の活動拠点を設ける。
2	既存の地域資源の活用	「認知症カフェ」や「介護予防教室」、「シニアサポート活動」などをチームオレンジとして活用する。
3	個別的なボランティア活動	支援チームが確保できない場合にも活動ができるように、認知症サポーターを中心とした個別的なボランティア活動につなげる。

- ・「チームオレンジコーディネーター」の配置1名(「ステップアップ講座」の実施、「チームオレンジ」の立ち上げ、運営等)
- ・市内で認知症に関する支援や市民活動への協力を実施しているNPO法人への委託を予定。自主事業として実施している事業を活用しながら、市とNPO法人の協働による「相模原版チームオレンジ」の体制を整備

#### (4) 予算

委託料 9,000千円 (介護特会・地域支援事業交付金)

### 3 ⑤ 若年性認知症の相談窓口の設置

#### (1) 事業の目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代（仕事・家事・子育てのキーパーソン世代）で発症し、症状が進行すると社会生活が事実上困難となる。経済的な課題や親との同時介護（ダブルケア）など高齢者の認知症とは異なる問題も多く、相談から医療・福祉・就労・教育など家族が抱える様々な不安に応えるため、**相談窓口の一元化を図るとともに、だれひとり取り残さない包括的な相談支援・サポート体制を整備する。**

#### (2) 現状と課題

- ・本市の推計人数は220人。
- ・**社会的な認知度も十分でないことから、必要とする支援が本人や家族に届いていない。支援も手薄**
- ・若年性認知症の相談窓口が明確になっていないことから、**継続的な支援につなげていない。**  
（本市域は、神奈川県の若年性認知症支援コーディネーター（曾我病院・小田原市内）が担っている。）
- ・特性や家族等の状況を踏まえ、**個々の状態等や変化に応じた医療・福祉・就労など家族全体を包括的に支援する。**

#### (3) 事業内容

- ・「若年性認知症相談窓口」を設置し、相談の入口を一元化
  - ・相談員（若年性認知症支援コーディネーター）を配置。  
（本人や家族からの各種相談、必要な支援等の調整、社会参加、関係機関のネットワークづくり 等）
- ※ 認知症疾患医療センター（地域型）を委託している北里大学病院へ委託予定。

#### (4) 予算

委託料6,000千円（特定財源（国）介護保険事業費補助金（認知症施策等総合支援事業費）補助率1/2）

# 4 包括的な支援体制の充実について

## 背景～課題の複合化・複雑化～

- ・少子高齢化の進展や人口減少による世帯構成の変化、地域の関係性の希薄化などにより、8050問題、介護と育児のダブルケアなど、世帯の抱える課題が複合化、複雑化
- ・コロナ禍により、さらに複雑化(孤独・孤立が顕在化)

地域共生社会の推進に向けて、国において社会福祉法の改正(H29・R2) 包括的支援体制の整備の位置付けと実現手段として重層的支援体制整備事業が創設(R3)

## 包括的支援体制(相談支援×地域づくり×参加支援)の整備に向けて

### ○総合計画推進プログラムへの位置付け

- ・R3～地域包括ケア推進部でワーキンググループを設置し、包括的支援体制の案を検討
- ・R4～地域づくりについて、市社会福祉協議会にモデル事業を委託

### ○行財政構造改革プランを踏まえた取組

○地域共生社会の実現を目指し、包括的支援体制の整備を段階的に進める。

### 相談支援(行政中心)

職員意識の醸成と情報共有を図り、分野横断的な連携を強め、早期の課題発見と継続的支援に取り組むアウトリーチ型の「相談支援」の体制を整備。  
【R5、1月相談支援包括化推進員を配置】

### 参加支援(行政・地域問わず)

既存の制度では社会参加が困難な人などへの社会とのつながりを回復する「参加支援」として、就労的活動支援コーディネーターを新たに配置する。

### 地域づくり(地域中心)

地域での福祉課題の解決の取組を支援・充実し、「地域づくり」を推進する。  
【R4年度に、3区において、地域での情報共有の仕組み(プラットフォーム)を整備するためのモデル事業を実施。】

## 4 ⑥ 就労的活動支援コーディネーターの配置

### (1) 事業の目的

役割がある形で高齢者等の社会参加などを促進するため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組をしたい者をマッチングし、個人の特性や希望にあった活動をコーディネートする。また、若年性認知症の人、がん患者や難病患者など制度の狭間にある者への就労や多様な社会参加等を支援する。

### (2) 現状と課題

- ・ 少子高齢化が進行し現役世代が減少するとともに、高齢者の大幅な増加が見込まれる中で、高齢者が地域で生きがいや役割を持ちながら積極的に社会参加を促進することは大変重要な取組となっている。

### (3) 事業内容

#### ○就労的活動支援コーディネーターの配置（3名）

- ・ 就労的活動の相談、個別支援、高齢者や企業等のニーズの把握、協力体制の構築、  
関係機関のネットワークづくり

※生活困窮者等を対象とした就労準備など社会参加等支援事業、市就職支援センターの運営と連携する  
ため、一体的な実施を検討

### (4) 予算

委託料 12,000千円（@4,000千円×3名）（介護特会・地域支援事業交付金）

## 5 事業費（1）事業費（市負担分）

※単位：千円

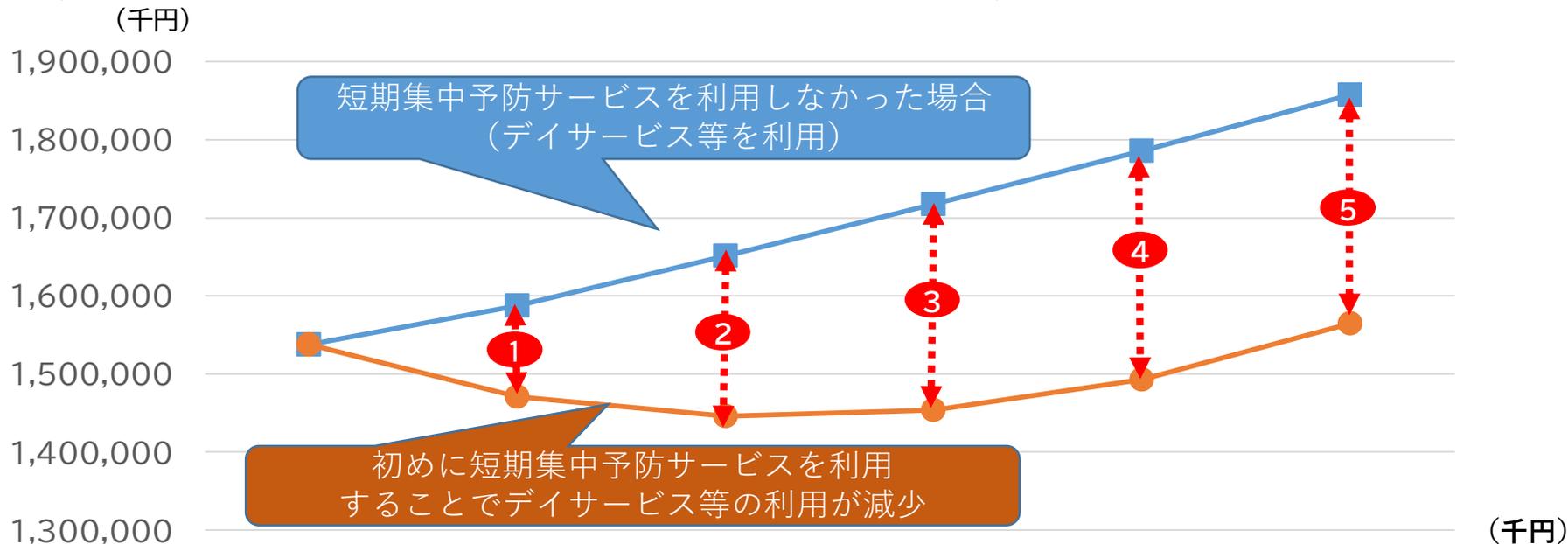
		特定財源等	R5	R6 (以降の年度も 概ね同額)
①	短期集中予防サービスの拡充	(～R5) 保険者機能強化推進交付金 (補助率10/10) ※2 (R6～) 介護保険事業特別会計・地域支援 事業交付金 (介護特会市負担分12.5%)	0	17,627
②	シニアサポート活動の拡充 a.対象者の拡充 b.ボランティアスタッフに 対する奨励金の拡充	介護保険事業特別会計・地域支援事業交付金 (介護特会市負担分12.5%)	1,422	1,826
③	介護予防促進事業（高齢者補聴器購入 費助成）の本実施 ※1	保険者機能強化推進交付金 (補助率10/10) ※2	0	0
④	チームオレンジの実施体制の整備 ※1	介護保険事業特別会計・地域支援事業交付金 (介護特会市負担分19.25%)	—	1,733
⑤	若年性認知症の相談窓口の設置 ※1	介護保険事業費補助金（認知症施策等総合支 援事業費）（補助率1/2）	—	3,000
⑥	就労的活動支援コーディネーターの配 置	介護保険事業特別会計・地域支援事業交付金 (介護特会市負担分19.25%)	—	2,310
	合 計		1,422	26,496

※1 ③～⑤は推進プログラム該当

※2 保険者機能強化推進交付金（補助率10/10）のため、市負担なし  
R5事業費 ①39,400千円 ③6,865千円

## 5 (2) 介護予防の促進による財政効果

1年間で800人ずつが短期集中予防サービスを利用した場合の効果  
(要支援者等のデイサービスなど、給付費への影響)



	令和6年度 (~1年) ①	令和7年度 (~2年) ②	令和8年度 (~3年) ③	令和9年度 (~4年) ④	令和10年度 (~5年) ⑤	合計
効果額	117,219	205,133	263,743	293,048	293,048	1,172,191
(市負担分効果)	(14,652)	(25,642)	(32,968)	(36,631)	(36,631)	(146,524)

- ・3年毎に効果の検証を実施し、必要に応じ見直し
- ・上記の直接的な効果のほか、**要介護者の減による介護給付費の抑制(市民の負担する介護保険料の抑制)、元気な高齢者の増加による担い手の確保**にもつながる。

【参考】令和4年度に実施した36人の①における効果額 = 21人 × 21千円 × 12カ月 = 5,292,000円

## 5 (2) 介護予防の促進による財政効果

### 1年間で800人ずつが短期集中予防サービスを利用した場合の効果額詳細 (千円)

	～1年	～2年	～3年	～4年	～5年	合計
R6年度利用者 (800人)	117,219	87,914	58,610	29,305	0	293,048
		～1年	～2年	～3年	～4年	
R7年度利用者 (800人)		117,219	87,914	58,610	29,305	293,048
			～1年	～2年	～3年	
R8年度利用者 (800人)			117,219	87,914	58,610	263,743
				～1年	～2年	
R9年度利用者 (800人)				117,219	87,914	205,133
					～1年	
R10年度利用者 (800人)					117,219	117,219
<b>効果額合計</b>	<b>117,219</b>	<b>205,133</b>	<b>263,743</b>	<b>293,048</b>	<b>293,048</b>	<b>1,172,191</b>
<b>(市負担分効果)</b>	<b>(14,652)</b>	<b>(25,642)</b>	<b>(32,968)</b>	<b>(36,631)</b>	<b>(36,631)</b>	<b>(146,524)</b>

※短期集中予防サービスを利用した800人に対する年数経過における効果額

- ➔ 1年後には、465人がデイサービス等を使用しない状態が継続。(効果額：117,219千円)
- ➔ 2年後には、348人がデイサービス等を使用しない状態が継続。(効果額：87,914千円)
- ➔ 3年後には、232人がデイサービス等を使用しない状態が継続。(効果額：58,610千円)
- ➔ 4年後には、116人がデイサービス等を使用しない状態が継続。(効果額：29,305千円)

# 参考 1 認知症施策等の充実

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年6月16日公布） 概要

### （目的）

ひとり 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性を發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ

支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の

実現を推進する。

### （基本理念）

- ① 本人の意向尊重
- ② 認知症に関する正しい知識・理解
- ③ バリアフリー、社会参加の機会確保
- ④ 切れ目のない保健医療サービス・福祉サービスの提供
- ⑤ 本人・家族等への支援
- ⑥ 予防・リハビリテーション等の研究開発
- ⑦ 総合的な取組（教育・地域づくり・雇用・保健・医療・福祉等）

### （責務）

責務：国、地方公共団体、保健医療サービス、福祉医療サービス、公共交通事業者、金融機関等、国民

### （認知症施策推進基本計画等）

政府による認知症施策推進基本計画の策定努力義務

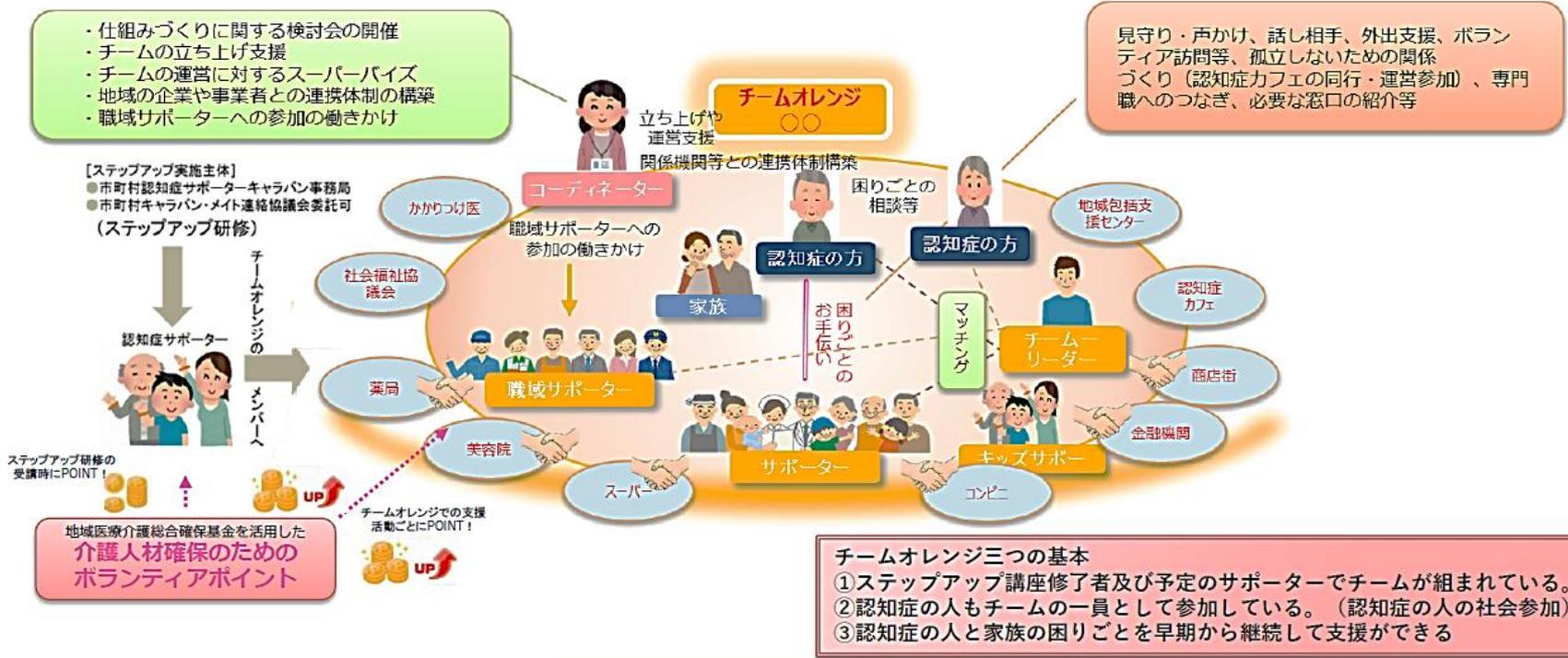
都道府県、市町村（特別区を含む）による認知症施策推進計画の策定努力義務

※認知症の人・家族からの意見聴取 ※地域福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画等との調和

# チームオレンジの取組の推進

◆「チームオレンジ」とは  
 診断後の早期の空白期間等における心理面・生活面の早期からの支援として、**市町村がコーディネーター（※）を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。**  
 （※）認知症地域支援推進員を活用しても可

【認知症施策推進大綱：KPI/目標】2025（令和7）年  
 ・**全市町村**で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備



これらの取組を通じて、**認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに1千万人超が養成されている認知症サポーターの更なる活躍の場を整備**

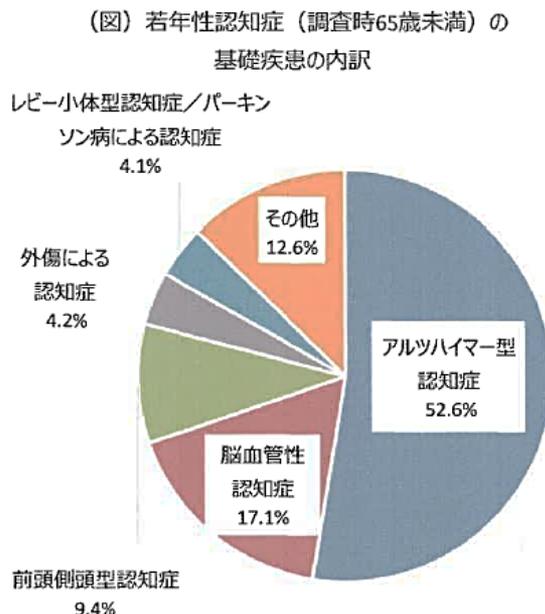
## 若年性認知症実態調査結果概要 (R2.3)

- 全国における若年性認知症者数は、**3.57万人と推計** (前回調査 (H21.3) 3.78万人) ※
- 18-64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数 (有病率) は、**50.9人** (前回調査 (H21.3) 47.6人)

※前回調査と比較して、有病率は若干の増加が見られているが、有病者数は若干減少。有病者数が減少している理由は、当該年代の人口が減少しているため。

(表) 年齢階層別若年性認知症有病率 (推計)

年齢	人口10万人当たり有病率 (人)		
	男	女	総数
18~29	4.8	1.9	3.4
30-34	5.7	1.5	3.7
35-39	7.3	3.7	5.5
40-44	10.9	5.7	8.3
45-49	17.4	17.3	17.4
50-54	51.3	35.0	43.2
55-59	123.9	97.0	110.3
60-64	325.3	226.3	274.9
18-64			<b>50.9</b>



主な調査結果

- 最初に気づいた症状は「もの忘れ」が最も多く (66.6%)、「職場や家事などでのミス」 (38.8%)「怒りっぽくなった」 (23.2%) がこれに続いた。
- 若年性認知症の人の約6割が発症時点で就業していたが、そのうち、約7割が退職していた。
- 調査時65歳未満若年性認知症の人の約3割が介護保険を申請しておらず、主な理由は「必要を感じない」 (39.2%)「サービスについて知らない」 (19.4%)、「利用したいサービスがない」 (13.0%)「家族がいるから大丈夫」 (12.2%) であった。
- 調査時65歳未満若年性認知症の人の世帯では約6割が収入が減ったと感じており、主な収入源は、約4割が障害年金等、約1割が生活保護であった。

### 調査対象及び方法

全国12地域 (札幌市, 秋田県, 山形県, 福島県, 群馬県, 茨城県, 東京4区, 山梨県, 新潟県, 名古屋市, 大阪4市, 愛媛県) の医療機関・事業所・施設等を対象に、若年性認知症利用者の有無に関する質問紙票調査を実施 (一次調査)。利用がある場合には、担当者・本人・家族を対象に質問紙票調査を実施 (二次調査)。二次調査に回答した本人・家族のうち、同意が得られた者を対象に面接調査を実施 (三次調査)。

## 関係機関との連携を通じた若年性認知症の方の就労・社会参加等の支援の推進

若年性認知症については、現役世代が発症することから経済的な問題や配偶者の親との同時介護になる等の特徴があるため、就労・社会参加等の推進に向けて、**就労・福祉・医療等の各関係機関等が連携して、総合的な支援を実施する必要がある。**

### 若年性認知症支援コーディネーターによる関係機関との連携を通じた支援

- 若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するため、若年性認知症の人の自立支援に関わる者のネットワークの調整役を担う「若年性認知症支援コーディネーター」の配置を推進するとともに、関係機関と連携し、就労に関する相談機能を強化する。

### ハローワークなどによる一般就労支援

#### ○ ハローワーク

精神障害者雇用トータルサポーターが一般企業への再就職を希望する若年性認知症の方に対し、カウンセリング等の就職支援を実施する。あわせて、事業主に対しても、若年性認知症の方の雇用に係る課題解決のための相談援助等を実施する。

#### ○ 地域障害者職業センター

障害者職業カウンセラーが医療機関等と連携しながら、若年性認知症の方、事業主等に対し、採用、雇用継続に関する総合的な支援を実施する。

また、職場内での直接的な支援が必要な場合は職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を実施する。

#### ○ 障害者就業・生活支援センター

就業・職場定着及びそれに伴う日常生活上の困難を抱える若年性認知症の方に対し、職場・家庭訪問等による一体的な支援を実施する。

### 障害者総合支援法による福祉的就労支援

#### ○ 就労継続支援(A型・B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

- ・A型:雇用契約に基づく就労が可能である者に雇用契約の締結等による就労の機会等を提供
- ・B型:雇用契約に基づく就労が困難な者に就労の機会等を提供

#### ○ 就労移行支援

就労を希望する障害者に対して、生活活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

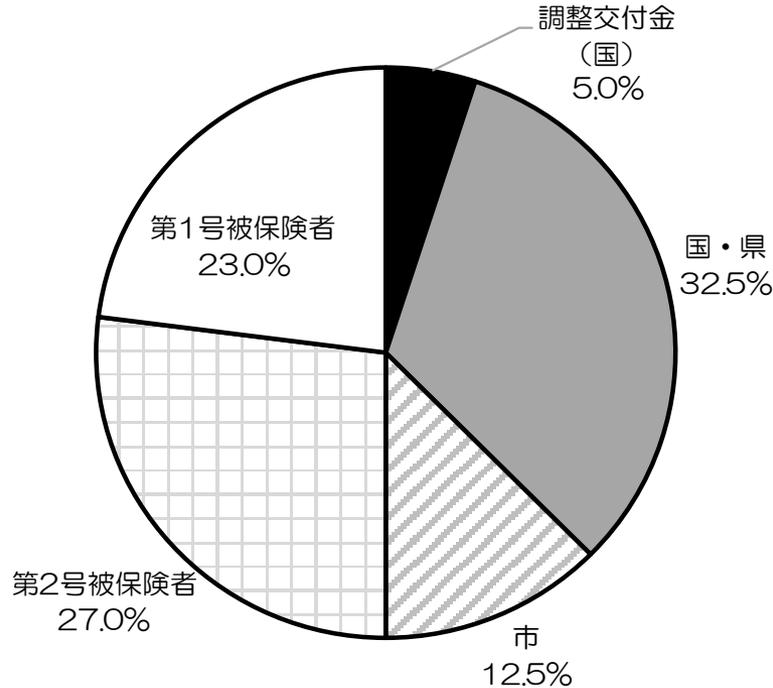
### 本人及び家族の居場所づくりなどの支援

- 本人や家族が、地域の人や専門家と相互の情報を共有し、お互いを理解する認知症カフェの開催など居場所づくりを推進する。
- 医療・介護の専門職による包括的・集中的支援を行う認知症初期集中支援チームや認知症疾患センター等との連携による早期の鑑別診断を実施する

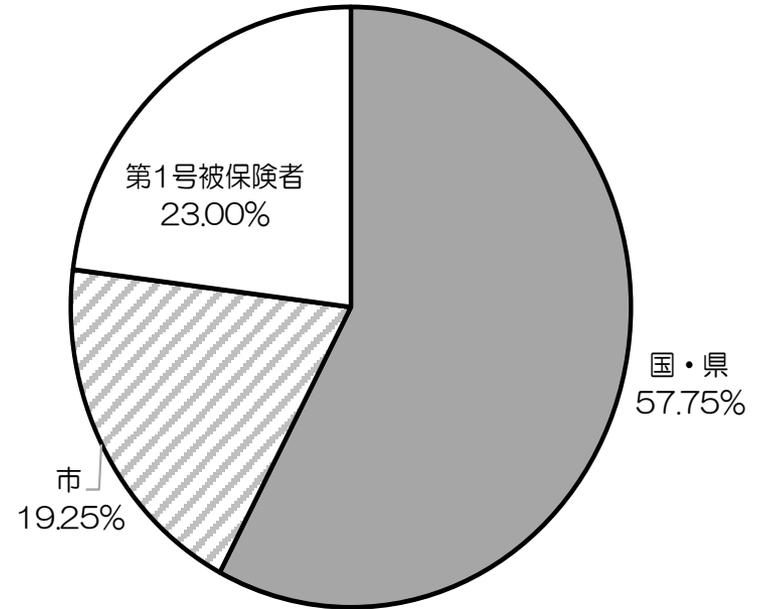
# ※参考5 介護保険事業特別会計 地域支援事業交付金について

【地域支援事業費の財源構成】

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



事業種別	今回事業	総事業費(R6)	市負担(R6)
介護予防・日常生活支援総合事業	①短期集中予防サービスの拡充	141,012	17,627
	②シニアサポート活動の拡充	16,059	404
包括的支援事業・任意事業	④チームオレンジの実施体制整備	9,000	1,733
	⑥就労的活動支援コーディネーターの配置	12,000	2,310

# ※参考6 事業費（市負担額、事業費合計）

単位：千円

	特定財源等	R5	R6	R7	R8	R9	R10	特定財源詳細
① 短期集中予防サービスの拡充	市負担分	0	17,627	17,627	17,627	17,627	17,627	R5年度は保険者機能強化推進交付金（補助率10/10）を利用 R6年度から介護保険事業特別会計・地域支援事業交付金（市負担12.5%）
	市負担増額分	-	17,627	17,627	17,627	17,627	17,627	
	事業費合計	39,400	141,012	141,012	141,012	141,012	141,012	
② シニアサポート活動の拡充 ①対象者の拡充 ②ボランティアスタッフに対する奨励金の拡充	市負担分	1,422	1,826	1,833	1,840	1,847	1,854	介護保険事業特別会計・地域支援事業交付金（市負担12.5%）
	市負担増額分	-	404	411	418	425	432	
	事業費合計	11,379	14,609	14,665	14,721	14,777	14,833	
③ 介護予防促進事業（高齢者補聴器購入費助成）の本実施	市負担分	0	0	0	0	0	0	保険者機能強化推進交付金（補助率10/10）
	市負担増額分	-	0	0	0	0	0	
	事業費合計	6,865	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	
④ チームオレンジの実施体制の整備 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新</span>	市負担分	-	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733	介護保険事業特別会計・地域支援事業交付金（市負担分19.25%）
	市負担増額分	-	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733	
	事業費合計	-	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
⑤ 若年性認知症の相談窓口の設置 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新</span>	市負担分	-	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	介護保険事業費補助金（認知症施策等総合支援事業費）（補助率1/2）
	市負担増額分	-	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	事業費合計	-	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
⑥ 就労的活動支援コーディネーターの配置 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新</span>	市負担分	-	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	介護保険事業特別会計・地域支援事業交付金（市負担分19.25%）
	市負担増額分	-	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	
	事業費合計	-	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	
合計	市負担分	1,422	26,496	26,503	26,510	26,517	26,524	
	市負担増額分	-	25,074	25,081	25,087	25,095	25,102	
	事業費合計	57,644	189,321	189,377	189,433	189,489	189,545	

※市負担増額分は対R5比較  
※既存事業の自然増分の金額を除く

令和5年7月28日及び8月2日

## 1 第2次相模原市地球温暖化計画の改定について

【環境経済局 ゼロカーボン推進課】

## (1) 主な意見等

- (財政局長) 2030年度の目標として、2013年度比50%削減を設定することに伴い、救急搬送者数や公共施設への太陽光発電設備の導入など、所管課と調整しているのか。
  - (ゼロカーボン推進課長) 所管課と調整し、指標を作成している。目標達成に向け、計画的に取組を進めてまいりたい。
  - (脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 所管課と調整を重ねるとともに、具体的な実現に向け、SDGs推進本部会議を活用しながら庁内横断的に議論を進めていく。
- (総務局長) 事業経費は発生しないとのことだが、目標も上振れしている中で、太陽光パネルの導入などについて、既存の予算で達成できるのか。
  - (ゼロカーボン推進課長) 来年度の予算に影響するものはないが、今後目標を達成するに当たり、予算計上は想定される。財源として、創設された脱炭素推進事業債や、環境省の補助金など、国からの支援を最大限に活用しながら進めていく。
- (総務局長) 4月に気候変動的適用法が改正されたが、本計画に反映されているのか。
  - (ゼロカーボン推進課長) 本計画に改正の内容を記載している。
- (財政担当部長) 廃棄物焼却による二酸化炭素の排出量が増加している。今後、どういう取組をするか本計画で示しているのか。
  - (ゼロカーボン推進課長) 排出量の算出には家庭系ごみのプラスチック含有量が計上されていることから、基準年度から増加している。本計画においては、排出量の削減に向け、廃棄物対策の具体的な取組を掲げている。
  - (脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 家庭系ごみを含めた廃棄物対策については、第3次一般廃棄物処理基本計画にも定めているが、本計画は様々な計画と連携させていかなければいけないと考えている。

## (2) 結果

- 原案のとおり承認する。

## 2 (仮称)新斎場整備について

【市民局 区政推進課 斎場準備室】

## (1) 主な意見等

- (市長公室長) 行財政構造改革プランの位置付けが見直しとなった場合、その後の事業スケジュールはどのような想定をしているか。
  - (区政推進課斎場準備室長) 土砂災害対策及び進入路の予備設計を来年度に実施するための予算要求をしたいと考えている。
- (財政局長) 全体事業費が示されていない状況では、事業推進の可否を判断するのが難しいのではないかと。行財政構造改革プランにおいても、長期財政収支への影響等について考慮する必要があるため、全体事業費を示す必要があると考える。
  - (区政推進課斎場準備室長) 行財政構造改革プランでの現状の位置付けが、検討及び調査までしか認められていないため、現時点では土砂災害対策と進入路の概算事業費までしか出していない。他自治体の整備事例等を参考にしながら、想定される概算事業費を積むことはできるが、整備手法によっても総事業費が大きく変わるものと思われる。
- (財政局長) 以前はレッドゾーンがある区域に施設を建設してよいのかという議論があったと思うが、どのような調整状況となっているのか。
  - (区政推進課斎場準備室長) 神奈川県からは、事業区域にレッドゾーンがあることで事業を進めてはならないとは言われていない。土砂災害対策の安全性について、十分に検討を進め、今回提案している状況である。
- (市長公室長) 昨今の降雨の状況等を鑑みると、土砂災害対策費などは想定しうる上限額で見積らなければ、後々支障が出る場合があるのではないかと。
  - (区政推進課斎場準備室長) 約1.2億～2億円と幅を見て概算しているが、予備設計の際に、より詳細な検討が必要となる。
  - (市長公室長) 次年度以降の予備設計の際に、土砂災害対策経費が積み増しされるリスクがあるため、現時点で想定される最大限の数値を積む必要があると考える。
- (財政局長) 今回の庁議で行財政構造改革プランでの位置付けまで決めるのではなく、庁議で推進の方向性が認められた後、行財政構造改革本部で本事業をどういう位置付けにしていくか検討するものだと考える。
  - (区政推進課斎場準備室長) 今回の庁議で位置付けまで決めるということではなく、検討・調査結果についての妥当性と、行財政構造改革プランの位置付け見直しへのエントリーをしたいというものである。
  - (市長公室長) 庁議で承認されたから行財政構造改革プランの位置付けについても同様に認められるというわけではないということをご理解いただきつつ、資料上も誤解がないよう審議事項の記載内容を工夫すること。
- (市長公室長) 次回付議の際には、他自治体での整備事例等も参考にしつつ、現時点で想定される全体事業費を上限額まで見積もって資料に反映すること。
  - (総務局長) 全体事業費の積算については、整備に関連する経費をどこまで積む必要があるのか、財政局や市長公室と事前調整していただきたい。

## (2) 結果

- 継続審議とする。

## 3 麻溝台・新磯野地区整備推進事業の後続地区における具体的な取組について

【都市建設局 麻溝台・新磯野地区整備事務所】

## (1) 主な意見等

- (財政担当部長) 民間活力により市街地整備を誘導し、良好な操業環境を形成する手法として民間開発という話もあったと思うが、事業手法が土地区画整理事業だけとなっているのはなぜか。
  - (麻溝台・新磯野地区整備事務所長) 事業手法としては、土地区画整理事業以外にも地区計画をベースとした都市計画法第29条の開発行為の選択肢もあったが、サウンディング型市場調査において開発の提案はなかった。また、事業者からの提案は全て土地区画整理事業であり、まちづくり研究会役員会の意向を踏まえ、事業手法を土地区画整理事業としている。
- (総務局長) 組合数の8は何を根拠にしているのか。また、必要人工については定数要求の中で査定するが、技術職員の配置が厳しい状況である。組合の数と職員要求定数は関係があるか。
  - (麻溝台・新磯野地区整備事務所長) 地権者100人程度で1つの組合を構成とした場合、概ね8組合になるという想定である。組合の数によって土木・建築職の要求定数は変わらないと考えており、北部地区と南部地区にそれぞれ土木・建築職が各一人ずつは最低必要であると想定している。事務職は、組合数が多ければ必要な人数も増えると思われる。
- (総務局長) 後続地区について、地中障害物に関する試掘調査等を行っているのか。
  - (麻溝台・新磯野地区整備事務所長) 過去に当該地区全体を対象として数箇所の土地の調査を行っており、地中障害物が埋設されていることは確認されている。地中障害物の取扱をどのように整理するかについては、事業計画次第である。
- (財政局長) 第一整備地区と後続地区を並行して事業に取り組むこととなるが、このタイミングで事業化を促進する理由は何か。
  - (麻溝台・新磯野地区整備事務所長) 市街地の拡大が前提となる事業は、都市計画の線引き見直しの影響を受ける。これまで住居系の市街地拡大が可能とされていたが、第8回線引き見直しでは、人口フレームが見込めないため、住居系の市街地拡大は難しいとされ、産業系の市街地拡大を前提とした見直しが求められている。第9回線引き見直し以降、産業系であっても市街地拡大の方針が担保される保障がないことから、市街地拡大の方針が見込める第8回線引き見直しの目標年次内での事業化を目指す必要がある。
  - (財政局長) 橋本駅周辺や相模原駅周辺など他の地域の開発についても相当の事業費を要するため、市全体で事業費の平準化が図られていない状況であるが、都市建設局として後続地区の事業化はこのタイミングでよいのか。
    - (麻溝台・新磯野地区整備事務所長) 市街化区域の拡大の必要性は、線引き見直し時にその都度検証されるものである。現都市計画においても麻溝台・新磯野地区と当麻地区については、特定保留区域として市街化区域の適地として整理されている。
- (財政局長) 事業費が令和9年度以降にまとめて示されているが、事業の完了予定はいつごろか。
  - (麻溝台・新磯野地区整備事務所長) 土地区画整理事業の規模により施行期間が異なるため、現時点では事業の完了時期は想定できない。令和7年12月に第8回線引き見直しの告示が予定されているため、その後の都市計画変更手続きを考慮すると、事業着手は最短でも令和9年度になると想定している。
- (財政担当部長) 各土地区画整理組合の事業の進捗状況に対し、市の財政的負担をコントロールできるのか。
  - (麻溝台・新磯野地区整備事務所長) 組合設立準備組織が作成する資金計画を含めた事業計画を確認する段階で、財政収支に関する指導助言が行えるため、施行期間の調整に

より財政負担の平準化の調整は可能と考える。

- （市長公室長）令和7年度に線引き見直しの告示を行うということは、来年度には特定保留区域としての設定が継続できるか否かが確定しているはずである。確定前に予算を議論すると、後々予算の凍結や事業中断という話になりかねない。後続地区に関し、特定保留区域に設定が出来なかったらどうするのか。また、一般保留にも設定できなかった場合はどうするのか。
  - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）特定保留区域に設定出来なかったとしても、産業フレーム等が示されれば一般保留の枠で事業化に向けた取組を進める。仮に人口や産業フレームがない場合は、説明資料で示しているとおり、事業推進の絶対条件である都市計画における市街地拡大の方針が無くなることから、後続地区の事業は凍結することになる。
  - （市長公室長）特定保留区域も一般保留も設定されないことも想定されるため、その点については戦略会議でしっかりと説明していただきたい。事業が凍結された場合は、予算化された事業費をどうするのか。
  - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）都市計画課との調整において、第8回線引き見直しで産業フレーム等が見込めることは確認済みであり、相模原都市計画区域にフレームを割り当てることについても、県とは調整したとの説明を受けている。ただし、線引き見直しのスケジュールを踏まえると、次年度の予算要求時期までに市街化区域の拡大の方針の確定及び公表は難しいと思われる。
- （総合政策・少子化対策担当部長）事業区域について、最大8分割を想定しているが、サウンディング型市場調査結果にあった2分割や3分割は現実的ではないのか。
  - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）様々な課題の整理を行うには、全域を一つの土地区画整理組合とするのが理想であるが、850人の組合となると全国的に事例の無い規模となる。地権者数が100人を超えると合意形成が難しくなると思われるため、組合の規模をできるだけ小さく分割した方が事業の進捗は早い。
  - （総合政策・少子化対策担当部長）各区域を一斉に事業化するのか、それとも土地区画整理組合ができたところから事業化するのか。
  - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）合意形成が図られた区域から土地区画整理組合の設立を認可したいと考えているが、原則として市街化区域に隣接する区域から市街化区域に編入することになるため、都市計画のルールに基づき、事業化を図ることになる。
- （総合政策・少子化対策担当部長）環境アセスメント調査は実施する事業規模等により調査の該非が変わるといふことか。
  - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）環境アセスメント調査の該非は事業認可単位で判断するという見解を得ているが、麻溝台・新磯野地区整備推進事業全体が大きな構想なので、法令による義務としてではなく、市として環境アセスメント調査の該非の判断が必要ではないかという見解もある。事業課としては制度上義務でなければ実施を要しないと考えている。
- （財政局長）このタイミングで事業化する理由について、市民に対して理解いただけるよう説明が必要である。また、民間活力を主体としても相当の事業経費を要するため、これについての説明も併せて必要である。
- （財政担当部長）市長まで含め、これだけの事業経費を要する事業と認識されていないのではないか。また、後続地区の事業が途中で頓挫してしまうと、先行区域の教訓は活かされたのかという話になる。税源涵養に資する事業であるため促進していきたいところであるが、予算と人工には限りがあるので、本事業の促進に関してしっかりと説明していく必要がある。

## (2) 結果

- 原案のとおり上部会議に付議する。

## 4 児童養護施設の新設及び既存児童養護施設の小規模化等について

【こども・若者未来局 こども家庭課、児童相談所】

## (1) 主な意見等

- （総務局長）令和6年7月に着工とのことだが、それまでに国の交付金の内示を受ける想定であるか。  
→（こども家庭支援担当部長）内示を受けて着手する想定スケジュールになっている。
- （総務局長）借入償還金補助金の必要性について、高齢者福祉や障害者福祉における施設整備では、既に廃止しているが、今回、借入償還金補助金を検討しているのは、法人の運営状況を踏まえてのものか。  
→（こども家庭支援担当部長）児童福祉については、他市においても制度が残っており、現行で借入償還金補助金があることを各法人が承知している中では、活用されることを想定している。
- （財政局長）今回提案があった施設の他に、拡充する予定はあるか。  
→（こども家庭支援担当部長）今後庁議に諮る予定の児童心理治療施設があるほか、状況によっては、グループホームの増設も有り得る。
- （財政局長）公募が予定されるのは、既存の児童養護施設を運営している法人か。  
→（こども家庭支援担当部長）市外の法人を含め、応募が想定される。
- （総務局長）選考委員会費用の謝礼については9月補正予算で対応する予定か。  
→（こども家庭支援担当部長）現時点では予算流用での対応を予定している。
- （総合政策・少子化対策担当部長）児童養護施設の設置場所は緑区を想定しているのか。  
→（こども家庭支援担当部長）他の施設の設置状況を踏まえると、緑区が望ましいと考えられるが、限定することなく市内全域で公募を行う。
- （財政局長）新設については、予算規模が分からないと部会に出せないのではないか。  
→（総務法制課長）この点については、別途調整する。

## (2) 結果

- 原案のとおり承認する。

## 5 今後の高齢者福祉施策について

【健康福祉局 地域包括ケア推進課、高齢・障害者支援課】

## (1) 主な意見等

- (市長公室長) 環境経済局と調整中とあるが、その後の状況はいかがか。  
→ (在宅医療・介護連携支援センター) 昨日、就職支援センターへ行き、調整は進んでいる。運営している事業者、産業・雇用対策課、地域包括ケア推進課の三者で引き続き調整をしていく。
- (総務局長) 来年度から第9期の高齢者保健福祉計画がスタートするが、当該計画としての庁議は別に行う予定か。  
→ (地域包括ケア推進課長) そのとおりである。
- (総務局長) 計画として、重点的に取り組む事業はこの6項目のみという理解でよいか。  
→ (地域包括ケア推進課長) 全体像はもっと広いが、令和6年度に予算を伴う事業については8月までに庁議を終えるものとされていることから、この6項目について先に庁議を実施している。  
→ (総務局長) 当該計画の庁議では、他の事業も出てくるということか。  
→ (地域包括ケア推進課長) 令和7年度に予算化する事業、その他継続事業等もある。
- (総務局長) このタイミングでは、なかなか全体像が分かりづらい。特養の施設整備といったハード面より、介護予防の方に力を入れていくという全体像があった中で、提案をしていくほうが良いと思われる。  
→ (政策課長) 新規事業については、財政の予算編成スケジュールなどから、仮に継続審議になった場合でも予算編成作業に間に合う期間として、8月までに庁議に諮るようお願いしている。
- (財政局長) 介護予防の考え方はずっとあったと思うが、この資料では、いままでは実施していなかったように見える。廃止する事業があって、こちらにシフトしていくという作りにしないと、作り手と外から見る人のイメージが変わってくるので直した方が良い。  
→ (地域包括ケア推進課長) 承知した。
- (総務法制課長) 補聴器購入助成事業について、説明の最後に、所得制限の要件を世帯から本人へ変更するとあったが、継続実施とのみあり、資料内に明記されていない。  
→ (地域包括ケア推進課長) 調整会議の議論を受けて検討したものであり、明記させていただく。
- (総務局長) 補聴器購入助成事業について、予算と決算の乖離があるならば、本格実施する際に予算を落とせばいい話であるので、対象を広げるにあたっての考え方を整理いただきたい。  
→ (地域包括ケア推進課長) 承知した。

## (2) 結果

- 原案を一部修正し、承認する。
  - ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

以 上